

II 一九三〇・六〇年代の職業社会と学校

[3] 学校方式の時代

——一九二〇、四〇年代の青少年労働を巡る転換の諸相——

木村元
高瀬雅弘
富澤知佳子

学校方式の時代
第一章 問題の設定と方法
問題の所在と課題
一九三〇年代は現代に繋がる新しい教育への胎動が広範な領域にわたってはっきりとした形で現われた時期である。
この教育の新動向は、社会の変動に伴う青少年の直面する新しい課題への対応に促されていた。その課題がどのように形成されてくるかを見るために、本稿では社会の変動を第一次大戦後、日本経済において形成されていった「二重構造」に着目する。

構造」に着目する。周知のように「二重構造」とは、日本経済の内側からの発展過程で産出された労働市場をはじめとした経済構造そのものに成因が求められる格差構造を示す。そこでは農工間の産業格差、さらに工業の内部における規模、経営の種類、工業の構成の分類などに基づく格差といった「一つの二重構造」を内包する。⁽¹⁾ここにいう「二重構造」(以下括弧は略)はもともと「一つの経済の中に、一見二つの異質な要素があることを視覚的に浮き上がらせようとした」方法的な見方であるとされている。⁽²⁾行論では経済の二重構造の事実の指摘を押さえながら、こうした方法的な見方に示唆を得て広義にこのカテゴリーを捉えたい。とりわけジェンダー的な観点を加えるために、青少年女子労働における職業婦人と非職業婦人の格差構造の存在、さらに職業婦人が従事する職業世界の内部においても歴史や待遇面での格差構造が進展している状況に注目した。

本研究では、これまでの職業(実業)⁽⁴⁾世界に存在していた次世代形成のための見習いシステムである徒弟制が動搖し、これの組み替えが求められていた状況に留意しながら、この経済の二重構造を生きた側の青少年労働の多様な様相を示したい。職業世界の中に存在した見習いシステムとしての徒弟方式は、青少年にその世界を生きるために必要な知識・技能や構えを獲得させるとともに、それによって養成される職人や労働者の調達をはかる手段や慣行としての社会的役割も担っていた。こうした徒弟方式について、経済史研究は、関連設備や生産工程と技術(技能)との関係に注目し、この時期の企業内訓練への要請に検討を加えてきた。⁽⁵⁾本稿では、こうした経済史研究の蓄積に学びながらも、これとは異なった視点、例えばアイデンティティの形成など青少年の発達課題に注目することで、青少年の社会化の諸相を対象に含め、文化伝達過程の多様な側面とそこで葛藤について考察を行おうとするものである。

こうした課題に迫るために学校方式の導入に注目する。⁽⁶⁾ここにいう学校方式とは、教えるものと教えられるものという関係の設定のうえで、教える内容を教える主体によって方法的に組織化した文化伝達の方式をいう。非対称な文化伝達の一つであるこの方式は、公教育制度としての人づくりの組織化としては定着したものの、徒弟制⁽⁷⁾によって構成されていた職業世界の中には入り込めなかつた。そこでは、年少より数年間の年季契約の下で親方の家族の一員として家事労働と親方の仕事を手伝いながら同時にその職業技術を習得し、人格的影響もうけるといった徒弟制に基づく養成の方式（徒弟方式⁽⁸⁾）を受け入れていたからである。このように、こうした直接人格を介してなされた徒弟方式による文化（技能）伝達を日本の学校教育は組み込みえずに一九三〇年代を迎えていた。⁽⁹⁾徒弟方式の文化伝達が、「まねびとまなびの中間形態」⁽¹⁰⁾とされるものであったのに対しても、学校方式は後に触れるように学校知識という人格に代わって独自な媒体を介在させた、計画的な伝達の方式であった。近代日本の社会においては、職業世界の中に貫かれていた徒弟方式と一九世紀末に制度化された学校方式とが、それぞれに存在していたのである。⁽¹¹⁾

一九三〇年代を迎えて、こうした学校方式は確かに近代セクターの大企業によって主として導入されることになるが、一方で前近代セクターや中小企業においても一定の工夫の下で導入されるなど、二重構造にそのまま対応した養成のシステムというわけでは必ずしもない。政策的には、後に触れる青年学校制度の創設、拡充にみられるように学校方式の制度的拡大を通して学校システムと職業世界を繋げようとしたが、実態的には、両者が併用、混在される過渡的な様相をきたしていった。行論ではこうしたなかでの青少年労働の様態の諸相を検討対象としているが、その際、職業世界を貫く二重構造を徒弟方式と学校方式が相互浸透的に貫いていた点に注目している。そこには、工業のように学校方式が入り込みやすかつた領域と商業のようにそうではないかった領域の併存状況が存在したのであり、さらに前者であっても業種や規模によって状況は様々であった。また徒弟方式ではないが、女工にみるよう従事的要素

を多く含むもの、一方で電話交換手のように当初から学校方式を導入していたものなど、女子労働の場合は幅を持つた多様な展開があつた。本稿ではこうした青少年労働を巡る二重構造の世界に注目して、女子労働、商・工業徒弟の社会化の過程を描くことになる。

研究の位置

ところで、筆者らは、この時期の子どもから大人への移行のプロセスの変容の契機を、若年女性たちの進路選択の動向とその労働を通じた社会との関わりのありよう、中小商業における徒弟制の動搖のなかでの生活問題、工業徒弟の技能の形成・伝達過程の変容ということに着目して検討したことがある。⁽¹²⁾但し、そこでは当時の学校システムと職業世界との接続の場を構成していた学校方式に関する共通の枠組みを持たず、それぞれの対象に即した視点を設定して青少年の一人前へのプロセスの変容を示したのである。これに対して、本研究では、そこでの知見を踏まえながら、職業世界の二重構造を生きる青少年労働にとっての学校方式の意味に注目することで、先に示したように、青少年の社会化の諸側面をその葛藤過程に焦点をあてながら考察を深めていくという共通の立脚点に立っている。こうしたスタンスを取るのは学校方式が内包する特性がそこでの葛藤の形成に深く関与していたのではないかという見通しを持つからである。例えば、学校知識を介しての文化伝達という点についてみてみよう。学校知識⁽¹³⁾とは、伝えたい（伝えねばならないと確信した）知識・技能を社会のなかから選び出し、それらが存在する文脈と切り離して伝達しやすいかたちに再組織して若い世代に伝わるように工夫され構成された知識である。この知識は、学校方式という新しい文化伝達の中核を担うものであるが、教える内容だけではなくどこでどのようにそれを伝えるかといった伝達に伴う形式が、社会の学校経験の蓄積のなかで価値を伴うものとなっていた。その意味で学校化される社会のあり方と

深く結びついたものであり、こうした学校知識の意味づけが当事者の青少年の重要な進路選択の根拠（指針）を与え、さらにつながる。さらにそのことが職業世界の現実との間に新たな葛藤を作り上げることになる。⁽¹⁴⁾ そうした葛藤の内在的な検討を踏まえることで、二重構造化された経済社会の論理だけではみいだせない独自な磁場の存在を浮かびあがらせたい。

ところで、実業の現場に学校方式を制度的に組み込む役割を中心的に果たしたのが青年学校であった。後に見るよう⁽¹⁵⁾に青年学校令は学校制度と職業世界を繋ぐようにその間に介在した諸学校を取り込むことになる。これまでの青年学校研究は教育史や社会教育の領域で中心に蓄積がなされてきたが、本稿で提示するような対象認識で職業世界との接点に着目してその実態を明らかにしてきたわけではない。⁽¹⁶⁾ 政策史ないし、鍊成・教化史的な関心からの研究が主流であり続けてきたのである。こうした研究が蓄積されてきたことにはむろん理由がある。戦前の青年期教育が少数の選良のための「中等教育」とその他の大多数の青年の「青年教育」というふうに二重構造に基づいて形成されおり、後者においては前者の制度化に比して学校教育制度としての整備が不十分で曖昧なものであり続けていた。青年学校の制度化はいわばそうした状況の克服を目指したものであり、日本の公教育改革史においても大きな意味を持つものであった。一方で、「青年教育」に対して壮丁準備としての青年訓練の要請を軍を中心に常に受けしており、そのもとでの学校の組織化が課題にされ続けてきた。青年学校の場の実際においては、学校と社会教育の中間的な位置に即した独特な訓練（鍊成）方式を作り上げてもいたのである。これを通して軍の懸案でもあった壮丁までの持続的な学校教育の構築という、教育と軍を間断なく繋げるルートを確立することになった。こうした青年教育制度の構築と青年訓練の方式という研究対象は日本の近代教育史研究の重要なテーマであった。青年学校はいわばその交点に存在していたのであり、必然的にこうした枠組みでの研究蓄積がなされてきたのである。近年においては、個別の学校を視野⁽¹⁷⁾にその実態そのものを対象にアプローチしようとする動向がみられるようになってきている。⁽¹⁸⁾ 本稿は、かかる研

学校方式の時代

究動向を踏まえながら、青年学校令に基づく諸学校まで対象を広げることで職業世界との関わりのいわば前線に焦点をあて、さらに生徒の経験をも視野に入れているという点で特徴を持つものであり、こうした地点からこの学校の新しい意味を示そつとするものもある。

対象としての青年学校

学校システムと職業世界との間で実際に二つのシステムの連絡を担ったのは、歴史的な蓄積をもって存在していた小学校、中学校、高等女学校などとは違った、学校制度の側から見ると傍流におかれた初等教育後の諸学校であり、それを集約するような役割を担ったのが青年学校であった。前者の学校群はフルタイムで公定されたりジッドなカリキュラムをもついわば正系の学校システムを構成していた。一九三〇年代、大衆少年にとって高等小学校が正系の学校システムの「出口」を担うにいたっていた。しかし実際は、一九三〇年代を見ると職業世界との間に、実業補習学校、青年訓練所さらに高等科の補習科や各種学校なども含めて社会との連絡を果たす学校教育機関が存在していた。これらの中でも、「産業⁽¹⁹⁾あるいは職業教育を基礎」とした実業補習学校と、軍からの壮丁準備教育の一環としての要請を強く受けた青年訓練所とが組織され普及が図られていく。二つの教育機関は一九三五年度に統合され青年学校⁽²⁰⁾となつて農村を中心にして定着が進むが、一方で都市部においては普及は容易ではなかった。そのなかで大都市の大工場や商店に設置された私立青年学校は独自な展開を見せ、青少年を職業社会へと繋げるために大きな役割を果たすようになつていく。一九三九年の男子の義務制はこうした傾向をより促すのであるが、ここで留意しておきたいのは、青年学校と冠しない青年学校令に基づく学校の存在など、青年学校が極めて広い外延をもつていたということである。⁽²¹⁾ 本稿で取り上げる大森機械工業徒弟学校（以下、大森徒弟学校）も技能者養成令を併用しながら青年学校制度の中に

位置づけられていたし、電話交換手学校も青年学校令に基づく学校となつた。このように学校システムと職業世界を繋ぐ媒介項としての役割をこうした青年学校令と関わりを持つ諸学校が担つたのである。本稿ではかかる広義の意味での青年学校をも対象とするものである。乖離して存在していた二つの人づくり方式の接点の場にこの学校はあつたのであり、職業世界との連結という意味で既存の教育制度を問い合わせる存在ともなつていたのである。⁽²⁴⁾ なお、青年学校の背景や展開については改めて工業徒弟を対象とした第四章二の2に触れる。

学校の社会的定着——行論の前提

本稿では特に私立青年学校に着目しているが、この場が注目される背景には、青少年労働力を巡る変動とともに学校制度自体の社会への定着、拡大ということがあつた。前者の青少年労働については、工業化、都市化の急激な展開のなかで徒弟制による人づくりの方式が動搖すると同時に、青少年労働市場にむけての地方からの参入とそれに伴う諸問題が形成されていた。大量の熟練労働力を必要とした工業を中心、労働力構成の再編成の課題と大量に流入する青少年人口問題への対応がいわば重なりあうかたちで、職業世界への学校方式の導入を促していたのである。さらに後者として学校制度の拡大を考える上で、学校が人々の生活の中に定着し、より長く学校生活を延長しようとすること就学動向がある。三〇年代を迎えて、義務教育である尋常小学校に入學し卒業するというライフサイクル上の行動が定着した。なかでも女子を中心とした卒業率の上昇はそのことを強く印象づけるが、こうした動きは一方で義務教育後の進学行動を作り上げていく。そこには、学校制度の意味、規則、時間的区切りに人々が従うようになり、義務教育を出てからも学校に進もうとする心性レベルでの変化があつたといえよう。その上で、実際的には、多くの子どもたちは高等小学校への進学の道を歩むことになつたが、そこでは、階層による経済的、文化的制約やジェンダーの障壁

のものとに中等学校進学は阻まれていたのである。⁽²⁵⁾ そのような状況を前提に中等学校進学のルートとは異なった職業世界への道を辿る青少年のための教育の構築という課題がクローズアップされていたのである。本稿においては、全体を通してこうした教育人口動態史的な前提を持った考察に留意している。

本稿の構成

以下、女子労働、商業徒弟、工業徒弟というふうに対象領域を設定し、かつそれぞれの領域固有の課題設定を行いながら考察を加えたい。女子労働については、労働と生活の実態、女子労働市場と学校の関係性というように学校方式を要請した社会的背景に留意しながら、学校方式による職業婦人養成の展開を職業婦人の置かれた社会的状況との関係の中で明らかにする。商業徒弟については、その養成における学校方式の展開を、百貨店と中小商店との間の相違という二重構造に即しながら学校方式を巡る雇用者、行政、青少年のそれぞれの立場に注目し、私立青年学校の場の特有な意味について検討する。その際に学校方式を要請する歴史的な展開に留意したい。工業徒弟養成に関しては、それを担う学校方式の導入がどのような場でなされ、それがいかなる影響を当事者に与えていたのかについて焦点をあてる。その上で学校方式を要請する青少年の心的な構造に注目し、私立青年学校に入った青少年の就学行動や学びの諸相について考察を加える。

以上の各領域へのそれぞれのアプローチを踏まえて、職業世界に横たわる二重構造の中の学校方式がもつた意味について考察を加えたい。

- (1) 木村元編『人口と教育の動態史』(多賀出版、1980年)。いにいう「九四〇年代とは四〇年代初頭を意味する。戦局の悪化と国内諸条件の窮屈化のもと、教育が正常なかたちで維持できなくなり混乱をきたす決戦期までの「九四〇年以前を対象とする。
- (2) 尾高煌之助「「重構造」中村隆英・尾高「「重構造」岩波書店、一九八九年。
- (3) 尾高煌之助『労働市場分析』(岩波書店、一九八四年)。もじもと有沢広口「経済拡大は雇用問題を解決しつるか」「世界」NO.111、一九五六年一月で示された概念とされてくる。
- (4) 本稿では、特に商工業の世界一般を示す場合には「実業世界」を用い、それを含むより広い文脈で用いる場合には「職業世界」とする。
- (5) 尾高煌之助「労働市場」「経済学大事典」II巻、東洋経済新報社、一九八〇年。同『企業内訓練の時代』岩波書店、一九九〇年。本稿のタイトルは同著に着想を得てこの。
- (6) 学校方式という枠組みであるが、本稿では青少年労働の形成の質を文化伝達の方式の違いによって示すために用いた。教える一学ぶの組織化に焦点化された文化伝達の質に注目したものであるが、これに伴って一方で「学校化」(以下、括弧をはずす)が進行する。学校化は、いこでは学校方式が作り上げる独自な時間とそれに導かれる当事者の認識を生み出す、その全体状況を把握するカテゴリーとして押さえておきたい。商業徒弟の問題を学校化というカテゴリーで捉えようとしている緑川みどりは、それとして明示しているわけではないが、「商業知識と実務能力を授ける」場となっているかどうかを指標として学校化を充てている(商業徒弟制度における学校化の過程——東京商工会議所商業実務講習所の成立——)『悠峰職業科学研究紀要』八巻、一九〇〇年)。本稿では生徒の意識やそこの諸関係、さらに制度化へのダイナミズムを含めてこのカテゴリーを捉えておきたい。
- (7) なお、徒弟の用語に関しては、なぜ当時実際に流通していた呼称にしたがい、もう少しあく押さえた。すなわち、青少年の技能形成過程にある労働者を「徒弟」と呼ぶ習慣がこの時期定着していったようだ。労働者の技能養成制度としては形骸化しつつも年少労働者の呼称としては存在していた状況を踏まえ、見習工や小店員などもこのカテゴリーにいれて捉えておきたい。
- (8) 堀内守ほか『徒弟教育の教育』御茶の水書房、一九六一年など。
- (9) 協調会「徒弟制度と技術教育」一九三六年。
- (10) 中内敏夫「六三制の誕生」「老」と「生」——隔離と再生——』藤原書店、一九九三年、五一頁。
- (11) 但し留意しておきたいのは、この時期においての徒弟方式は暖簾分けなど弟子に対する処遇においてその足場を欠落させながら師弟精神は強調されるところの状況があつたことである。動搖する徒弟制の再建は徒弟保護立法の提唱等を生んでいたが、そのなかで示された「新徒弟制」(遊佐敏彦『新徒弟制度』社会教育協会パンフレット、一九三四年など)は徒弟制への学校方式の導入というべきものであつて、両者を折衷させた過渡的な形態として往々にして外在的な情義関係と学校方式を繋いだ性格を持つ矛盾的なものでもあった。
- (12) 前掲『人口と教育の動態史』六章参照。本稿は、紙幅の関係で大幅に縮小する」とで不明確になつた同著の諸前提や内容を補うことも目的に含んである。
- (13) 「学校知識論は闇へよせ」Bernstein, B (1996) *Pedagogy, Symbolic Control and Identity: Theory, Research and Critique*, Taylor & Francis (エド・ベーハン・トマス『教育』の社会学理論) (久富善之訳) 法政大学出版部、一九〇〇年) に示唆を受けてこの。
- (14) 地位表示機能としての学歴はこの形式の重要な意味内容の一つであるが、それに止まらない。学校で学ぶといふと自体を価値とする心性が当時の人々の中の学校経験の蓄積や当時の労働と教育との関係の中で形成され、就学行動を生み出す。その際に、家族の経済的状況や学校に対する対抗的文化との間で葛藤が介在する場合があるが、その上に個別の学校経験を蓄積するものと考える。その他の経験とそのことを介して産出される諸葛藤が学校の再定義を促すという一連のダイナミズムを想起したい。
- (15) 産業教育、技術教育においても、清原道寿『昭和技術教育史』(農山漁村文化協会、一九九八年)などで青年学校の実践例が検討されている。

- (16) 米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校』(野間教育研究所紀要、一九九五年)に整理がなされている。なかでも国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(第五巻、一九七四年、七編第一章五節(田中勝文)、第八巻第四章四節三、四(橋口菊)、第一〇巻、第二編三節(原正敏))に詳述されているほか、八本木淨『両大戦間の日本における教育改革の研究』(日本図書センター、一九八一年)等多くの研究の蓄積がある。本稿ではこれらの著に示唆を受けている。
- (17) 佐々木尚毅「青年学校」戦時下教育研究会『総力戦体制と教育』東京大学出版会、一九八六年、鷹野良宏『青年学校史』三一書房、一九九二年など。
- (18) 佐々木尚毅「私立青年学校の沿革(その一・東京(一)、その二・東京(二))」『日本私學教育研究所調査資料』一六八、一九九一年、一七八、一九九三年で個別の私立青年学校の設置、所在などに関する調査報告がある。
- (19) 矢口徹也が『早稲田大学教育学部 学術研究(教育・社会教育・体育学編)』(四四、四五、四七号、一九九六年)一九九八年)で「東京府(都)下の青年学校研究」を、浅野素雄が『芦屋大学論叢』で「青年学校に関する総合的研究(III)」(V)、(二二・二三号、一〇〇一年)、(二十四、一〇〇三年)を発表しているほか、教育内容に関する井上平治を中心に「道南地域における青年学校の技術教育に関する調査研究」「北海道教育大学紀要 教育科学編」五一巻(一)(一〇〇一年)以降、継続研究を行っている。さらに米田俊彦「青年訓練所・青年学校と高橋峯次郎」「村と戦場——共同研究近現代の兵士の実像』(国立歴史民族博物館研究報告)一〇一号、(一〇〇三年三月)がある。
- (20) 梁忠銘『近代日本職業教育の形成と展開』(多賀出版、一九九九年)五章参照。
- (21) ここで青年学校とするものは、広義の意味で用いる。というのは、後に触れるように工場事業場技能者養成令と併行して青年学校令が示され、実際にはそれらを組み合わせて一つの学校(学校方式)を作り上げる場合があるからである。例えば、大森機械工業徒弟学校は最初の三年を技能者養成令で、後の二年を青年学校令のもとに設置されている。こうした学校も含んで私立青年学校というふうに用いたい。
- (22) 学校数で約一〇倍、生徒数で約四〇倍の増加があった(前掲「東京府下の青年学校の研究(II)」)。
- (23) 前掲「青年学校に関する総合的研究(V)」でも日立造船の例、さらに実業学校令などによる学校として認可されず青年学校令に基づいた青年学校という名称を用いない学校の例が示されている。
- (24) 矢口新・飯島篤信「私立青年学校の学科編成に就て」『東京府私立青年学校協会報』一九三八年三月(文部省社会教育部編『青年学校教育に関する論説(昭和十四年度版)』、一九四〇年、所収。小川利夫・寺崎昌男監修『近代日本青年期教育叢書(第I・II期)』(日本図書センター、一九九〇~九一年)復刻版所収)
- (25) 『人口と教育の動態史』三章(福島裕敏)参照。
- (26) 同上序章(木村)。

第二章 青少年女子労働力と学校方式

一 戦間期の青少年女子労働

1 青少年女子と有業率の推移

学制制定以来、長いこと女性の就学率・進学率は、男性と比較して低いレベルにとどまってきたが、一九世紀末ごろから女子就学率は急激な高まりを見せ、一九〇〇年には七〇%、その四年後には九〇%に達した。⁽¹⁾また、戦間期における尋常小学校卒業後の女子の上級学校進学率の上昇は目覚しく、高等小学校への進学率は一九二一年の四二%から三〇年の四九%、四〇年の六〇%へと急上昇した。高等女学校や実科女学校などの中等学校への進学率も、二一年の一%から三〇年の十七%、四〇年の十四%と着実に上昇カーブを描いていた。尋常小学校卒業後に高等小学校あるいは中等学校へと進学する」と、すなわち義務教育後の進学は女子にとっても一般性を持つようになっていたのである。

表2・1・1 青少年女子有業率・無業率の推移

| 1920年 | 0-11歳 | 12・13歳 | 14歳 | 15歳 | 16・17歳 | 18・19歳 | 20-24歳 |
|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 有業 | 0.5% | 21.8% | 45.1% | 55.0% | 60.9% | 62.3% | 56.8% |
| | 5.7% | | | 60.3% | | | |
| うち農業 | 0.2% | 9.2% | 23.0% | 30.4% | 34.3% | 35.9% | 35.4% |
| うち非農業 | 0.3% | 12.5% | 22.1% | 24.7% | 26.7% | 26.3% | 21.4% |
| 無業 | 99.5% | 78.2% | 54.9% | 45.0% | 39.1% | 37.7% | 43.2% |

出典：内閣統計局『大正九年国勢調査報告』205頁より作成。

| 1930年 | 0-11歳 | 12・13歳 | 14歳 | 15歳 | 16・17歳 | 18・19歳 | 20-24歳 |
|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 有業 | 0.3% | 20.5% | 43.8% | 55.0% | 62.6% | 64.5% | 53.9% |
| | 5.0% | | | 61.8% | | | |
| うち農業 | 0.0% | 5.9% | 15.8% | 21.1% | 24.5% | 27.1% | 28.0% |
| うち非農業 | 0.3% | 14.5% | 28.0% | 33.9% | 38.1% | 37.3% | 25.8% |
| 無業 | 99.7% | 79.5% | 56.2% | 45.0% | 37.4% | 35.5% | 46.1% |
| うち学生 | 40.5% | 67.0% | 36.4% | 23.1% | 11.8% | 2.6% | 0.4% |
| うち学生以外 | 59.2% | 12.5% | 19.8% | 21.9% | 25.5% | 33.0% | 45.7% |

出典：内閣統計局『昭和五年国勢調査報告』161～175頁より作成。

| 1940年 | 0-14歳 | 15-19歳 | 20-24歳 |
|-------|-------|--------|--------|
| 有業 | 3.9% | 67.5% | 59.9% |
| うち農業 | 1.1% | 23.1% | 26.4% |
| うち非農業 | 2.8% | 44.4% | 33.6% |
| 無業 | 96.1% | 32.5% | 40.1% |

出典：総理府統計局『昭和十五年国勢調査報告』113頁より作成。

学する子どもも大半が学校を卒業する一八・一九歳でピークに達し、結婚年齢である二〇歳代前半になると減少傾向を見せる。一〇年から四〇年までの年次推移を見ると、進学率・就学率の上昇を反映し、一〇歳代前半の低年齢層の有業率が時代とともに低下する一方で、一〇歳代後半の有業率は逆に上昇傾向にあり、四〇年の一五・一九歳階級の有業率は六七・五%に達する。ここで無業者とされた者の中には、中等学校などに通う学生も含まれており、しかもその割合は増加していたことから、学校にも職業世界にも属することなしに過ごす女性は戦前期を通じて一定程度は見られたものの、その割合

学校方式の時代

またこの時期、修学期間の延長と平行して、全国的に女性の結婚年齢も上昇した。既婚率（有配偶・死別・離別の合計）が未婚率を上回る年齢は、一九五〇年の二〇歳から、三〇年二一歳、三五五年二二歳へと変化した。その背景には、〇歳代後半での婚姻率の低下があり、一九歳女子の既婚率は一〇年の三八%から三五年の二〇%まで急落をみせた。都市の女性の結婚年齢はさらに高く、東京において既婚率が未婚率を上回る年齢は一五年には二二歳、三〇年と三五年は二三歳で、三五年の一九歳既婚率はわずか一一%に留まつた。

高等小学校を卒業すれば一四歳、中等学校に進学したとしても一六、七歳で学校を離れ、一〇歳代前半で結婚するまで間に、女性のライフコースには二一～一〇年程度の制度的な空白が存在していたことになる。では、学校と家に問い合わせられる間に挟まれたこの空白期間を、女性たちはいかに過ごしていたのであろうか。

多くの場合、貧しい家庭の子どもたちは尋常小学校・高等小学校を卒業後あるいはそれ以前の段階から生産労働に携わっていた。農業労働や家業手伝いに従事するものもあれば、生まれ育った地域共同体から遠く離れた職業世界の中で、少女期から結婚までの長い時間を過ごすものも少なくなかった。一方で、青少年女子には生産労働の世界に参入しないという選択肢もあり、中流家庭の子どもたちは高等女学校などを卒業後、家に留まり、家事手伝い・稽古事・行儀見習などの花嫁修業をして過ごす場合も多かった。実際には、その選択は本人の意思というよりは、出身家庭の経済的条件によって決定されることも多く、青少年女子が働くことは、出身家庭の経済的な貧困を示すものとして否定的に受け止められる傾向も見られた。

青少年女子のうち、どれほどが生産労働に従事していたのだろうか。表2・1・1は国勢調査から年齢別有業率・無業率の推移を示したものである。「無業」は一九三〇年のみ「学生」と「学生以外」に分類した。

年齢別有業率は、尋常・高等小学校修了者が学校を離れる一〇歳代前半から次第に上昇を始め、中等学校以上に進

学校方式の時代

表 2・1・2 24歳以下の青少年女子労働力構成の推移

| | 1920年 | 1930年 | 1940年 |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 農業 | 1,971,163 57% | 1,747,252 43% | 1,760,485 37% |
| 水産業 | 12,544 0% | 13,452 0% | 19,115 0% |
| 鉱業 | 41,726 1% | 14,045 0% | 17,066 0% |
| 工業 | 904,927 26% | 929,513 23% | 1,104,117 23% |
| 重化学工業 | 38,979 1% | 36,856 1% | 163,889 4% |
| 繊維工業 | 686,081 20% | 721,661 18% | 631,069 13% |
| 軽工業 | 175,075 5% | 154,998 4% | 263,747 6% |
| その他の工業 | 4,792 0% | 15,998 0% | 45,412 1% |
| 商業 | 358,624 10% | 489,734 12% | 527,254 11% |
| 交通業 | 31,312 1% | 54,832 1% | 83,604 2% |
| 公務自由業 | 101,070 3% | 187,875 5% | 515,774 11% |
| 家事使用人 | 5,155 0% | 583,064 14% | 527,715 11% |
| その他の有業者 | 29,998 1% | 23,099 1% | 163,812 4% |
| 計 | 3,456,519 100% | 4,042,866 100% | 4,718,942 100% |

出典：表 2・1・1 と同じ。

は減少傾向にあったことが窺えよう。

2 青少年女子労働力構成の推移

では、青少年女子有業者は、どのような労働に従事していたのだろうか。表 2・1・2 は、国勢調査より、一九二〇年から四〇年までの「二十四歳以下」の青少年労働力構成を推計し、その年次推移を示したものである。

まず指摘できることは、青少年女子労働力の最も多くを占めていたのは、一貫して「農業」であったことである。農業労働者数は二〇年から三〇年までの間にやや減少し、その後は停滞しているが、青少年労働力人口の増加に伴い、その割合は減少を続け、四〇年には三七%となつた。

一方、増加を続ける非農業分野で最も高い割合を占めていたのは「工業」である。なかでも「繊維工業」の割合は高く、二〇年と三〇年の段階では、女の八割程度は繊維工業労働者であった。しかし、

四〇年になると、「繊維工業」は急激に減少し、かわって「軽工業」や「重化学工業」が増加傾向を示すようになる。「工業」に次ぐのが、「家事使用人」と「商業」である。「家事使用人」は二〇年のみ統計上の扱いが異なり、その大半が「副業」とされたため、表の数字には含まれていないが、「副業」の「家事使用人」五七万人の大半が青少年労働者であったとするなら、停滞やや減少傾向を示しながらも戦間期の青少年女子労働力の少なくない割合を占め続けていたことになる。

「農業」「繊維工業」などが減少または停滞するなかで、増加傾向にあったのは「公務自由業」と「交通業」である。とくに、三〇年から四〇年にかけての「公務自由業」の躍進は目覚しく、従事者数は二・七倍の伸びを示した。

このように戦間期は近代化・工業化・都市化の進展に加え、徵兵・徵用の影響による青少年男子労働力不足も重なり、青少年女子労働を巡る状況は大きな変容を遂げていた。青少年女子労働力の大半は農業・繊維工業・家事使用人といった在来産業に集中していたものの、時代が下るにつれて在来産業の従事者の割合は次第に低下し、かわって、公務自由業・交通業・重化学工業などの近代産業の労働者が躍進を見せるという傾向を指摘することができるだろう。近代産業と在来産業とが並列的な発展をみせる中、戦間期は「近代」と「在来」の格差が顕著になつたとされおり、その両者の間に生じた格差に注目することが、青少年女子労働における「重構造にせまる第一の視点」である。⁽³⁾

3 職業婦人と非職業婦人

産業・業種上の区分、あるいは経営規模上の区分とも重なりを持つつ、女子労働者に対して向けられるまなざしには男性とはやや異なる部分もあり、「職業婦人」と呼ばれる女子労働者群が存在していた。

「職業婦人」は、一般的には比較的高い教育を受け、「近代的職業」に従事する女性を指していた。村上信彦によれ

ば、「近代的職業」とは、①当事者が自己の意志でその職業に就いている（＝前借金がないこと）②自由意志を持ち、転業・廃業も自由である（＝年季契約でないこと）③公私の別がはつきりしている（＝住み込み・寄宿制度でないこと）職業であるとされる。職業婦人と非職業婦人の区分には、労働条件・雇用形態として近代的であるか否かということに加え、労働の性格の二重化という意味合いも含まれていた。すなわち、職業婦人はやや事務的・専門的な業務に従事する知的・技術的労働者であったのに対し、非職業婦人は肉体労働に近い職業に従事する女性を指していた。

職業婦人には大きく分けて、「専門・技能系職業婦人」の系譜と「事務・サービス系職業婦人」の系譜があった。前者は教師・医療関係者（医師・薬剤師・看護婦・産婆）・芸術家・女優・著述家・遊芸師匠など、明治期から続く職業で、数少ない自立の道であり、結婚後も継続可能な職業も多かった。ただし、特殊な能力や長期間に及ぶ教育を必要としていたことから、実際に就職できる女性は限定されたともいえる。一方、後者は第一次大戦以降の近代化・産業化・都市化を背景に、飛躍的に増加した官公庁・会社・銀行・百貨店などの近代セクターで働く女性で、事務員、タイプリスト、百貨店員、バスガール、電話交換手などが含まれていた。オフィスビル街に登場したこうした女性たちの存在は、その華やかさと物珍しさで当時の人々の大きな注目を惹いた。

事務・サービス系職業婦人の登場により、職業婦人數は飛躍的な増加を見たものの、職業婦人は多く見積までも都市の青少年女子労働者の二、三割程度に留まっており、女子労働力の大半を占めていたのは女工・女中・女給・農業従事者などの非職業婦人であった。⁽⁵⁾ 非職業婦人を「労働婦人」と呼んで、職業婦人と区別することもあったという。とはいえた戦間期の女子労働力の拡大の中で、商工分野を中心に「労働婦人」的な職業においても活躍の幅は広がりをみせ、大規模経営工場などでは近代的雇用関係のもとで肉体労働に従事する労働者も増加していた。女性の活躍の場の広がりのなかで、職業婦人と労働婦人の区分自体も変容を迫られていたとみられ、その両者の関係性に注目すること

学校方式の時代

とが青少年女子労働を見ていく上での第一の視点となる。

戦間期の青少年女子労働力を巡ってあらわれた新展開を踏まえ、本章の課題は、青少年期を職業世界で過ごした女性たちに注目し、学校方式による職業婦人養成の歴史を、職業婦人の置かれた社会的背景との関係で検討することにある。⁽⁶⁾

具体的には、第一に、女子労働市場における人材選別および育成における学校利用のあり方を検討し、学校と労働市場の関係性を描く。また、戦間期に女子労働を巡ってあらわれた新展開を、労働と生活の実態から把握し、女子労働力間のある面では格差が拡大し、別の面では区分が不明確になっていく状況を見ていく。

第一に、戦間期の新しい女子労働者の登場と拡大が、既存の職業に及ぼした影響力について検討する。ここでは、職業婦人の中で教師・看護婦に次ぐ歴史を有する電話交換手という職業に着目し、先発の職業婦人である電話交換手が、戦間期に質的・量的な拡大を見せる青少年女子労働力の中で、その職業的な地位をいかに変容させてくことになつたのかを明らかにする。さらに、交換手教育に学校方式が導入されたことの背景を、交換手たちのおかれた社会的状況や自己認識との関係で検討する。

二 女子労働市場と学校

非農業分野の女性の社会進出が進み、女性が従事する職域も拡大するなかで、新しい女性労働者たちはメディアによりさまざまなかたちで紹介され、その情報は世間の労働イメージの形成にも大きな役割を果たしていたといえよう。ここでは、メディアで取り上げられる情報の中でも、求職者やその保護者を対象にした職業案内書を素材に、明治期と

表2・2・1 職業一覧

| | |
|----------|---|
| 知的職業 | 女医、婦人薬剤師、中等教員、小学校教員、幼稚園保母、家庭教師、女店員、女事務員、貯金局事務員、郵便局事務員、停車場出札係、婦人記者、婦人図書館員、婦人外務員、婦人探偵婦人ガイド、婦人看守、女工世話係、社会事業従業員、婦人伝道師 |
| 技術的職業 | 歯科医、助産婦、看護婦、タイピスト、美容師、美髪師、速記者、女子電話局員、電信技術員、和服裁縫師、洋服裁縫師、製糸教婦、製図師、図案師、婦人写真師 |
| 知的、技術的職業 | 音楽家、書家、琴の師匠、生け花=茶の湯の師匠、琵琶師、女優=映画女優 |
| 労力的職業 | 婦人車掌、自動車運転手、家政婦、女中、女工、劇場活動の案内係、モデル、美装員、旅館料理店女中、女給 |

出典：増尾辰政『婦人の職業』大阪中央職業研究所、1928年より作成。

戦間期の職業案内書のなかで紹介される女性の職業にどのような変容がみられたかを明らかにする。また、学校と職業世界の接続関係に注目し、各職業において雇用者側がどのような人材を求めており、人材の配分において学歴や学校教育がいかなる意味を持つようになっていたのか検討する。

1 職業案内書にみる女性の職業の変遷

女性の職域が急速に拡大する第一次大戦以前の日本には、女性の職業としてどのようなものがあったのであろうか。

一九〇六年に刊行された近藤正一『女子職業案内』(博文館)で紹介されている職業は以下のようなものである。

「小学校教員」「中等教員」「家庭教師」「保母」「閨秀文学家」「女記者」「閨秀画家」「音楽家」「写真師」「割烹教師」「茶道教師」「挿花の師範」「女医」「看護婦」「産婆」「東京郵便局の事務員」「電話交換手」「日本銀行女子事務員」「通信局電務課員」「女子商店員」「三越呉服店の女店員」「速記業」「婦人の語曲師範」「編物師と編物教師」「裁縫教師と裁縫師」「繡工」「女工」「」

後の時代とも共通するが、就職の指針として、職業案内書を手にすることが可能な読者層からみて、紹介される職業が「職業婦人」的なものに偏るのは当然としても、ここで扱われている職業は二七種類で、その数は後の職業紹介書と比較して格段に少ない。

職業の詳細を見ると、専門・技能系職業婦人が多くを占め、近代セクターの賃金労働者は「東京郵便局の事務員」「電話交換手」「日本銀行女子事務員」「通信局電務課員」「女子商店員」「三越呉服店の女店員」「速記業」などに留ま

る。企業名や官庁名が限定された職業が多いことからも、当時の近代セクターへの就職は狭き門であったことがわかる。また、初期の事務・サービス系職業婦人の社会進出は、官公企業中心に進んだことも窺える。

次に、一九二〇年代の職業案内書である増尾辰政著『婦人の職業』(大阪中央職業研究所、一九二八年)で紹介されている職業を職業分類別に示したものが表2・2・1になる。ここで取り上げられている五二種類の職業には、戦前期の主要な女性の職業がほぼ揃っており、第一次世界大戦後に職業婦人の社会進出が急激に進んだことが窺えよう。

明治期と比較して、「女店員」「女事務員」「婦人車掌」等の近代セクターの事務・サービス職、「タイピスト」「製図師」などの技術的な職業、「製糸教婦」「女工世話係」のような一般女子労働者の指導・監督的な職業が登場している。女性の職業婦人の量的拡大を示すのが一九三〇年代であるとするならば、質的な拡大を示していたのが一〇～一〇年代であったとみることもできよう。

2 職業案内書にみる職業婦人と学校

商業学校のような高等教育機関や中等学校などの公教育機関が職業人養成を実施している場合である。一つめは、高等小学校や高等女学校を卒業後、技能養成を目的とした各種学校等で専門的な知識や技能を習得し、その専門性を生かして就職する場合である。さらに三つめとして、学校では特別な職業教育を行わず、それぞれの職業に見合うだけの一般教養を有するものを採用する場合で、就職後に企業内で一定期間の研修制度を設け、職業教育を施すものであった。

(二) 中等学校卒業者と職業婦人

職業と学校の接続関係は多様であるが、ここで紹介される「職業婦人」的な職業の多くは、中等学校、あるいはそれ以上の学歴を必要としていた。そうでない場合でも、養成学校にて専門的な知識や技能の習得が必要となることが多く、就職までは先行投資を必要とした。例えば、タイピストとなるためには、高等小学校ないしは高等女学校程度を卒業後、タイピスト養成学校で三ヶ月～一年間の専門教育を受ける場合が多かった。一ヶ月四～一〇円の授業料のほかに、入学金や校費などの費用もかかるところから、一般的な家庭にとっては少なくない負担であったといえよう。⁽⁸⁾ 高等女学校を卒業した女性の場合、より専門的な知識を求めて進学することもあったが、これといった職業教育を受けることなく労働市場へと向かう場合も多かった。厚生省職業部『知的階級就職に関する資料』より、一九三〇年代後半の高等女学校卒業者の就職動向を示したものが表2・2・3である。調査対象となつた学校数が大幅に変動しているため、結果を時系列的に把握することには限界があるが、いずれの年度も高等女学校卒業者中、就職希望者は二割ほどで、学校卒業直後の就職者も全体の一～二割程度の低水準にとどまっていた。ただし、この数字は、当該年度の卒業生の就職状況を五月末日の時点で調査したもので、当時は学校卒業直後に就職することが必ずしも一般的では

学校方式の時代

表2・2・2 職業と学歴の関係

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 大学・専門学校への進学 | 弁護士、医師、歯科医、薬剤師、中等教員、記者、アナウンサー、国際電話係 |
| 中等学校卒業後、養成機関へ | 製糸教婦、欧文タイピスト、速記者、保母、図書館司書、栄養士 |
| 中等学校卒業程度 | 事務員、銀行員、エア・ガール、小学校教員 |
| 高小・中等学校卒業後、養成機関へ | 看護婦、助産婦、美容師、邦文タイピスト、製図工、洋裁師 |
| 高小卒業程度 | 電話交換手、バスの車掌、エレベーターガール、出札係、デパート食堂給仕 |
| 尋常小卒業程度～学歴を問わず | 女中、女工、女給、派出婦 |

出典：豊原又男『女子新職業紹介』日本放送出版協会、1938年より作成。

(一) 職業婦人と学校

次に、一九三〇年代後半の職業案内書を用いて、職業と学校の関係性を検討する。まず検討するのは、東京府職業紹介所長の豊原又男著『女子新職業紹介』(日本放送出版協会、一九三八年)である。この中では六九種類の職業が取り上げられ、一〇年代の案内書と比較して「エア・ガール」「国際電話係」「アナウンサー」など、やや特殊で専門的な職業が登場しているが、主要な職業は二〇年代のものとほぼ重なる。

案内書には、女性の職域の拡大と職種の細分化・専門分化に伴い、学校と職業との接続関係が強くあらわれている。一定の学歴が採用の条件となっている場合もあれば、学校卒業後に技能養成を目的とした「養成学校」への進学が就職の条件となっている場合もあるが、いずれにしてもほとんどの職業で学校に関する言及がある。職業案内書の記述から、主要な職業について学校と職業の接続関係を示したもののが表2・2・2になる。

職業婦人における学校と職業の接続のありようには、いくつかのパターンが見られた。一つには、女子医学専門学校や師範学校、

に就職しており、全体の六五%ほどは「事務員」であった。一九三六年には「商店員」が二割程度を占めているが、一九三九年では「商店員」は少なく、「学校教員」や「女工」が比較的高い数字を示している。

では、高等女学校卒業生たちの主要な就職先である事務員や百貨店員に必要な資質とはいかなるものだったのだろうか。銀行については、「頭脳明晰で根気のよい人、学業成績の優秀なる人（卒業試験席次十番以内）、必ずしも容貌の美しい人を望まない。家庭には両親とも揃つて居て円満なる事、家庭の職業が余り好ましくない者は避ける」とある。会社については、「此の方面では、その人の印象を非常に重要視する。先ず体格のよい人で、且つ学業成績が中以上の人、容貌は醜くない程度でよろしいが、なるべく能筆で而かも算盤の達者な人でなければならぬ。家庭円満で、両親の揃つて居ることが条件で、私生児などは先ず望みがない」。⁽¹⁰⁾ デパートは、「銀行とは違つて、此処では学業成績は問題にしない。又前二者とは全く反対に、家庭の事情には余り重点を置かず、寧ろ本人の人物本位である。即ち、スマートで愛嬌のある事を条件とする」。⁽¹¹⁾

採用条件として重視する項目には業種間で強弱はあるが、「学業成績」「容姿（愛嬌）」「家庭環境」についてはずれの場合にも言及がなされている。この三点は、これといった技能をもたない高等女学校の卒業生たちが職業婦人として就職する上で、重要な要素になっていたとみられる。

(二) 高等小学校卒業者と職業婦人

「職業婦人」的な職業の大半は、中等学校卒業以上の学歴あるいは学校卒業後に技能養成機関を目的とした各種学校等への進学を要件としており、就職までには先行投資が必要であった。ただし、高等小学校卒のそれほど裕福ではない家庭の子女に対しても、職業婦人への道はまったく閉ざされていたわけではない。高等小学校卒業生を対象とし

学校方式の時代

表 2・2・3 高等女学校卒業生の就職動向

| | 学校数 | 卒業生数 | 就職希望者数 | 就職者数 | 就職率 | 就職希望者中就職率 |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|-----------|
| 1935年 | 74 | 11,149 | 2,326 | 1,364 | 12.2% | 58.6% |
| 1936年 | 80 | 12,809 | 2,882 | 1,683 | 13.1% | 58.4% |
| 1937年 | 104 | 18,225 | 4,341 | 2,815 | 15.4% | 64.8% |
| 1938年 | 576 | 63,845 | 12,705 | 8,777 | 13.7% | 69.1% |
| 1939年 | 713 | 89,645 | 17,640 | 16,285 | 18.2% | 92.3% |

出典：厚生省職業部『知識階級就職に関する資料』より作成。

表 2・2・4 職業別就職状況

| | 1936年 | | 1939年 | |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 事務員 | 1,107 | 65.8% | 10,677 | 65.6% |
| 商店員 | 352 | 20.9% | 903 | 5.5% |
| 社会事業従事者 | 1 | 0.1% | 64 | 0.4% |
| タイピスト | 10 | 0.6% | 235 | 1.4% |
| 電話交換手 | 83 | 4.9% | 301 | 1.8% |
| 看護婦 | 23 | 1.4% | 295 | 1.8% |
| 製図手 | 2 | 0.1% | 108 | 0.7% |
| 車掌仕事 | 1 | 0.1% | 15 | 0.1% |
| 食堂給食 | 1 | 0.1% | 16 | 0.1% |
| 女学生 | 32 | 1.9% | 1,162 | 7.1% |
| 官公署 | 16 | 1.0% | 1,945 | 11.9% |
| 保育士 | 12 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 家事助員 | 13 | 0.8% | 137 | 0.8% |
| 学校見習 | 22 | 1.3% | 346 | 2.1% |
| 外勤 | 5 | 0.3% | 66 | 0.4% |
| 薬剤師補助 | 1 | 0.1% | 1 | 0.0% |
| その他 | 2 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 計 | 1,683 | 100.0% | 16,285 | 100.0% |

出典：厚生省職業部『知識階級就職に関する資料』より作成。

なかったことを考えれば、就職率は実際よりも過少に算出されている可能性は高い。参考までに、甲種実業学校（商業学校）卒業者の就職率は四～五割程度で、高等女学校のそれよりも高い数字を示している。

次に、表 2・2・4 から就職者の内訳を見ると、その大半は職業婦人とされる職業

た『職業読本』(川崎高等小学校職業指導部編、一九三八年)から、高等小学校卒業生たちの職業婦人への就職方法を見ていこうことにしよう。

一つには、採用後の企業内教育が充実している電話交換手や通信事務員、出札係などの職業がある。電話交換手の場合、採用後、電話局内の養成所で二ヶ月間研修を行い、研修終了後に電話交換手として配属されるというものであった。研修期間中も学費が一切かからないうえ、手当でも支給されたという。⁽¹²⁾ 案内書では就職の条件として「尋常小学校卒業以上の学を有し、身長一四〇厘米体重三〇キロ以上、視力、聴力が完全で体臭がなく手先が器用^{アヤ}上に音声のよいもの」があげられている。この条件には特別な項目はないが、それだけ志願者も多く、受験倍率は八倍から一〇倍程度に達していたという。⁽¹³⁾

第一の道は、美容師や看護婦などの職業である。こうした職業に従事するためには資格取得が必要で、そのためのルートとして、大きく分ければ養成学校に一定期間通って資格を取得する場合と、美容院や病院などで見習いとして勤務をする傍ら学校に通い学科の勉強をするか、独学で試験をうける場合とがあった。美容師の養成学校の場合、修業期間はおよそ二年で学費は一ヶ月三～五円であったから、それなりの負担となるが、開業している美容院に見習いとして勤務すれば、短期間学校に通うだけで資格取得が可能であった。看護婦の場合は、卒業後一定期間働くことを条件に、学費のかからない学校もあったため、必ずしも家庭の経済的条件によらずに職業婦人となることは可能であつたわけだが、学校に通つて資格を取得する場合と比較して、大きな負担を強いられるることは間違ひなかつた。

第三の道はエレベーターガールやバスの車掌などの接客・サービス業への就職である。こうした職業の場合、就職前に特別な技能や知識を必要とせず、また、就職後も比較的容易に業務習得が可能であった。ただし、採用には「美貌」「愛嬌」「若さ」「声の美しさ」「明朗」「身長」などの外見的要素が重視されており、誰に対しても開かれた職業

学校方式の時代

ではなかつた。

職業案内書では、百貨店の女店員の場合は「お客様の感じがよければ購買心をそくるから、暗い所のない、明るな顔に常に愛嬌が溢れてゐなければならぬ。言葉使ひが丁寧であるといふことも大切なことで、標準語が話せて、適度の敬語で上手に話すことが出来る人がよい」とされる。さらに、「実際に百貨店で採用するのを見ると、家庭の性質なども相当に考えている。それは明朗純真な人は多く両親が健在であるとか、家庭が円満である所から得られるからである」。バスの車掌は「言語が明瞭でナマリのないこと態度が明朗で愛嬌のあることの大切な条件」となっていた。接客・サービス系の職業婦人の採用条件には、明るく愛嬌があることはもちろん、標準語が話せること、敬語が使えること、高等女学校卒業生の中ではあまり問題にならなかつた家庭環境も、高等小学校の卒業生の中では重要な項目としてあげられている。こうしたことが、地方の出身者や労働者階級の出身者が学歴の面では条件を満たしていたとしても、接客・サービス系職業婦人への接近を難しくさせる要因の一つになっていたのかもしれない。

看護婦や電話交換手など、それほどの先行投資をすることなく職業婦人となる道がなかつたわけではない。しかし、一九三〇年代の半ば頃までは、いざれの職業でも高等小学校を卒業していることは最低の条件とされるようになつていた。職業婦人となるためには、労働の必要に迫られた家庭の子女よりも、ある程度の経済的な余裕があり、子どもが働く必然性がそれほど高くなない家庭の子女に有利であったことは間違ひないといえよう。

3 職業案内書にみる非職業婦人

職業案内書の中で紹介されている職業は、「職業婦人」的な職業に多いが、それ以外の職業の学校との関係性はどうなものだったのだろうか。非職業婦人は比較的単純で、技能習得が容易な労働に従事する場合が多かつたこと

学校方式の時代

から、必要とされる学歴は高等小学校または尋常小学校程度がほとんどで、職業と学校の関係は「職業婦人」的な職業ほど強くなかった。

労働婦人の代表的な職業である「女工」について、川崎市の高等小学校卒業生を対象とした『職業読本』の中では次のように紹介され、重化学工業が発達した都市においては、その職域にも大きな広がりがみられたことが窺える。

女工には紙幣、郵便、切手、公債證書の數の検査、官報其の他印刷物の製本等に従事する印刷従業員とか、煙草の製造に携はる人や、新鋳造銀貨や銅貨の出来上り計算や検査に従事する造幣女工とか、キャラメルやお菓子の包装や箱詰、ペーパー貼等の仕事をする製菓会社従業員とか、製薬女工として瓶や缶に薬をつめたり、包装をしたり、又は製縫、製糸、織物等の仕事に従事する紡績女工や、マッチや製紙に従事する女工等工業方面ばかりでも女子の働く部門は非常に拡大されて來た。そして以上の仕事に従事する人は大体に於て高等小学校卒業程度の人が多く、本市の女子の多くもやはり工業方面特に機械工業の女工として働いてゐるのである。⁽¹⁸⁾

女工の中には高度な技術が要求される業種もあり、「検査工」は「特に頭脳が優秀でなければならない」とされ、また「レンズ磨工」は「縦にパーセンテージで示される製品だけに、算数的頭脳に秀でて居る者が要求され」⁽¹⁹⁾ており、工場付近から厳選して採用されていたといふ。⁽²⁰⁾

女工の待遇は、「仕事により又は会社によつて多少の相違はあるが、時給或は日給制で一ヶ月の収入は二十七、八円位から多いのは六十円位⁽²²⁾」であった。給与が日給制または時給制であった点において、雇用形態は不安定だが、収入そのものは職業婦人に引けを取らないばかりか、それを上回ることさえあったことが窺える。⁽²³⁾

職業選択の広がりは女給などにもみられ、例えば「デパート食堂の女給仕」は「他の売場の店員に比較すると、かなり激しい労働であるが、食堂で三年も真面目に働くと、大抵他の売場へ回はしてくれるから、小学校を出ただけで、⁽²⁴⁾ デパートの店員になるには、この行方を取るのが最もよい」とあり、職業の継続により、職業婦人への道が開かれる場合もあったことがわかる。

重化学工業の熟練工や百貨店の女給のように、主に都市の高等小学校卒業生によって担われていた職業の中には、仕事の内容は肉体労働ではあるが、労働者としては近代的雇用関係に近い職業や、職業婦人へのパイプを有する職業が登場していた。女性の職域の拡大の中であらわされた新しいタイプの職業は、職業婦人と労働婦人の中間的な性格を有していたとも考えられ、その両者の境界は不明確なものになっていたとみることもできよう。

しかし、女中のよう、採用条件に学歴についてはまったく言及されず、学校との関係性が希薄な職業もあつた。職業案内書には「理解ある家庭では、本人の希望に依つては夜間女学校に通ふ便宜を与へて與れる所もある」との記載がある。女中は住み込みで、収入や待遇面でも他の職業に劣っていたことから、次第に都市の女性からは敬遠され、地方からの流入者によって担われるようになった。実際、多忙な女中生活の中で、夜間女学校に通学できたもののがどれほどいたかは疑問であるが、夜間女学校への通学という条件を提示せざるを得なかつた点に、女中の求人難を垣間見ることができよう。

都市の高等小学校卒業生たちが参入する職業の中には職業婦人に近い条件の職業も登場していたが、その一方で、地方からの流入者や都市の義務教育修了者は、女中や中小・零細工場の女工など、より労働条件や待遇の悪い職業へ参入を余儀なくされていたものとみられる。⁽²⁶⁾「労働婦人」的職業の間にも生じていた職業間の格差構造の中で、職業と学校との関係性にも職業による違いが明確になつており、学校での教育体験は比較的条件のよい職業に就職するた

めの、重要な要素のひとつになっていたといえるだろう。

4 徒弟方式による養成と学校

最後に、もともと徒弟方式による養成が行われてきた分野における、職業と学校の関係について簡単に触れておく。和服裁縫師は一人前になるまでに長い年月を必要とし、しかも伝統的な人材養成法が残存していた分野であったが、戦間期に入るとその人材養成のありようは独特な展開をみせた。当時の女性たちにとって、和裁は必要不可欠な教養のひとつで、女性たちは結婚前にひと通りの和裁の技術を身につけるため、各種学校や高等小学校補習科などに通い訓練を受ける場合も多かった。こうした花嫁修業としての和裁とは別に、職業的な和服裁縫師となる道があった。当然のことながら、和裁を職業とする場合、花嫁修業としての和裁よりも高度な技術が必要とされており、技術習得の方法として職業案内書では、裁縫学校に入学する、仕立屋へ住み込んで徒弟となる、百貨店裁縫所に入るという二通りが紹介されている。

全国に無数にあつたといわれる裁縫学校の就学期間は一～二年で、裁縫のほか、常識講座、作文、習字、音楽、家事などが行われる場合もあつた。ただし和服裁縫師養成というよりは花嫁修業を主たる目的とした学校も多く、裁縫学校で学んだだけでは、裁縫師として独り立ちするには不十分であった。「兎角今日は学校ばやりで、一にも学校、二にも学校で、何でも学校でなければならぬかのやうに思はれて居るが、（中略）寧ろ学校を出た人よりも、仕立屋や百貨店専属裁縫部で腕を磨いた人の方が技術は遥かに勝れた人が多い」。⁽²⁷⁾

仕立屋での徒弟方式による養成については以下のように記述されている。「所謂仕立屋なるものの内弟子といふものは、昔からの慣習があつて、師匠が出入りする時は一々針を止めて平伏し、送迎へをせねばならぬと云つた風に、

一事が万事、厳格なる鍛錬に堪へなければならぬから、中途で挫折する人が多いさうである。従つて内弟子を希望する者はその点を十分覚悟して、最後まで頑張り通すことが必要である」。仕立屋での徒弟方式による養成は、職業世界に近代的なまなざしを注ぐ著者の目からは、いくぶん封建的なものに映つていたらしい。

一方、和裁技術を磨くもうひとつの方として、百貨店専属の裁縫所で修業する方法があつた。三越、松坂屋など大手百貨店には裁縫所を備えているところが多く、例えば、伊勢丹裁縫部には「寄宿生」「年季生」「通学生」の三種類の形態があった。「通学生」の場合、修業期間三年で最初の一・二年間は月三円の学費が必要であったが、「年季生」は寄宿制の修業期間四～五年で、その期間中は小遣いを支給されるが、修業途中で辞めることは許されなかつたという。「寄宿生」は「年季生」と「通学生」の中間的な形態であつた。⁽²⁸⁾ いずれの場合も、修業期間終了には和服裁縫組合から免状を授与され、本格的な和裁技能を修得することが可能であつた。百貨店の裁縫所はその形態により、学校的要素と企業内教育的要素、さらには徒弟的要素を兼ね備えた養成機関であつたと考えられる。少なくとも仕立屋にみられるような師匠との間にある徒弟的な人間関係とは無縁であることから、職業案内書ではこちらの道を勧めている場合もある。⁽²⁹⁾

和服裁縫師というひとつの職業世界内部にも、その養成方法が、学校方式によるもの、徒弟方式によるもの、そして近代セクターによる人材育成が混在する状況が見られた。これは、和服裁縫師という極めて伝統的な人材育成が行われていた分野においても、徒弟方式による養成は大きな曲がり角を迎えており、学校と企業内教育の両方から侵食を受けるようになっていたことを示しているといふようだ。

三 都市における職業婦人の諸相

1 資料としての職業婦人調査

一九二〇～三〇年代にかけて、自治体などにより職業婦人に關する調査が數多く実施された。ここでは、そうした職業婦人調査を素材として、都市の職業婦人にみられた新展開を職業婦人の属性、労働や生活の実態などの側面から検討していくことにしよう。

使用する資料は、一九二五年中央職業紹介事務局『東京大阪両市に於ける職業婦人調査』（以下『一九二五年調査』）と一九三七年大阪市社会部『職業婦人に関する調査』（以下『一九三七年調査』）である。調査対象地域は『一九二五年調査』は東京市と大阪市、『一九三七年調査』は大阪市のみである。調査対象はどうやらも比較的多人数を雇用する官公庁・銀行・会社・工場・商店・百貨店に勤務する職業婦人で、調査規模や調査方法、質問項目などにも共通点が多い。調査時期にほぼ一〇年の間隔があることから、その間の変容を追っていくのにふさわしい対象といえよう。『一九二五年調査』の調査対象となつた職業はタイプスト・事務員・交換手・店員で、『一九三七年調査』はそれに外交員・エレベーター・ガール・受付案内人をえたものであるが、外交員は調査対象者がわずか二一人で、全員が三〇歳以上であることから、今回の検討からは除外する。調査対象者はすべて近代セクターの雇用者で、事務職、接客・サービス職に従事していた点で共通しており、『一九三七年調査』の前書きには、「これら一團の職業婦人は世俗一般に所謂オフィス・ガール及びショップ・ガールなる近代語の下に、知識、境遇、業務、社会的地位等の極く類似した同一範疇の階級層と理解されてゐる」とある。同時代的にも、「同一範疇」として理解されていた「職業婦人」的職業の間に、属性や労働条件、就職の面においていかなる共通点と相違点があつたのだろうか。

学校方式の時代

2 職業婦人の出自

まず、職業婦人の年齢から検討すると、『一九二五年調査』では職業婦人の年齢は一九歳をピークに一六～二一歳までに七四%が集中する。電話交換手はやや低年齢層に、反対にタイプストはやや高年齢層に広がっているが、いずれの職業でも二五歳を過ぎて仕事を継続する女性はわずかである。『一九三七年調査』では、事務員・タイプスト・店員のピークは一九～二二歳、電話交換手は二二～二十四歳と全体的に年齢が上方にシフトしている。二五歳以上の年齢層にも増加傾向が見受けられる一方で、一七歳以下の低年齢層は急激に減少しており、年少労働者の割合が比較的高いのは受付案内人とエレベーター・ガールに限られる。全体として、職業婦人の高年齢化傾向が指摘できるものの、その中心は二〇歳前後の青少年女性である。

配偶関係については、どちらの調査でも職業婦人の九割以上は未婚者である。『一九三七年調査』では、事務員やタイプストなどの事務系職業よりも、店員・エレベーター・ガール・受付案内人といった接客・サービス系の職業に未婚率が高い。電話交換手の未婚率は八五・五%で既婚者の漸増傾向もみられる。

次に『一九三七年調査』から、出生地と居住形態を見てみよう。職業婦人の出生地の半数程度は大阪府であり、大阪を含めた約七割が近畿地方の生まれである。調査時点での居住形態としては、「自宅通勤」が八一%を占め、そのうち九割以上は大阪府に在住している。七割以上が調査時点での家族とともに大阪府内に居住していることから考えると、出生後に家族と共に大阪近郊に移住した者もいたことになる。自宅通勤者以外は就職をきっかけとして地方から大阪に移動した者であると考えられるが、その居住形態は「親戚知人宅」一五%で、「寄宿舎」「下宿屋」「アパート」「間借り」などに居住しているものは合計でも五%程度に過ぎない。職業婦人の大半は都市出身者で、そうでない場合にもほとんどは都市在住の親戚・知人宅から通勤しており、単身で生計を立てている者は稀であったことが分かる。

次に、職業婦人が育った家庭環境を見てみよう。両親の有無としては、「両親あり」六五%、「母親のみ」一四%、「父親のみ」六%である。母親のみの家庭の子女がやや多く、主要な稼ぎ手がない家庭では、若い女性の肩にも経済的負担がかかっていたことを示しているといえる。

世帯主の職業は、「自営業者」（中小商工業者・農業等）と「俸給生活者」（官公吏・教職員・銀行会社員等）が共に三八%で拮抗している。一方、「労働者」は五%に留まり、職業婦人には旧中間層・新中間層家庭の子女が多くあったことが窺える。職業別にみると、エレベーターガール・受付案内人・電話交換手には労働者階級の出身者が一割弱程度見られ、事務員やタイピストよりも高い値を示す。

職業婦人の学歴を示したもののが表2-3-1になる。一九二五年の段階では、高等小学校卒業が最も多く三四・五%を占める。高等女学校程度半退・卒業者は三割ほどに達しているが、一方で尋常小学校卒業も同程度の割合を占めており、高等女学校卒業者はもちろん、場合によっては尋常小学校卒業者でも職業婦人となることは可能であったことが分かる。職業別では、タイピストに高等女学校卒業程度の割合が高いが、事務員や店員では高等小学校卒業の割合が最も高く、電話交換手は尋常小学校卒業が約七割を占めている。

しかし、一九三七年になると、職業婦人の学歴をめぐる状況は一変する。事務員の六割以上は高等女学校や実科女学校などの中等学校卒業者である。タイピストに関しては、学校卒業後にタイピスト学校に進学する者が多いため、技術学校の割合が若干高いが、事務員・タイピスト・店員の中心は、中等学校卒業者に移行している。一方、エレベーターガール・受付案内人・電話交換手の中心は高等小学校卒業者であり、職業間の学歴格差は顕著である。電話交換手には尋常小学校卒業者も少なくないが、これは交換手の年齢層の高さとも関係していると思われる。このわずか一〇年ほどの間に職業婦人の高学歴化は急速に進行しており、事務系職業では中等学校卒業接客・サービス系職業で

学校方式の時代

表2-3-1 職業婦人の学歴

| 女学校程度半 | 女学校程度卒 | 女学校程度業 | 高等女学校半 | 高等女学校卒 | 高等女学校業 | 専門学校半途・卒業 | 不 明 | 計 |
|----------|-----------|----------|------------|---------|----------|-------------|--------|---|
| 148 3.5% | 405 9.5% | 160 3.8% | 775 18.2% | 37 0.9% | 195 4.6% | 4265 人 | | |
| 45 4.7% | 158 16.4% | 29 3.0% | 268 27.7% | 12 1.2% | 22 2.3% | 966 人 100% | | |
| 62 4.7% | 159 12.1% | 44 3.4% | 231 17.6% | 14 1.1% | 66 5.0% | 1312 人 100% | | |
| 42 2.4% | 61 3.5% | 29 1.7% | 20 1.2% | 0 0.0% | 91 5.2% | 1737 人 100% | | |
| 297 3.6% | 783 9.5% | 262 3.2% | 1294 15.6% | 63 0.8% | 374 4.5% | 8280 人 100% | | |

調査』、1927年より作成。

| 実務学校 家政女学校 | 特殊技芸学校 | 商業学校 実科女学校 | 高等女学校 | 大專門学校 | 不 詳 | 計 |
|---------------|-----------|---------------|------------|---------|----------|-------------|
| 549 11.5% | 124 2.6% | 340 7.1% | 2617 54.6% | 43 0.9% | 62 1.3% | 4793 人 100% |
| 142 14.9% | 311 32.6% | 37 3.9% | 353 37.0% | 5 0.5% | 9 0.9% | 953 人 100% |
| 429 17.4% | 136 5.5% | 158 6.4% | 914 37.0% | 17 0.7% | 55 2.2% | 2468 人 100% |
| 26 12.1% | 10 4.7% | 4 1.9% | 19 8.9% | 0 0.0% | 7 3.3% | 214 人 100% |
| 32 14.7% | 10 4.6% | 6 2.8% | 26 12.0% | 1 0.5% | 3 1.4% | 217 人 100% |
| 96 11.6% | 13 1.6% | 8 1.0% | 36 4.3% | 0 0.0% | 14 1.7% | 830 人 100% |
| 1274 13.4% | 604 6.4% | 553 5.8% | 3965 41.8% | 66 0.7% | 150 1.6% | 9475 人 100% |

~135頁より作成。

も、高等小学校卒業の学歴が当然の要件となつていたことがここでも確認できる。

3 職業婦人の労働と生活の実態

職業婦人の就職年齢を『一九三七年調査』から見ていく。就職年齢の中心は、事務員・タイピスト・店員では一八～一九歳に、エレベーターガールは一六～一九歳に、受付案内人と電話交換手はやや低く一五～一六歳にある。これは中等学校卒業後の年齢と高等小学校卒業後の年齢にほぼ対応しており、必要とされる学歴と関係していたものと考えられる。ただし、当時は学校卒業直後には就職せずにしばらく家に留まっていた例も多かつたとみられ、就職年齢にはかなりのばらつきもある。

就職経路としては、一九二五年には「親戚知人の紹介」が五五%で最も多く、「募集広告」一六%、「学校紹介」一三%と続く。一九三七年にお

学校方式の時代

割合が比較的高く、親戚・知人紹介や学校紹介に依存した事務系職業と対照をなしている。

就職期間は『一九三七年調査』では二~三年にピークがあり、平均年数は三年七ヶ月である。例えば事務員の場合、一八~一九歳で就職し、結婚までの二~四年程度勤務するのが平均的な形態であったといえよう。ただし、電話交換手は例外的に就職期間が長く、平均勤務年数は七年半にも及び、一〇年以上勤務する者も一〇%程度を占める。転職について見ると、電話交換を除く職業婦人の約八割は転職経験がない。一方、電話交換手の場合は転職経験がないものは一〇%以下に留まり、多くは一、二回の転職経験があると回答している。これは後に見ていくように、公設電話局と私設交換台の流動性が高かつたことによる。

| 1925年 | 尋常小学校卒業 | 高等小学校卒 | 高等小学校卒業 |
|-------|------------|----------|------------|
| 事務員 | 645 15.1% | 206 4.8% | 1694 39.7% |
| タイピスト | 29 3.0% | 19 2.0% | 384 39.8% |
| 店員 | 204 15.5% | 57 4.3% | 475 36.2% |
| 電話交換手 | 1094 63.0% | 98 5.6% | 302 17.4% |
| 計 | 1972 23.8% | 380 4.6% | 2855 34.5% |

出典：中央職業紹介事務局『東京大阪両市に於ける職業婦人

| 1937年 | 学歴なし | 尋常小学校 | 高等小学校 |
|-----------|--------|-----------|------------|
| 事務員 | 2 0.0% | 52 1.1% | 1004 20.9% |
| タイピスト | 1 0.1% | 5 0.5% | 90 9.4% |
| 店員 | 0 0.0% | 29 1.2% | 730 29.6% |
| エレベーターガール | 0 0.0% | 8 3.7% | 140 65.4% |
| 受付案内人 | 0 0.0% | 11 5.1% | 128 59.0% |
| 電話交換手 | 0 0.0% | 142 17.1% | 521 62.8% |
| 計 | 3 0.0% | 247 2.6% | 2613 27.6% |

出典：大阪市社会部『職業婦人に関する調査』、1938年、134

いても「親戚知人の紹介」四八%が最も多いがその割合はやや減少し、「学校紹介」二一〇%、「募集広告」一九%、「職業紹介所の紹介」一〇%が増加傾向にある。職業別では、事務員や電話交換手は「募集広告」が三割以上を占める。タイピストに關してはタイピスト養成学校が就職の斡旋をしていったことによるが、事務員については学校とのつながりが一部で形成され始めていることを示しているのかかもしれない。百貨店や商店には公募の

就職目的を見ると、『一九二五年調査』では「家計補助」が四六%を占め、「目的なし」一三%、「自活」一二%、「趣味修養」八%、「不時の準備」「業務習得」「嫁入支度」がそれぞれ六%で続く。一方、『一九三七年調査』では、「家計補助」が三四%で最多であるが、「社会経験」との回答も三三%に達しており、「社会経験」に近い意味を持つ「修養」一〇%も含めるならば、「家計補助」を上回る。『一九二五年調査』には「社会経験」という項目はなく、また、『一九三七年調査』には若干の複数回答があるため、単純な比較はできないが、「家計補助」「自活」「業務取得」などの共通する項目も減少傾向にあり、この一〇年間で女性たちが職業婦人となる目的は大きく変化していくことを窺わせる。職業別に見ると、どちらの年度も電話交換手の「家計補助」の割合が際立って高く、約七割を占めている。

勤務状況を見ると、勤務時間は平均して八時間三十九分で、官公署や会社に勤務する者と比較して百貨店や商店ではやや長い傾向がある。とはいっても、百貨店や商店でも勤務時間は一〇時間以内に留まることが多く、一〇時間を超える長時間勤務はわずか二%である。また、一ヶ月当たりの公休日は「五日」が最多で、四七%を占める。日曜日と祝祭日を公休日としていたとみられる。次いで「四日」二八%、「三日」一三%、「二日」一%である。職種や業種による違いはあるが、概して職業婦人の労働条件は恵まれるものであったといえる。

職業婦人の収入は月収で最高一九〇円、最低一五円、日給にして最高三円四〇銭、最低四〇銭とその幅は広い。各職業の平均勤務月収はタイピストの四〇円を筆頭に、事務員と電話交換手の三九円、店員の三三円、エレベーターガールの三一円と続き、受付案内人が二八円で最低である。収入は勤続年数や年齢、技能とも関係しているため、職業間の比較は難しいが、平均的な職業婦人の収入は月収で三五円程度、日収で一円程度であった。職業婦人の仕事は男性の補助的なものに留まっていたとはいっても、同じ中等学校卒業者で初任給を比較しても、女性の給与は男性の七~八割程度の水準で、賃金は低廉におさえられていた。⁽³³⁾この収入で自立した生計を営むのは難しく、職業婦人に自宅通勤

者が多かったのもうなづける。

次に『一九三七年調査』から支出の内訳を見ると、「家計補助」⁽³⁴⁾「貯蓄」が大きな割合を占めているが、衣服費・化粧品費・交際費・修養娯楽費を合計すると三三一%になり、自由裁量分もそれなりにあった。職業婦人たちは仕事以外でも、読書、音楽、手芸、スポーツ、シネマ、観劇などのさまざまな趣味を持ち、結婚に備えて貯蓄をしながら、都市生活と余暇活動を楽しむよりを持つていたことが窺える。ただし、「家計補助」に関しては、家計補助をしている者と全くしていない者の差が大きく、家計補助をしていないと回答した者の割合は、事務員・タピスト・店員では四〇・五割にのぼっている。一方、電話交換手は家計補助をしていない者はわずか一二%に留まり、平均すると収入の四四%を家計補助にまわしていた。

4 職業婦人間格差の拡大

以上、職業婦人の属性・就職の状況・労働実態・生活実態と、一〇年代半ばから二〇年代後半にかけての変化を見てきた。その結果、職業婦人の労働条件は概して恵まれたものであったが、その一方で、賃金は男性と比較して安価で、結婚までの一時的な労働としての性格を強く有していたことが明らかになった。

一〇年間の変化としては、まず職業婦人の高学歴化があげられる。それは就職年齢と調査時年齢の上昇を伴つていった。また、就職目的としては、「家計補助型」から「社会経験型」へと少しずつシフトを見せており、その変化は以前であれば家に留まり、花嫁修業などをしていたと思われる階層の女性をも巻き込むような、質的転換を含んだ動きであったともいふことができる。高等女学校卒業後に職業婦人の道を選ぶ者は少数派であったが、学校卒業から結婚までの間に数年間の職業体験期間を挟むというあり方が、女性のライフコース上に登場し、一部に浸透を始めたことが窺える結果である。

一方、職業間の関係としては、「同一範疇にある」とされた職業婦人にも属性や就職状況、待遇などの面での格差がみられた。事務員・タピスト・店員の三職業はエレベーターガール・受付案内人・電話交換手の三職業と比較して、教育程度でも家庭環境的にも、また就職後の待遇面でも、やや高い位置づけがなされており、職業婦人内部での序列化の進行と、職業婦人間の格差の拡大が認められた。

同時に、電話交換手は勤続年数や就職目的、転職回数などの項目で、他の職業婦人とは一括りにすることが難しいような独特な傾向を示していることも明らかになつた。電話交換手の独自性はいかに形成されたのだろうか。それにについては次節で検討することにしよう。

四 電話交換手の世界

電話交換手は職業婦人としては教師・看護婦に次ぐ歴史を有しており、近代セクターの事務・サービス系職種に限定すれば、まとまつた数の労働者として登場した最初の職業であった。しかし、第一次世界大戦以降に事務員やタピストなどの職業婦人が登場すると、先発の職業婦人である電話交換手の位置づけはやや微妙なものとなる。前節の職業婦人調査からは、電話交換手は他の職業婦人よりもやや低く位置づけられる一方で、転職率の高さや勤続年数の長さなどの点で独特な性格を有していたことが明らかとなつた。

ここでは、電話交換手の労働の実態、採用と養成、電話交換手に向けられた社会的なまなざしなどを歴史的に検討するなかで、交換手の特性がいかにして形成されたのかを明らかにする。また、青少年女子労働の中での電話交換手の社会的位置づけを描くことにより、微妙な立場に置かれたがゆえに必要とされた学校方式による教育のありようを

検討する。

1 大都市における電話交換手（一八九〇年～一九二〇年代初頭）

日本ではじめての電話交換手が登場したのは電話事業開始と同じ一八九〇年のことで、最初の電話交換手は、東京一名（うち男子二名）、横浜四名（全員男子）であった。創業当初、夜勤宿直要員として男子交換手も採用されましたが、男子は次第に姿を消す。採用中止の理由は、女性と比較して高い賃金にもあつたが、「オイオイ何番じゃ」といった乱暴な対応が利用者に不評だったことにもよる。こうして、早い段階から交換手は女性に限定された職業となつた。⁽³⁵⁾

最初の電話交換手募集の条件には、「一四歳から一五歳までの「相当」の学問ある」⁽³⁶⁾ 未婚女性とあったが、女性が外で働くことの抵抗感は強かつた時代ゆえに応募者は少なく、官吏の子女に頼み込んでやっと集めたとも伝えられる。そのため、初期の交換手には中流家庭の子女も多く、なかには人力車で通勤する者もいた。

創業後しばらくは電話加入件数も少なかつたため、交換業務にもよりがみられたが、加入者・通話数の急増に伴い、業務が多忙をきわめるようになると、交換手は次々と職場を離れ、次第に庶民の年少女子労働力によって担われるようになつた。⁽³⁷⁾ 一九〇五年には高等小学校卒業以上の学歴を有する者は一五%に留まり、新規採用者の学歴・年齢は年々下がる傾向にあつた。

電話局も交換用語のマニュアル化や交換監査の導入などで業務の効率化を図つたが、繁忙化には歯止めがかかるなかつた。電話は話中の状態が続き、交換手の接続ミスや誤断線が多発した。交換手の対応も耳口で聞き取りにくいものになりがちで、交換手の対応の不親切さや怠慢を非難する声が新聞・雑誌上をにぎわせた。「当局の弁明に不満をともたびたびであつた。

「電車の中に向い合ひたる女学生の、聞えよがしに、かくの」とく見ゆれど、かれは何番学校の生徒よと嘲りの笑みを浮べて、しばしばわが方に眼をくれつづ隣りの友にささやきぬ。」「婦人世界・女学世界・都新聞等には、工場の女工よりももつて劣つてゐるよう書いてありました。」⁽³⁸⁾

交換手は筒袖の着物に袴という制服姿で通勤していたため、女学生に間違えられることも多く、「何番学校」とは通話相手の電話番号を尋ねる際に交換手が発する「何番へ」という交換用語とナンバースクールをかけた侮蔑の表現であった。家庭の事情で進学することがかなはず、目の回るような忙しさの中で業務に励んでいた彼女たちがどのような思いでそうした言葉を聞いていたか、想像に難くない。まだ一四、五歳の若い交換手たちは、利用者からの苦情や世間の冷たいまなざしに耐え切れず、次々と電話局を去つていった。

当局はたびたび交換手募集をかけたにもかかわらず、第一次大戦後の好景気で女子労働力需要は拡大しており、求職者は条件のよい職業へと流れだため、交換手不足はいっこうに解消されなかつた。人材面で競合していたのは、職

業婦人と呼ばれる職業というよりはむしろ「労働婦人」的な職業であった。「何処かの工場へ勤めた方がはるかに收入もよいし、日に見えて親の手助けにもなる訳だから、昨今のような好景気には女工の方へ行って終うのが多い」。

交換手不足に拍車をかけたのが、私設交換台の交換手需要の拡大である。第一次大戦後の商工業の発展により、自家用の交換台を設ける会社、銀行、百貨店などが増加し、民間企業でも交換手を採用するようになると、電話局の熟練交換手が民間へと高給で引き抜かれる事態が相次いだ。一九二一年の東京市における交換手数は電話局五〇〇〇名、私設交換手二三〇〇名であった⁽⁴²⁾。その後も私設交換手は増加を続け、電話局を追い越すまでになったというから、私設交換手の需用の大きさが窺えよう。ベテラン交換手の転退職が相次いだ結果、電話局では見習いの年少交換手が半数を占めるまでになり、業務にも支障をきたすようになつた。

これに対し、電話局は交換技量の向上と人員確保の両面での対策を図つた。交換手養成については後に検討するが、産休の制度化・一四歳未満の夜勤廃止など、労働環境の改善にも力を注いだ。また、交換手を希望する小学生を夏休みや放課後に集めて交換手教育を実施し、卒業後即採用するという試みもなされた。しかし、世間に定着した交換手蔑視や低賃金などにより応募者は少なく、申込み次第即採用という状態が長く続いた⁽⁴³⁾。一九二一年における東京の交換手の平均年齢は一四歳六ヶ月、平均勤続期間は一年一ヶ月といいう短さ⁽⁴⁴⁾で、経験の浅い交換手の増加がさらなる繁忙状態を引き起こす悪循環に陥っていたのである。

2 大都市における電話交換手（一九一〇年代半ば～一九三〇年代）

一九一〇年代前半から始まつた不況と一九一二年の関東大震災に伴う電話加入件数の激減により、東京における交換手不足は解消されつゝあつたが、交換手不足解消の決定打となつたのは、一九二六年の自動交換の開始であった。

交換手を必要としない新交換方式の登場は、業務の合理化に大いに役立つ⁽⁴⁵⁾、交換手の大量採用・大量退職の悪循環はようやく終了した。

その後、自動交換の普及の効果からか、交換手への非難や苦情はほとんど聞かれなくなり、一九二七年には「電話交換手」の呼称が「電話事務員」と変更になった。近代的な職業としてイメージチェンジを狙つたものであつたが、世間に定着した交換手に対する偏見は簡単には払拭されず、相変わらず職業婦人の中ではワンランク低い存在とみなされていた。実際、大都市の交換手は尋常小学校や高等小学校の卒業者が大半を占め、収入面でも事務員やタイピストと比べやや低水準におさえられていた。また、タイピストや事務員が着用する青い事務服は若い女性たちの憧れの対象となつたのに対し、電話局の交換手の服装は筒袖の白い事務服に海老茶袴という旧式のものであつた。さらに、電話局の交換手には小学校を卒業したばかりの年少者が多かつたため、職場の規律はきわめて厳格で、監督による監視の目が常に光っていた。日々の制服や髪型のチェックはもちろん、男子職員とは口をきいていけないという徹底ぶりであつた。

とはいゝ、女性だけの職場である交換手の世界には、特有の文化も形成されていた⁽⁴⁶⁾。例えば、電話局の交換手には独特の昇進制度があつた。交換手は「電話事務員見習」から始まり、「電話事務員」「電話主事補」「書記補」と進み、最終的には「書記」と昇進するシステムであつた。書記補や書記は「判任官」で、若手交換手の監督や養成にあたつた。書記まで昇進することは容易ではなかつたが、判任官の平均給与は書記補で四四円、書記で六四円⁽⁴⁷⁾であつたというから、判任官にまで昇りつめることができれば、自活の道も開けた。実際、結婚・出産後も仕事を続け管理職になる者や、独身のまま交換手を続ける者も稀ではなかつた。また、電話局では、交換手たちによる遠足会、ひな祭り、運動会などの各種レクリエーション活動や生花、音楽、習字などの課外活動も盛んで、交換手にとって大きな樂

学校方式の時代

表 2・4・1 大阪中央電話局における
交換手志願状況

| 年度 | 志願者数 | 採用者数 | 採用率 |
|------|-------|-------|-----|
| 1920 | 1,365 | 1,071 | 78% |
| 1921 | 1,869 | 1,174 | 63% |
| 1922 | 1,859 | 1,154 | 62% |
| 1923 | 2,731 | 1,394 | 51% |
| 1924 | 2,654 | 1,121 | 42% |
| 1925 | 2,824 | 921 | 33% |
| 1926 | 3,332 | 1,441 | 43% |
| 1927 | 2,556 | 1,031 | 40% |
| 1928 | 2,406 | 943 | 39% |
| 1929 | 2,817 | 1,211 | 43% |
| 1930 | 2,724 | 413 | 15% |
| 1931 | 4,239 | 584 | 14% |

出典：近畿電気通信局『近畿の電信電話』、1969年、388頁。

3 地方都市における電話交換手

電話事業は全国展開されていたことから、電話交換手は大都市だけではなく、地方都市においても活躍していた。近代セクターが集中し、職業婦人がそれほど珍しくはなかった大都市とは異なり、職業婦人が珍しかった地方都市における交換手の位置づけはいかなるものだったのだろうか。

地方都市の交換手の歴史は、大都市における交換手の歴史と基本的に重なる。電話網は一九一〇年ころまでにはおおむね全国の主要都市に張り巡らされ、それと同時に各地に電話交換手が登場した。地方においても、初期の電話交換業務は中流家庭の子女によって担われることが多く、最新機器を扱う仕事と

して尊敬の目を向けられることがあったというが、東京にやや遅れ、一九一八年ころから電話業務の繁忙化が全国的に波及するころには、交換手は年少の女子労働力によってまかなわれるようになってしまった。⁽⁵⁰⁾

最近長野郵便局に於ける電話交換手の学歴、年令共非常に低下した。其為局でもその養成に手間どれるし又卒業後の効率が思わしくないので頭をひねっている。(中略)昔は大抵年令も十八才以上でそれに相当の教養もあり中には高等女学校や小学校の教員であった者も居て其の素質は今日と比較して格段の相違があった。然し時代の推移は斯る交換手をして、もっと他に有利な職業を与へたので漸次彼女等は交換台から姿を消すに至つたのである。是は職業婦人の立場として当然な事であるが其の為め次第に交換手の素質が低下し現在では、ヤット尋常小学校を卒へた者許りになってしまった。⁽⁵¹⁾

北海道の小樽局では、一箱十錢という豆えらびの仕事に人手をとられ、交換手のなり手を捜すのに苦労したとあり、⁽⁵²⁾ 交換手の低年齢・低学歴化による資質の低下、回転の速さと募集難は地方都市の電話局にも共通した問題であった。しかし、設備の充実などにより、業務の繁忙化が一段落した一九三〇年前後、昭和恐慌の影響により他の女子労働力需要が急激な落ち込みを見せるが、今度は「お役所仕事」である交換手の人気は一軒高まりを見せ、就職難がおきた。しかも、折からの不況による退職者の減少により、募集人数も大幅に減少したため、就職はより狭き門となつた。⁽⁵³⁾ 交換手の志願者数も急増したが、質の面でも大きな変化をみせた。高等女学校卒業者からの応募が増加し、全体の四分の一から三分の一、多く時には七割を占めるまでに達するところもあったという。たとえば、一九三一年の新潟郵便局では、一四人の志願者は二〇〇人の希望者が殺到し、採用者は新潟高等女学校卒一名、その他の中等学校卒四

しみであったといふ。

交換手確保のための様々な取り組みに加え、昭和恐慌の影響による他の労働力需要の落ち込みにより、募集については一九三〇年前後から順調となつた(表2・4・1)。一四年の東京では、志願者九三一五人に対し、採用者は五三一人で、倍率およそ一〇倍の狭き門となつた。⁽⁴⁹⁾ 三六年からは尋常小学校卒業者の採用を中止し、高等小学校・高等女学校の卒業者のみを採用するようになり、学歴においてもようやく接客・サービス業の職業婦人の水準に並ぶ」とになったのである。

名、高等小学校卒九名であった⁽⁵⁴⁾。また、一二三〇年の長野局の募集では、「合格者は全部高女出であまりに溜息のぐるような結果であり、高等小学卒業など完全に就職戦線から振り落とされてしまった」という。実際、長野局の現役交換手の約半数は女学校の卒業生で、「電話姫すら……女学校出なくては」という記事が新聞に掲載された。

東京においても、交換手の高学歴化傾向は認められていたものの、戦前期を通じてその多くが尋常・高等小学校卒業者によって止められていたことを考えれば、地方都市における交換手の学歴は東京よりも高かったとみてよいだろう。ただし、一九三〇年代後半以降、青少年女子労働力需要が再び高まるに、就職希望者は景気のよい軍需工場の方面などへと流れ、交換手の中には電話局を退職して軍需工場へと転職する者もいた。

このように、交換手の志願動向は、景気動向による女子労働力需要の変動や競合する職業の有無に大きく左右されていた。電話交換手の仕事内容や待遇、職場環境の面での地域間格差はそれほど大きくなかったが、女子労働力需要には大きな地域差があつたため、結果として交換手の相対的な位置付けには、地域間で格差がみられた。とくに、交換手の位置づけの時代による変動は、多様な労働力需要があり、豊富な人材が絶えず供給されていた大都市部よりも、地方都市のほうが顕著であったといえるかも知れない。

ただし、女性の職業の幅が限定されていた地域においてはやや事情が異なり、三五年に弘前局に採用され、交換手となつた女性の回想には次のようにある。「学窓をいで、念願が叶つて入局。胸高くしめた袴スタイルで、毎日が楽しく張り切つて出局した若い時代……。市内では、女性の最高の職場であった」⁽⁵⁵⁾。一九三〇年の国勢調査によれば、弘前市内の事務・接客系職業婦人は、「電話交換手」六一人のほか、事務員・タイピストなどの「書記的職業」一五人、「通信業主職員」九人などを数えるに過ぎなかつた。ほかに交換手と競合するような職業もなかつたとすれば、「女性の最高の職場」という実感は間違つてはいなかつたといえよう。

学校方式の時代

ただし、地方都市において交換手に向けられた世間のまなざし、あるいはそれを内面化して形成されたと考えられる交換手たちの自己認識は、必ずしもポジティブなものではなかつた。

彼等は女子だけに地味で職務に緻密で細心の注意を払つてゐるが彼等一般の氣風は自分の職務を自ら軽く見て我等は交換手であると云ふことを嫌う傾向がある或者の如きは日曜日に袴をはいて出勤するのは恥かしいとか夜勤を了つて翌朝帰るのは見ともないとか甚だしきは長く勤務するのは世間に對してきまりが悪いからとぐちをこぼす者さへある中には交換手となつた事は自分は一家の都合上一身を犠牲に供したなど怪しからん事をいう者もある又多くの中には交換手の職務は神聖であると信じてゐるものもある

近代的で最先端の機器を操作する職業である電話交換手は、一面においては「女性の最高の職場」であったが、女性が働くことに対する受け入れる世間のまなざしは、冷やかであった。農業労働者数そのものが少なかつた地方都市においては、働く女性を見る目は大都市部におけるそれよりも、より一層厳しいものであったのかもしれない。交換手は自らの職業を教師や医療関係者と並ぶような「神聖」な職業だと信じることによって、世間の冷ややかなまなざしから自分自身を守ろうとしていたといえよう。

4 電話交換手と学校方式

一九一〇年代にはじまつた業務の繁忙化のなかで、交換手たちは次々と職場を離れ、電話局は慢性的な人手不足に頭を痛めていた。また、裁縫などの稽古事や花嫁修業を表向きの理由として辞めていく者も後を絶たなかつた。何と

か踏みとどまつた電話交換手も経験をつみ、ひとり立ちができるくらいに交換技量が向上したころに婚期が来てやめてしまうのが通例であった。

交換手はなるべく美人でない者がほしい。その理由は職務になれてこれから益々交換が上手になりいいなあと思うところ嫁もらいが来る、たちまち売れて行く。美を愛するのは人間の通有性であるからこれは仕方がない。又局としても結婚の自由まで束縛できない。永く居てくれれば事務に馴れてゆくので局にとっては好都合である、おそらく女子を使う人は大抵そうだと思う。⁽⁶³⁾

世間の交換手のイメージ悪化に女子労働力需要の高まりが重なり、労働市場から質の高い人材を調達することが困難になると、電話局では交換手教育に力を入れ、全国各局でさまざま取り組みがなされた。そこで行われていた教育には大きく分けて、交換手としての職業教育、社会人として的一般教養教育、よき家庭人となるための花嫁教育の三種類があった。

当然、どの局でも交換手の職業教育には力を入れていた。当初、新人交換手の養成は、電話局の片隅にある練習用交換台で、ベテラン交換手から機器の名称、交換操作や関係法規等についての簡単な伝習を受けた後、すぐに実務につく形で行われていたが、次第に養成方法は統一され、東京などの大都市では、新人交換手を養成所に集め、訓練用の教科書を使用しての専任教官による教室養成を一ヶ月間実施し、その後さらに現場での実務養成を一ヶ月間終えた後初めて各局に配属するという組織的な養成が行われるようになつた。⁽⁶⁴⁾また、新人交換手だけでなく、経験を積んだ交換手たちが交換技術を競う電話交換競技会の開催など、交換技量向上のための取り組みもなされた。⁽⁶⁵⁾

学校方式の時代

次に、交換手に対する一般教養教育について見ると、東京と大阪の電話局内に一九二〇年代前後に相次いで開設された学校がその代表的な事例である。一九一九年、大阪に交換手のための学校として大野相愛高等女学校付属の相愛家政補習学校が設立された。学校教育を導入した意図は、「種々修業しなければならない年齢なのに、それが出来ないで居る事を、私共の方でも氣の毒に思い、当人達も大変残念に思つて、今迄でも、裁縫、生花など勉強させて居ましたが、ほんの暇々にする事故、徹底した事が出来なかつたのです。又一面には自分の勉強が出来ぬから出て行くといつのもありました。それで学問すれば、各自が自覚して品性が向上し、ひいては交換の操業上好結果を来すと考え、学校教育を決行した」とある。開校の目的には、低年齢化によって低下した交換サービスの向上とともに、働きながら学ぶ場を提供することにより、離職する交換手の引きとめに役立てようとする目論見があつたことがわかる。

大阪での相愛家政補習学校の実践が成果を挙げると、東京でも一九二二年、商業を中心とする実業補習学校である誠和女学校が設立された。日本女子商業学校の嘉悦悦子を校長に迎え、同校から各電話局へと教師を招いて授業が行われた。授業は労働終了後の午後二時から七時までの間で、授業時間数は毎週一二時間から一四時間、修業期間は予科一年（尋常小学校修了者対象）、本科二年（高等小学校修了者対象）であった。授業科目には裁縫・手芸から商事、英語、数学なども含まれ（表2・4・2）、女子を対象にした実業補習学校としては充実した内容であったことが窺える。⁽⁶⁶⁾一九三五年、誠和女学校は青年学校令による誠和女子青年学校に組織改変した。自動交換施設への改変に伴い各分教場が廃止され、生徒数は年々減少傾向にあったが、交換手学校は交換手教育に大きな役割を果たした。

三〇年代後半になると、交換手学校に限らず、工場付設の私立女子青年学校なども次々に開設され、初等教育修了後の女子が働きながら学ぶ機会も増加したが、一九三九年の青年学校の義務化でも、女子はその対象とならず、男子と比較すれば教育機会は限定されていたといえる。そのため、働きながら学業を継続できることは、子どもたちにと

つての大きな魅力となっていたことは間違いないだろう。⁽⁶⁵⁾

東京や大阪のように学校を開設できるほどの生徒を集めることが難しい地方都市の電話局には、正規の学校ではないが、局に高等女学校の教師を招いて講義を実施していたところもあった。酒田局の事例を見てみよう。

私たちは高女を出でないので局で女学校から先生を講師に呼んで下さいて修養会を開いて下さいました。ほんとに嬉しくて、(中略)今も有難く思っております。(中略)丸二年間で高女で教えた家事、編物、裁縫、作法、国語等の高女三年間分を教わり、先生がもう教える事がない、とおっしゃったのを覚えてみます。

学校方式の時代

表 2・4・2 誠和女学校の授業科目

| 予 科 | 毎週授業時間数 | | |
|-----|---------|--------|----|
| | 本科 1 年 | 本科 2 年 | |
| 修身 | 1 | 1 | 1 |
| 公民 | | 1 | 1 |
| 国語 | 3 | 2 | 2 |
| 数学 | 2 | 2 | 2 |
| 英語 | | 2 | 2 |
| 商事 | | | 2 |
| 裁縫 | 4 | 3 | 2 |
| 手芸 | | 1 | 1 |
| 家事 | 1 | 1 | |
| 音楽 | 1 | 1 | 1 |
| 体育 | | | |
| 計 | 12 | 14 | 14 |

出典：日本電信電話公社東京電気通信局編『東京の電話・その五十万加入まで』中、1961年、441頁。

回想から察する限り、内容は一般教育というよりは高等女学校で教えられる花嫁教育に近いものであったとも考えられるが、働きながら高等女学校と同様の教育を受けられたことに対する感謝の念が表現されており、高等女学校に対する憧れや学習欲の強さを窺い知ることができよう。

この例に限らず、将来結婚して家庭に入ったときこそなえ、和裁・洋裁の教師を交換所に招いて教えたり、休憩時間などに先輩交換手が生け花・茶の湯・習字などを教えたりするなど、花嫁修業

的な教育は全国各地の交換局で実施されていた。

弘前に交換業務が出来た頃から女子訓育として和裁の専任講師をおいて非番者を対象に裁縫を教えていました。

それが大正・昭和まで続き、その頃着物の寸法をおぼえる時はさすが職業柄で、例えば四尺六寸等は四六番とおぼえたものでした。(中略)このときのお陰で和裁一通り身につけることが出来ました。(中略)昭和十年頃和裁の先生が退職されその後に洋裁の先生が週二回位、お茶お花の先生が週一回位来てくられましたので、皆んな一生懸命習いました。又時折割烹もあつたので随分たのしかったものです。⁽⁶⁶⁾

当時の結婚前の女性にとって、学校卒業後から結婚までの期間は、「家庭の婦人になるための修養期間」であり、結婚までに裁縫や料理などの実用的な技術に加え、生け花や茶の湯などの教養を一通り身に着けておくことも重要な教育課題であった。⁽⁶⁷⁾日々の仕事に追われる有業者は、花嫁修業のために十分な時間を割くことができないところから、各電話局ではそうした教育課題を職業世界の内部に組み込んで実施していた。同様に、誠和女学校などの交換手学校は、高等学校や中等学校へと進学する同世代の子どもたちが学校において学ぶ一般教育をも、職業世界に取り込んだ実践であった。女子青年期の様々な教育課題を職場世界内部に抱え込むことにより、金銭面だけにとどまらない職業世界の魅力を子どもたちに提示し、それによって労働者確保に役立てようとしていたといえよう。

5 女子労働力の中の電話交換手

電話交換手は他の事務系・接客系職業婦人と比べて長い歴史を有していたが、それは年々拡大を続ける電話需用に

対応し、電話交換手を質量両面で確保することに苦心し続けた歴史でもあった。そしてこの求人難が、女性求職者からの人気が高く、順調に人材が供給されていた他の事務・サービス系職業婦人とは異なる交換手の特性を形作る要因となっていた。一九二〇年前後という早い時期から学校方式が導入されたことも、電話交換手の特徴の一つであるが、それも青少年女子労働力の新展開のなかで電話交換手の置かれた社会的状況を踏まえることにより、理解することが可能になるだろう。

(一) 電話交換手の位置づけと自己認識

電話交換手は技術的な職業ではあったが、医療・教育関係者のような専門性があるわけではなかった。また、仕事は地味で責任が重く、利用者からの苦情にさらされることも多かったため、人材の流出は激しく、常に他の職業との競争にさらされた。事務員やタイプスト、百貨店員などの華やかな職業婦人が登場し、高学歴女性の多くはそうした方面へ職を求めるようになると、労働市場の中での電話交換手は、後発の職業婦人よりも下位に位置づけられることになった。実質的に職業として競合していたのは労働婦人と呼ばれるような職業であったといえよう。

しかも、交換手の競争相手は他の職業だけはなかった。公設電話局と私設交換台の間でも電話交換手の争奪戦が繰り広げられており、職業内部での競争にもさらされた。銀行や会社、百貨店などの私設交換台に転職すれば、夜勤や厳格な規則からも開放され、また事務員やタイプストなどの華やかな職場婦人の列に加わることができるということで、人材の流出が起きるのは当然の流れであったともいえる。

こうした中で、電話交換手は見る角度によって、また時代によって異なる位置づけがなされたこととなつた。すなわち、技術的・サービス業的な仕事内容や、近代設備に囲まれた職場環境、その雇用形態から見れば、事務員や「百貨

学校方式の時代

店員と同じ事務・サービス系職業婦人であった。ただし、「結婚までの腰掛け」の色合いが強い事務・サービス系職業にあって、その昇進可能性や職業継続性は大きな特色であり、また、職業婦人としての歴史の長さから見ても、教師や看護婦などの専門・技能系職業に近い要素を有していた。一方で、交換手に向けられた世間のまなざしは冷ややかで、せいぜい女工と同格とみなされていた。電話交換手の出自や家計補助が中心を占める就職理由、あるいは旧態依然とした職場内の規律などから見て、職業婦人の中ではやや格下の存在であり、労働婦人に近い存在と見ることもできよう。

とはいって、職業婦人が街にあふれる大都市部の人々の目から見れば格下の職業婦人であった電話交換手も、職業婦人という存在 자체が珍しかった農村や地方都市からみれば、花形の職業であった。とりわけ、高等小学校卒の農村の少女たちにとっては、地域共同体に残りながら近代セクターの職業婦人となることができる数少ない道のひとつで、電話交換手は憧れの職業であった。

その位置づけの多義性は、交換手の自己認識のあり方をも規定していた。ひとつには、貧しい家庭の出身であるために、女性である自分が働かなければならぬことに対する卑下の感情である。彼女たちは多くの場合、働くことを選択したというよりは、家計のために働くを得ない境遇の女性たちであり、青年期を中等学校へと進学したり花嫁修業に励んだりして過ごすことが可能な階層の女性たちに対するコンプレックスに近い感情を抱いていた。また、同じ職業婦人の中でも、中等学校を卒業した女性たちが就職するような華やかな事務員や百貨店員などではなく、や格下に位置づけられた交換手であることも、自己卑下の感情に拍車をかけていた。すなわち、交換手は働く女性に向けられた偏見と、電話交換手に向けられた偏見という二重の偏見にさらされた。電話局は「最高の職場」であった地方都市においても、働く女性へと向けられた偏見から免ることはできなかつたといえる。

しかし、一方では、電話局の交換手は「女官員さん」であり、近代的で公共性の高い業務に携わっていることに誇りをもっていた。実際、三〇年代後半になると、高等小学校卒業程度の学歴で職業婦人となることができたものは限定されており、交換手となることも容易ではなかった。交換手の回想には、難関を突破して職業婦人となり、近代社会に不可欠な仕事をしている」との誇りと仕事に対する責任感、その一方で女性が外で働くことへの由口卑下の感情が複雑に交錯する。

「職業人としての誇り」と「由口卑下の感情」の感情は当時の職業婦人にいくらか共通していたともいえるが⁽⁶⁾、三〇年代後半になり、高等女学校などを卒業し、ついに一通りの花嫁修業は身に着けた上で（あるいはそれがいつでも可能な状態で）、「社会経験」や「修養」を目的として就職するという新しいタイプの職業婦人が登場していた。彼女たちにとって、働くことと出身家庭の貧困は必ずしも結びつかないとすれば、生産労働に従事することに対する由口卑下の感情から開放された層だったとも考えられる。一方で、交換手は相変わらず「重の由口卑下の感情を持ち続けられぬをえなかつた点で、他の職業婦人たちとの間に意識の違いが生じていたと見ることもできよう。

(1) 電話交換手にとっての学校方式の意味

第一次大戦後の青少年女子労働力の拡大に交換手イメージの悪化も加わり、労働市場から質の高い労働力を調達する⁽⁷⁾ことが困難になると、電話局は教育の充実に力を注ぐようになった。交換手学校の設立は、一面では、低年齢化・低学歴化によって低下した交換サービスの向上を狙った実践であったが、もう一面では、一般教育や花嫁教育を職業世界内部に組み込む⁽⁸⁾ことにより、新人交換手の勧誘に役立てようとする意図もあった。実際、一〇年代後半に出版された職業案内書には、「生花、茶の湯、料理、音楽、裁縫等を教授するのみならず、本人の希望に依りては実科女学

学校方式の時代

校程度の学校にも通学が出来る等、諸種の教育機関も備はり⁽⁹⁾と記されたり、「諸種の教育機関」を備えている⁽¹⁰⁾とは、求職者に対する大きなセールスポイントであったことが窺える。

では、学校方式の導入は交換手たちにとっていかなる意味を持っていたのであろうか。また、それは交換手の複雑な自己認識にどのような影響を及ぼしたのであろうか。

有業者である交換手と無業女性の間には、花嫁修業に費やすことのできる時間的な格差があった。また、電話交換手と事務員や百貨店員などの職業婦人の間には学歴面での格差があり、こうした格差の存在は、交換手たちの由口卑下の感情を生み出す原因の一端を担っていた。学校方式の導入により、働きながら学校に通ったり花嫁修業をしたりする機会を得たことや、無業者や他の職業婦人との間にあつた格差をいくらか埋めることに役立っていたことは間違いないが、由口卑下の感情を緩和させる役割を果たしていたのかもしれない。さらに、女工と同列と世間からみなされていたことについても、中等学校から招聘された教師による正規の学校教育を受けることで、職業婦人としての面目を保ち、女工との差別化を図ることにもつながっていたといえよう。

交換手は比較的貧しい家庭の成績優秀者に多かつたとされる。家庭の経済的な事情により進学を断念し、職業世界で生きることを選択した少女たちの中には、働きながら学業を継続できる点に魅力を感じ、電話交換手を志した者も少なくなかつた。また、電話局側から見ても、高等女学校などの中等学校卒業者は事務員などへと流れ、尋常小学校や高等小学校の卒業生によって多くが占められるようになると、経済的事情により進学することは叶わないが、労働者として高い資質を持つ人材を集めるために、学校を利用していた側面もあつた。尋常小学校や高等小学校の卒業生の中から優秀なものを採用し、教育の充実により一人前の交換手へと育て上げようという電話局側の思惑が、比較的貧しい家庭の成績優秀の子どもたちがもつ向上心や学びに対する欲求が、学校方式という点においてうまく合致して

いたのである。

以上、戦間期の電話交換手養成の歴史を女子労働の変容のなかに位置づけ、学校方式導入の意味を検討した。そもそも、青少年女子労働の世界では、医師や教師などの一部の職業を除き、職業婦人といえども学校と職業世界の関係性は曖昧であったが、第一次大戦以降の近代セクターの賃金労働者の広がりの中で、学校と職業世界の関係性は急速な深まりを見せた。職業婦人の多くは、中等学校や各種学校などの学校において、専門的な職業知識や事務・接客業従事者として必要な教養を身に付けた後に、職業世界へと参入するというルートが形成され始めていた。

しかし、都市の電話交換手の世界では、学校との接続関係が職業婦人としては例外的に弱く、雇用者側が求めるような人材を労働市場から直接調達することができなかった。青少年女子労働力の需要と供給のアンバランスにより、学校と職業世界との間に生じた溝に橋を渡す役割を果たしていたのが「働きながら学ぶ」という場であった。交換手としての職業教育のみならず、サービス業に従事するものとして必要な一般教養教育や花嫁修業をも職業世界内部で調達するという人材育成方式は、学校側に人材育成の基礎的な部分を託すことが当然となっていた職業婦人としては例外的な実践であった。だが、職業世界における学校方式の導入は、学校と職業世界に明確なつながりを持たなかつた時代から、その間にパイプが形成される時代への過渡期において、労働の場で表れた諸問題の解決のため有効な方策のひとつであつたし、また、電話交換手を新しい時代の職業婦人へと引き上げる上でも、大きな意義を持っていたといえるだろう。

学校方式の時代

註

(1) ただし、文部省年報の就学率動向は就学の実態からのずれを伴っていたことが指摘されている点に留意が必要である(例

えば土方苑子『近代日本の学校と地域社会』東京大学出版会、一九九一年)。

(2) 調査では、一時的に農業や自営業などの家業を補助している者や学生・主婦などで片手間に職業に従事する者は無業者として扱われており、無業者の中にも職業世界とのかかわりを持つていたものも含まれている。

(3) 前掲『二重構造』、一二四頁。

(4) 村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、一九八三年、四二~五一頁。

(5) 前掲『人口と教育の動態史』六章第二節(富澤知佳子)、三三九~三三三頁。

(6) 例えば、大林宗嗣『女給生活の新研究』巖松堂書店、一九三一年、一一頁。

(7) 職業婦人に関する先行研究には、金野美奈子『LOの創造 意味世界としてのジーンダー』(勁草書房、一〇〇〇〇年)、奥田暁子『職業婦人の誕生』(奥田暁子編『マイノリティとしての女性史』三一書房、一九九七年)などがあるが、職業婦人養成の歴史についてはほとんど触れられていない。職業婦人に限らず、学校方式に基づく女子労働者養成史の先行研究としては、花井信『製糸女工の教育史』(大月書店、一九九九年)がある。ただし、初等教育分野における学校利用にとどまつており、初等教育修了者を対象とした学校方式の導入については主要な対象とはされていない。

(8) 豊原又男『女子新職業読本』日本放送出版協会、一四七~一五一頁。

(9) 前掲『女子新職業読本』、一九頁。

(10) 同上書。

(11) 同上書。

(12) 日本電信電話公社東京電気通信局編『東京の電話・その五十万加入まで』中、一九六一年、七九頁。

(13) 川崎高等小学校職業指導部『職業読本』、一九三八年、五九頁。

(14) 同上書。

(15) 前掲『職業読本』、五六~五八頁、六四~六六頁。前掲『女子新職業読本』、一九一~一九四頁、一九九~一〇三頁。

(16) 前掲『職業読本』、五四頁。

- (17) 同上書、六一頁。
- (18) 同上書、三四頁。
- (19) 同上書、三五頁。
- (20) 前掲『女子新職業読本』、一一一一二頁。
- (21) 堀サチ子「十五年戦争下の女子労働」[歴史評論]四〇七号、一九八四年
- (22) 前掲『職業読本』、三四頁。
- (23) ただし、堀、前掲論文の中では、工業労働者の相対的高賃金は残業によってあたらされていたとの指摘がある。
- (24) 前掲『女子新職業読本』、一四八頁。
- (25) 同上書、二五一頁。
- (26) 前掲「職業選択の新動向」、三四七～三五六頁。中村政則編『技術革新と女子労働』(東京大学出版社、一九八五年、一七二～一八頁)でも、重工業女子労働者の相対的高学歴、紡績工業女子労働者の相対的低学歴傾向が見られ、重工業女子労働者の給源が都市労働者にあったことが指摘されている。
- (27) 前掲『女子新職業読本』、一四〇頁。
- (28) 同上書、一四一頁。
- (29) 同上書、一四〇～一四一頁。
- (30) 増尾辰政『婦人の職業』大阪中央職業研究所、一九一八年、一四五～一四六頁。
- (31) 『一九一五年調査』の調査対象者はタイプスト・事務員・交換手・店員の計八七〇八人で、『一九三七年調査』は事務員・外交員・タイプスト・店員・エレベーター・ガーリー・受付案内人・電話交換手の計九四九六人である。調査方法は市内で比較的大多人数を雇用する官公庁・銀行・会社・工場・商店をあらかじめ選定して職業婦人を照会し、回答のあった業者に調査票を一括して配布するというものである。
- (32) 大阪市社会部『職業婦人に関する調査』、一九三七年、一頁。
- (33) 厚生省職業部『知的階級就職に関する資料』。
- (34) ここで用いるデータや記述の多くは、日本電信電話公社東京電気通信局編『東京の電話・その五十万加入まで』上・中(一九五八年・一九六一年)によっている。
- (35) 吉見俊哉は『「声」の資本主義』(講談社選書メチエ、一九九五年)の中で、欧米においても電話交換手の「女性化」が見られたことを指摘している。
- (36) 『郵便報知新聞』、一八九〇年八月六日。
- (37) 当時の交換手の回想には、「いずれもおもしろ半分の仕事とて、一時間に一〇分ぐらいも休みがあり、その時間には編物などをしてなさいたり」とある。(『女子吏員の懐旧談』『読売新聞』、一九〇九年二月一六日)。
- (38) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』上、二二八頁。
- (39) 『東京毎日新聞』、一九一五年八月一八日。
- (40) 『通信協会雑誌』、一九一三年三月。
- (41) 『朝日新聞』、一九一六年三月一七日。
- (42) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』上、四四四頁。
- (43) 一九一〇年頃の電話交換手の収入は、勤続三～四年で二七円程度であった。
- (44) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』上、四三一頁。
- (45) これまででは交換手が相手方の電話番号を聞きだし、手作業で電話の交換業務をしていたが、ダイヤル式で自動的に電話交換がなされるようになった。
- (46) 吉見俊哉は前掲『「声」の資本主義』の中で、「彼女たちは、主として一〇代から二〇代にかけての少女たちから成っていたという点で、同時代の女性とも通底する文化的傾向を持ちながらも、その経済的な立場や日々の監視のまなざしのなかで、女性文化とは異なる職業文化を形づくっていった。」(一五四頁)と述べている。
- (47) 一九三四年の東京では、電話事務員の三一五六人(平均年齢一七歳)に対し、電話主事補四七七人(一五歳)、書記補二

七一人（一九歳）、書記五六人（三九歳）であった。（前掲『東京の電話・その五十万加入まで』中、三八一頁）。

(48) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』中、七九頁。

(49) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』中、三八四頁。

(50) 「交換手は、道ゆく加入者から尊敬の念をこめて、「ご苦労さま」のあいさつを受け、同性からは、ねたみとあこがれの人り交じったまなざしで、ジロジロとながめられた。」（四国電気通信局『四国電信電話事業史』、一九六〇年、一〇六頁）。

(51) 信越電信電話局『信越の電信電話史』、一九七一年、一一四～一五頁（原文は『信濃毎日新聞』、一九二三年六月一九日）。

(52) 北海道電気通信局『北海道の電信電話史』、一九六四年、一五七頁。

(53) 新潟局では年三回の募集を年一回に減らして対応したという。（前掲『信越の電信電話史』、三一一頁）。

(54) 前掲『信越の電信電話史』、三一〇～三一一页。

(55) 前掲『信越の電信電話史』、三一一頁（原文は『信濃毎日新聞』、一九三三年十月三〇日）。

(56) 新潟電話局『新潟の電話七十年のあゆみ』、一九七三年、一九〇頁。

(57) 弘前電報電話局『弘前の電信電話 交換開始七〇年』、一九七九年、七二頁。

(58) 専門・技能系職業婦人には、教育関係者一六六人、医療関係者二〇九人、芸術関係二人などがいた。

(59) 酒田電報電話局『酒田の電報と電話』、一九六五年、一五六～一五七頁。

(60) 前掲『弘前の電信電話 交換開始七〇年』、一八頁。

(61) 職業教育に学校方式が導入された背景には、電話交換技術やマニュアル化された接客に関する教育は、学校方式に馴染みやすかつたという事情があつたものとみられる。

(62) 弘前局では、関係法規や交換用語が毎週テストされ、その成果は個別に休憩室に張り出されたという（前掲『弘前の電信電話 交換開始七〇年』、七二頁）。

(63) 近畿電気通信局『近畿の電信電話』、一九六九年、一七五頁。

(64) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』上、四三八頁～四四一頁。

学校方式の時代

- (65) 当時の高等小学校卒業後の青少年女子の間にも学業継続への意欲や女学校への憧れがあつたことは、堀川恵子・小笠原信之『チンチン電車と女学生』日本評論社、一〇〇五年を参照。
- (66) 前掲『酒田の電報と電話』、一一五頁。
- (67) 前掲『弘前の電信電話 交換開始七〇年』、六九頁。
- (68) 吉田文「高等女学校と女子学生」『女の文化 近代日本文化論八』、一〇〇〇年、一二六～一二七頁。
- (69) 田崎宣義「女子労働の諸類型」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第四卷（近代）、東京大学出版会、一九九〇年、一九〇～一九五頁。
- (70) 前掲『婦人の職業』、一四二頁。
- (71) 前掲『東京の電話・その五十万加入まで』中、七九頁。

一橋大学研究年報 社会学研究 44

第二章 商業徒弟養成と学校方式

一 商業徒弟⁽¹⁾と二重構造

1 二つの二重構造

本章では、一九一〇～三〇年代の補習教育の展開が、商業徒弟養成にどのような変化をもたらしたのかについて検討する。

商業従業員の採用・養成を巡っては、近世からの子飼養成から、明治末～大正期にかけての高等商業学校や地方商業学校出身者の採用への転換、いわゆる「丁稚から学校出へ」という変化が描かれてきた。⁽²⁾しかしそうした転換が商

業全体に一様に起きたわけではない。一九三〇年代においても、下級従業員＝商業徒弟の住み込みや年期制といった徒弟的雇用慣行は残存していたし、そうした慣行の一部は戦後においても存続した。

一〇世紀に入ってから、商業においても経営や雇用の近代化が進められた。その象徴的存在が「百貨店」であり、やがて百貨店の拡大は中小商店を圧迫し、一九三〇年代には両者の対立が「百貨店問題」として先鋭化していくことになる。

これまでの経済史における二重構造論では、工業と商業の格差、あるいは商業内部での大規模経営と中小経営との格差については、工業対農業、および工業内の格差と比べるとあまり関心が払われていないようと思われる。しかし青少年労働市場には、商工間の人気の差が存在していたし、商業内部でも通勤か住み込みかといった雇用形態による格差が存在した。このような差異は、商業徒弟養成にも反映されるものであったのではないか。

そこで本章では商業徒弟養成に関する二重構造として、二つの視点を設定する。

ひとつは、工業と商業との相違である。次章で検討されるように、一九三〇年代には工業徒弟養成において昼間に行われる学校方式が普及していく。一方商業徒弟に関しては、昼間の学校方式はほとんどみられず、実業補習学校や各種学校など、補習教育機関への通学は夜間に限定されていた。こうした相違は、工業と商業それにおける学校方式の位置づけや、仕事上必要な技能の内容の相違を示していると考えられる。

もうひとつは、百貨店と中小商店との相違である。一九一〇年代に「丁稚から学校出へ」とシフトした百貨店ではあつたが、女子や小学校卒業の男子を中心とした小店員の採用は引き続き行われ、小店員に対して補習教育の機会が与えられていた。こうした補習教育は企業内教育という形態をとるものであったが、他方中小商店では補習教育機会を外部に求めざるを得ない。そこで実業補習学校・各種学校・青年学校・講習所といった教育機関を利用するに

学校方式の時代

なる。しかし実際には徒弟に教育機会を与える中小商店じたいまれであった。それゆえに経営の規模を巡って、補習教育の有無が格差となつて表れることがある。

本章では、補習教育を巡る工業と商業、百貨店と中小商店との相違が、徒弟養成上の問題としてどのように認識されたのか、そしてそれぞれの格差について、いかなる改善・解決策が模索されたのかを検討し、学校方式が商業徒弟養成に与えた意味を明らかにしたい。

2 商業徒弟研究を巡る諸課題と学校方式への注目

学校方式による徒弟養成に関しては、経済史を中心にこれまで主として企業内教育の文脈で研究が蓄積されてきた。⁽⁴⁾しかしながら青少年労働者の養成に関しては、工業従事者に比べ、商業への視点は管見の限り少ない。このような商業労働の等閑視には、若林幸男によれば、戦前の労働運動の目標であった「工職身分格差の是正」や工職を「従業員」に包含すること、すなわち企業別労働組合の組織原理の達成過程を明らかにすることが社会労働史研究の主要な目的であつたために、工業に比して格差そのものがゆるやかな商業・サービス業の丁稚制度については問題が先送りされたという背景がある。⁽⁵⁾近代労働における封建性の残存としての商業徒弟への注目は散見されるものの、工業ほどどの研究の広がりがあるとはいえない。

産業教育の領域では、商業従事者養成機関としての商業補習学校の設立と大正期における甲種・乙種実業学校への発展的展開に関する研究がある。⁽⁶⁾ただし、それにおいても大都市を中心とした一九二〇年代以降の商業徒弟に対する補習教育については論じられていない。

たことが窺える。当時の代表的な研究としては、丸山侃堂・今村南史『丁稚制度の研究』(一九一〇年)⁽⁸⁾、井上貞蔵『商業使用人問題の研究』(一九三七年)⁽⁹⁾がある。前者では、丁稚と主人の「親権的関係」が、幼年労働者保護という

「國家の強力関係」へと変化し、「情誼的関係」は「契約的関係」に、「主従関係」は「報酬関係」になっていく過程が描かれる。その過程で派生した「主従の紛争」「風儀の乱れ」「丁稚制度の弊」といった問題への対策のひとつとして、補習教育の必要性が論じられている。商業使用人制度の歴史と当時の状況に関する包括的な分析である後者は、商業使用人に対する保護立法問題に関する議論を軸に商業労働の近代化を目指そうとするもので、学校方式による補習教育もそのプログラムの一環として組み込まれている。

近年になって商業徒弟の養成を教育学的な主題から検討した成果が提出されている。緑川ゆかりの研究⁽¹⁰⁾は、商店法制定問題を背景に、一九三〇年代後半の徒弟制度の変化を学校化という視点から読み解こうとするものである。そこでは徒弟教育の一部を学校へと移行させようとする新徒弟制度の構想と、それに伴う商業徒弟教育の学校化が明らかにされている。しかし工業・商業における学校化の相違については検討されておらず、また商店法の効果に対する評価、技能・資格に対する生活・教養の位置づけがなおざりにされていることが問題点として挙げられる。また学校化概念についても、一九一〇年代以来の補習教育の歴史と三〇年代の学校化との関連づけが行われていない点に問題がある。

同様の課題は、三〇年代の商業徒弟の生活や保護の問題について考察した高瀬雅弘の研究⁽¹¹⁾に関しても指摘できる。そこでは商業徒弟を巡る諸課題の中で、補習教育機関への通学はひとつの対応策として指摘されるにとどまっている。したがって、商業内部の二重構造化が進むなかで、雇用者や社会政策の側が徒弟に対する補習教育をどのようなものとして位置づけていたのか、そして商業徒弟の側は補習教育をいかなるものとして捉えていたのかについては十分に

学校方式の時代

明らかにされていないのである。この点に関しては、三〇年代後半に制度化・義務化される青年学校との関係から解明がされる必要がある。

以上をふまえ、本章では一九三〇年代に学校方式が徒弟の養成において拡大・普及していく過程で、商業徒弟に対する補習教育がどのような経過をたどり、そしてその経過がいかなる意味をもつものであったのかを考察する。そこで次の三つの課題を設定する。

第一の課題は、商業徒弟養成において学校方式の必要性がどのような経緯から認識されるようになったのか、ということである。百貨店では子飼から学校出へのシフトが進む一方、中小商店では下級従業員養成法としての徒弟制が依然として存続していた。しかし中小商業徒弟の養成についても、学校方式による補習教育の必要性が説かれるようになる。それはいつ、どのようなきっかけで始まったのかについて考察する。

第二の課題は、商業徒弟への補習教育の内容はいかなるものであり、それらは工業との対比、百貨店と中小商店との間において、どのような差異を伴っていたのか、ということである。ここでは、補習教育における普通教育・実業教育・公民教育の関係や位置づけが問われることになる。これらのうち、実業教育や雇用者—被雇用者の関係秩序はもともと徒弟制の中に内包されていたものである。これら二つの要素に加え、普通教育を企業内教育／企業外教育によって行う補習教育は、雇用者、商業徒弟それぞれにとって、どのような意味をもつていたのかを考察する。

第三の課題は、商業における学校方式は、この時代に進められる労働者保護法制や政策の整備などのような関係性のもとで展開していくのか、ということである。一九三〇年代のはじめから論議が重ねられ、糾余曲折の末に三八年に成立する商店法による労働時間の制限と通学機会の提供の問題との関連づけや、余暇善用といった教育・社会政策的課題に対し、青年学校に期待された役割について考察する。

二 徒弟制の動搖と補習教育の提唱

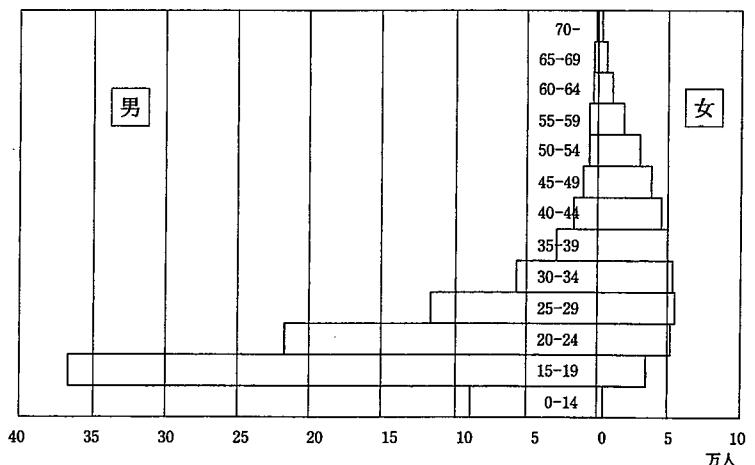
1 商業労働における都市商業徒弟

分析にあたって、戦間期の商業労働、とりわけ都市のそれにおいて商業徒弟がどのような位置を占めていたのかを概観しておきたい。商業労働の中心をなしていたのは物品販売業であり、その従事者は一九三〇年時点での商業全体の六七・二%を占めていた。この物品販売業従事者の中で「業主」を除いた「店員売子」「商業手助」(本章での商業徒弟とほぼ重なる)の年齢構成を示したもののが図3・2・1である。ここでは男子と女子の年齢構成の違いが明瞭で、男子の徒弟的労働者は徴兵年齢以前の青少年が中心であるのに対し、女子の場合は結婚後の家族従業者が中心であったと見ることができる。この時期には百貨店の店員など、商業労働への女性の進出がみられるものの、全体としてはその大多数は青少年男子によって占められていたことになる。

国勢調査によれば⁽¹⁴⁾、一五～一四歳の青少年男子商業従事者は、一五歳～一九歳階級について一九一〇年五一万人→三〇年六九万人→四〇年四七万人という形で推移し、三〇年までの大幅な増加と四〇年にかけての急減という変化になっている。この動きを単純化するなら、一〇年から三〇年にかけての都市の発展とともに商業徒弟市場の拡大と、三〇年代に急速に進んだ重化学工業による工業労働への青少年男子労働力の集中、商業労働の女子による雇用代替によるものと見ることができよう。

ただしこうした変化は全国一律のものではなかったと考えられる。一九一〇年から三〇年にかけての物品販売業従事者(雇用主・使用人双方を含む)の増加率を算出する(一〇年を一とする)と、市部一・八五、郡部一・三八と市部の伸びが著しいことがわかる。なかでも六大都市の従事者数は全市部に対して四六・三%、全国に対して一六・

図3・2・1 商業徒弟の年齢構成(1930年)



出典：稻葉秀三「我国商業とその労力構成について(下)」第46表より作成。
註：原データは1930年国勢調査。

○%を占めていた。⁽¹⁶⁾こうした数値と図3・2・1を重ね合わせると、大都市の商業徒弟は商業労働全体においてもかなりのウェイトを占めていたことが窺える。そして一〇年代に急増する彼らをどのように処遇するかを巡って、のちに見るような都市教育という課題が提起されるのである。

2 徒弟制度のゆらぎ

近世から引き継がれた店員養成方法としての徒弟制度は、一九一〇年代にはその動搖が指摘されるようになる。その嚆矢となったのが『丁稚制度の研究』である。そこでは「株の廃止、経済組織の拡大、其の他種々の理由によりて、維新後に於ける丁稚制度は内容形式何れも非常に変化したり」というマクロな変化がまず示される。しかしながら、商業徒弟の養成に関しては、旧来の方式が引き続き行われていた。そうした状況下での商業徒弟の「学術的教養方法」としては、(一)夜間に珠算、習字、読書、簿記等を自習させたり、手代番頭の与えた商業上の問題を解答させる、及び営業の閑散時期に教師や専門家を招聘して夜学を開始するもの、(二)毎

夜一～二時間ずつ強制的に普通学を教授したり、付近の夜学校に通学させたり、店員の中から毎年一～二名を抜擢して商業学校に入学させるもの、(三) 甲種商業学校卒業程度の学力をもたない店員に対し、強制教育を施し、図書館を設置して新聞雑誌、参考書を備えて店員の修養に資するもの、が挙げられている。しかし実際には大阪市十万三千の商工業者のうち、(一) を行うものさえごくわずかで、(三) の方法を行っているものは十合呉服店、高島屋呉服店などを除けば「絶無希有」の存在であった。⁽¹⁸⁾ それゆえに商業徒弟に対する補習教育の絶対的な不足が問題とされた。それでは、なぜこうした補習教育が必要とされるに至ったのだろうか。ひとつには会社組織をとるような商店において、仕事に必要な知識や技能が向上したことが考えられる。もうひとつは、旧来の徒弟制の崩壊によって、それに代わる新たな養成法が必要とされたということである。後者に関して、徒弟制のゆらぎは次のようない形で観察されている。

商店の店員、丁稚にして、約定の年限を無事に勤め終り、其主家から暖簾分け（別家）を許され、自立⁽¹⁹⁾の勤続中に、積み立てたる積立金と、退店の際の慰労金を資本とし、独立営業をなす者に至つては、実に驚くべき程の少数であつて、大部分は中途に退店を余儀なくされて居る。⁽¹⁹⁾

徒弟制の要諦をなしていた、修業時代を経て独立するというキャリア・パターンが成立しがたい状況が生じていたのである。その背景には資本の集約化が進んで、個人經營のような形態がそれ以前と比べて困難になりつつあったこと、そして店員が増加する一方で、それが独立できるほど市場という「パイ」が大きくなかった、という事情があるが、それらによって經營方式の急速な変化と、依然として変わらない徒弟の雇用・養成方法との軋轢が起きることになる。

こうした変化は、徒弟制に内包されていた家族主義を動搖させるものであった。

今日までの店員は、皆な家族的に養成されて来たのである。現在でも小規模の商店にては、月給を出して店員を通勤させるといふ事は不便が多いといふので、依然として住み込み制度を実行してゐるが、家族主義は結構であるとしても、店員の数が増加するに従つて、家族主義の眞の精神は脱けてしまつて、形式のみ遺るものだから、現代の店員を取扱ふ上に、種々の破綻を生じて来るのである。⁽²⁰⁾

このような破綻は、「最初の一二年に於ては生活の変化に堪へざるにより、病気により、主人の虐待により、家の都合により、其の他の事情によりて異動多く、五六六年目より七八年目までは生活の誘惑、業務の関係より使ひ込となり持逃となりて淘汰せらるゝもの多く、而して手代以上番頭に至りてはその働きの範囲はその危険の範囲なり」というように、徒弟の移動の増加という形で表れる。徒弟の風儀の乱れは、社会問題として捉えられるようになつた。

極端なる生活の束縛、過度なる日夜の労働、而して報酬の不定にして且不安なる自から自暴自棄、其日暮らし、ゴマカシ、苟安姑息、卑劣譎詐等の丁稚根性とならしむるの傾向なきにあらざるなり。⁽²²⁾

最近その筋調査の統計を見ると、年期店員の一ヶ年間に於ける浅草方面魔窟に投げる浪費額、實に七百万円に達して居ると云ふ事である。⁽²³⁾

徒弟の頻繁な移動や不良化は、徒弟制の旧弊によるものとして認識された。そのうえで、「今や丁稚制度の家族的精神は「亡びたり、未だ亡びずと雖も早晚亡ぶべき運命にあり。之をして其の古るき家族的形式を捨てたるは之をして新なる家族的精神を生ぜしむる所以にして、換言すれば古るき丁稚制度を改善して新らしき丁稚制度たらしむるを最善の方法と為さざるべからず」(傍点は引用者)といった問題提起がなされるのである。

では、「新らしき丁稚制度」を作るためには何が必要であったのか。『丁稚制度の研究』で挙げられているのは、仕着別家制度の維持を前提としたうえでの、欧米の組合制度・配当制度の導入、親方教育の必要性といった雇用の近代化である。そしてそれらに加えて提唱されているのが、学校方式の導入であった。教育学者の谷本富は、同書の「丁稚制度に関する諸家の意見」の中で、「昼間は旧来の如く業務の見習、夜は実業補習学校に通はせセツセと勉強をさせることにしなければ本当でない、換言すれば業務の見習と実業の教育とが相寄り相扶けて行く様になる」ことの必要性を論じている。雇用者からも「夜間実業補習学校の如き機関を利用し、実際的科目及び普通教育を受けしめ、一面常識の涵養に資すると共に、時々高徳の君子を聘して修養上の講演を請ひ以て品性の向上を期し度し」といった意見が出されている。これらは既存の実業補習学校を活用した補習教育について論じたものであるが、「図書館閲覧室を、商店内に(或は寄宿舎)設けて置き、新刊図書を備付し、随意に繙読し得るやうに施設しなければならぬ」というよう、企業内の施設の充実を説くものも見受けられる。

このように、徒弟制の動搖は、その一解決策として学校方式による補習教育の活用を要請することになったのである。

三 都市教育の中の補習教育

1 都市教育という枠組みと補習教育

補習教育の必要性は、ジャーナリスト・学者・雇用者といった人々だけでなく、都市社会政策担当者においても認識されるようになつていった。一九一〇年代後半以降、東京府・東京市といった都市行政機関は、補習教育に関する調査・研究を蓄積していくことになる。

その中で一九一六年三月に東京市政調査会が刊行した『都市教育の研究⁽²⁸⁾』は、青少年の流入によつて大きく膨張した都市人口を前提として、「著しく郡村と異なる都市の本質に鑑み、多くの点において郡村と違つた教育法を打ち建つること」の必要性の自覚のもとに編まれたものである。ここには都市固有の問題領域としての、都市教育という枠組みの成立を見ることができる。都市、とりわけ六大都市においては「教育が、出来るだけ都市生活殊に商工業に適応するや否やの点に注意を要」し、「殊に初等教育の終末及びそれ以上の補習教育並に中等教育に於ては、この職業分布(商工業従事者が七割を占める東京市—引用者)の点より見て、その教育をして、之に適応するものたらしめねばならない」と論じられる。そして産業都市化の進展に相応した教育政策のひとつとして、「実業補習教育並に中等実業教育の充実と組織」が挙げられている。この点に関して執筆者川本宇之介は、次のような認識を示している。

我が国の実業補習教育は、その学校や生徒数よりいへば、世界第一の地位に位するが、之を農村と都市とに分つて考へると、特に農村補習教育としては恐らくは、世界に冠たるものがあるであらう。然し都市に於ける補習教育は、その先進国たるドイツ諸都市は勿論、補習教育に於ては、我の後進国である所の米国都市中、進んだミ

ルウォーキー其の他に比しても、私は大いに劣るものがある。⁽³¹⁾

このような状況のもとで都市教育としての実業補習教育の充実が求められるのである。そこにはすでに述べたように、大量の青少年を受け入れ、労働人口が大きく膨張した大都市固有の課題意識が反映されていた。それでは、商業徒弟に対する補習教育はどうにしてその普及が図られ、またその教育内容とはいかなるものであったのだろうか。

2 普通教育・実業教育・公民教育—それぞれの意味

『都市教育の研究』と同じく東京市政調査会の刊行、川本と川添誠一による『東京市の実業補習教育』（一九二八年）では、前著の問題関心を敷衍する形で実業補習教育の改良拡充問題に関する議論が展開され、またそれまでの経緯や当時の教育内容が紹介されている。

三[期]に区分された実業補習教育の展開⁽³²⁾の中で、一九〇〇年代の実験期における「煩悶」として挙げられているのが、普通教育が主、実業教育が従という関係を改めることを目的とした一九〇二年の改正実業補習学校規程ならびに設置に関する訓令の実行の困難さである。⁽³³⁾大正に入つてからの組織時代においても、普通学科と実業学科の未整備による社会と個人の要求からの乖離、公民教育思想の不足した補習学校関係者のもとでの公民科の不徹底といった「欠陥」が観察されている。それだけに実業補習学校の組織化は大きな課題であるとされ、一九二〇年一一月の実業補習学校規程の新制では、普通教育の補習という文言の削除、実業教育と公民教育の拡充が図られている。

このように都市の実業補習教育は実業教育と公民教育を一本柱に、夜間の実業学校的性格をもつものまで現れるが、学校利用者に即して見た場合、入学・通学の意図にはかなりの多様性がみられる。東京市の実業補習学校四校の七九

学校方式の時代

七名を対象とした調査によれば、内容が自らの境遇に適当であるという理由で入学した生徒は全体の一割程度に過ぎない。こうした事情について、『東京市の実業教育』では次のような説明を加えている。

斯の如き現象は恐らく他種の学校に全く類例なきことだと思ふ。商業学校なれば商人たらんとする者が入り、産婆学校には産婆を志す者が入つて居る。然るに補習学校だけは、立派な目的で設立されながら、真に学校を理解して適當だとして居る者は僅かに二割に止まり、他は夜学という俗称で解釈し、小人間^{アマ}居すれば不善を為すから通学するといふ者や、境遇上適切なる学校がないから止を得ず入学して居るといふ類の者が少なからずある。⁽³⁴⁾

このような実態は、教育を行う側にとっては「欠陥」と認識されるものだつただろう。しかし徒弟からすると、実業補習教育は多様なニーズ、とりわけ勉学したいといった欲求に応える可塑性をもつた教育機関として見えていたのではないか。それは「今度都合で東京へ来て、雇は一日働くねばならないから、中学校へ行きたくても行かれ」ない一五歳の金物商や、「上級の学校に入學して此の上尚ほ勉強する決心で居」る一八歳の小間物卸商、「普通の女学校に入りたいのですが、家の都合で行く事ができ」ない一五歳の会社給仕（女子）といった青少年⁽³⁵⁾の存在からも窺うことができるよう。このような事情を鑑みれば、補習教育のもとで行われる普通教育（たしかここでいう普通教育とは尋常小学校の補習ではなく、中等学校と同等のカリキュラムという意味をもつてゐる）の意義は決して小さくなかったと考えられる。それは夜間中学⁽³⁶⁾といった苦学・独学の世界とも地続きであったのではないか。都市政策担当者にとっては、ある意味邪魔な存在であった普通教育は、青少年の側にとってはむしろ補習教育の必要不可欠な構成要素だったのではないだろうか。

補習教育のもうひとつの柱である公民教育は、「小公民に現在の都市生活を理解せしめ、之に必要な心懸と徳義とを自覚せしめることが主」⁽³⁹⁾というような形で規定されていた。このような公民教育は、当時の商業徒弟教育論の中で説かれていた修養と重なり合つようと思われる。当時修養の必要性は、次のような形で論じられていた。

現代の店員は、現代に対する理解と、現代に対する智識とかなくばならぬ。現代の思想にかけ離れては、何事も出来ない世の中となつたのだから、現代に対する理解を有たなければならぬ。その意味に於て、店員の修養は益々必要となつて来た。⁽⁴⁰⁾

これ迄の店員は朝起抜けから夜は十一時十一時迄店務に追はれるといった非文化的な生活を繰りかへして来た関係上修養といふやうな事は少しも顧みられなかつた。その上、店員は父兄から一人離れて他人の間に混つて生活してゐるものである所から、とかく生活が放埒になりやすいのである。⁽⁴¹⁾

いつした公民教育や修養のある部分、たとえば職業生活上の道徳や倫理は、もともとは徒弟制によって伝達されるものであった。しかし徒弟制の動搖と都市社会の著しい発展という状況のもとで、それらは都市教育、ひいては実業補習教育によつて担われることが期待されるようになったのである。

学校方式の時代

3 商業補習教育の不振

実業補習教育の普及拡大という都市教育行政の思惑に対して、商業補習教育の実相はいかなるものであったのか。

『丁稚制度の研究』では、大阪の商業地を中心に「夜学の徒弟学校補習学校等起り各店進んで店員を通学せしめた

るが、当初こそ多数の入学者ありたり、一年と経たずして学生の過半を失ひ、遂に大部分閉校するに至り⁽⁴²⁾といった記述がみられる。その原因は長時間労働からくる商業徒弟の心身の疲労であった。早くから補習教育の導入が試みられていたものの、實際には通学の困難さという問題が存在していたのである。

東京府社会課が一九二二年に実施した『管下補習職業労働教育施設ニ関スル調査』では、東京市と隣接町村の実業補習学校、ならびに商業夜学校・工業夜学校・労働学校といった各種学校について、その概要が示されている。これによれば主として商業徒弟を対象とした商業夜学校は十一校を数え、生徒数も男子九〇六九人、女子三〇人と、公立の実業補習学校（七九校。男子九四四六人、女子一二二一人）や工業夜学校（九校。男子のみ一三四四一人）と遜色ないものとなつてゐる。しかし商業夜学校十一校のうち、収容定員を充足しているのは三校に過ぎず、残りの八校には程度の違いはあるものの、生徒数が定員の一割に満たないような学校もみられる。依然として補習教育の不振は続いていたのである。三〇年代に至つても、実業補習学校は「多くの店員を擁する今日の商店が夜間営業に重きを置く故に、この学校も店員のためには仲々利用されて居らない」というのが実情であった。三〇年の時点で東京市の実業補習学校数は六五校、生徒数は一〇八四八人であり、二二年と比べても大きな変化はなく、また同年の京都市調査によれば、尋常ないし高等小学校卒業後実業に従事していたり、上級学校を中途退学した補習教育期にある青少年約三万五千人のうち、就学していた生徒の数は四千人程度であったとされる。⁽⁴³⁾『都市教育の研究』や『東京市の実業補習教育』は、補習教育の不振という問題意識に基づいて編まれたものでもあった。このような補習教育の不振をもたらした要因としては、こと商業に関していえば次の三点が考えられる。

ひとつは労働時間の長さによる通学の困難さである。⁽⁴⁴⁾一九二〇年前後から、国際労働会議において商業労働者の週休制度や労働時間に制限を加えるとする動きがみられたが、日本では商店の営業はむしろ長時間化し、夜十一時な

いし十一時まで営業するような店舗も増加していた。そうした状況下での商業徒弟の労働時間の長さは、二〇年代以降の諸々の労働事情調査から窺い知ることができる。業種によって違いはあるものの、「一般トシテハ一日十四五時間ノモノ多キヲシム」といった傾向が観察され、また三〇年代後半の住み込み徒弟を対象とした調査では、小規模商店の労働時間の長さが目立っており、十人以下の店舗では、平均が十二時間を超えていた。こうした条件下では、労働時間に制限を加えることが補習教育機会を拡充させるためのカギとなっていたことが窺える。

次に補習教育の組織的基盤の弱さが挙げられる。実業補習学校が抱える問題としては、経費や専任教員が少なく、独立の校舎ももたないために小学校教育の延長として、あるいは「お座なりの单なる夜学校に過ぎない」といった形で捉えられていた。また同業組合の結びつきの弱さも要因として指摘できる。欧米の商業補習教育事情を検討した論考では、同業組合（ギルド）による職業資格制度や実業教育としての補習教育の事例が紹介されている。それに対しで日本の場合は、東京市における商工青年修養会（東京市役所・東京商工会議所・東京実業組合連合会の共催により、一九二五年から三三年まで開催）といった事例はあるものの、本格的な資格制度の確立までには至っていない。

さらに補習教育において伝達される学校知識の曖昧さがある。実業補習教育が普通教育主体で真の実業教育となっていないという批判は先に見たとおりであるが、『管下補習職業労働教育施設ニ関スル調査』で取り上げられている商業夜学校について見ると、一週十七～十八時間の授業のうち、半分以上を読書・作文・習字・英語・数学・地理といった科目が占め、とくに英語が四～五時間となっている。こうしたカリキュラム構成には、補習学校をステップに進学を志す商業徒弟のニーズにも応えようという意図が感じられるが、それは雇用者にとって徒弟を学校に通わせる意義を薄めることにならなかったと考えられる。実業補習学校での商業に関するカリキュラムも「販売術科、商業図案科等もあれど、それも名田のみにして、實際は一週一一回これらの人間を有するにすぎない。で、無きに勝る程度の

ものであつて、今のところこれらを、店員訓練の重なる手段として期待は出来ないであらう」といった具合であった。⁽⁴⁹⁾

このような事情のもとで、学校方式による商業徒弟養成は不振に喘いでいたのである。

4 通学を巡る商工間の相違

通学の困難さによる補習教育の不振は、商業労働では依然として旧来の徒弟制的要素が残存していることを意味していた。一方で当初は補習教育の立ち後れが指摘されていた工業は、重化学工業化に歩調を合わせるように学校方式による養成を拡大させていく。こうした変化は次のような二つの側面において商工間の相違を形作つていったと考えられる。

ひとつは工業における学校方式が昼間の作業時間帯にまで広まつていったのに対し、商業補習教育は夜間にとどまつたことである。これは商業労働に必要な技能や知識というものが工業と比べるとそれほど明確ではなく、補習教育は「普通教育の補習」と捉えられがちであったことにも起因していよう。もちろん簿記や商業経済といった知識が役に立つことはあつただろう。しかし工業における技能と比べると、それらがすべての商業徒弟にとって必須だったとは考えにくい。工業と学校方式の親和性と比べると、商業ではその程度が相対的に低かったのではないか。

もうひとつは、補習教育の欠如は労働時間の長さや休日の少なさといった労働条件の劣悪さとも結びついており、学校方式の浸透の度合いの差は労働条件の差に規定されることである。商業には工場法のような労働時間を制限する法規がなく、工業徒弟と比べると商業徒弟の労働時間の長さはきわだっていた。⁽⁵⁰⁾

通学の困難さは、雇用形態の近代化が進む工業徒弟に対しても、商業徒弟を不人気職業にする大きな要因であった。それゆえに商業徒弟の払底が叫ばれ、徒弟制の弊害が論じられるようになったのである。⁽⁵¹⁾

四 百貨店の世界

1 百貨店が変えたもの

旧来の呉服店が百貨店としての形態を整え、その嚆矢である三越百貨店が日本橋に五階建ての洋式建築による新社屋を建設したのは一九一四年のことであった。⁽⁵²⁾ 経済学者福田徳三は「〇年に、百貨店は「一の商店であると共に、又一の市場であ」り、「唯一時の流行と云ふのではなく、デパートメント・ストアが発達し、商店がデパートメント・ストア式になる事は、商店の性質上自らさうなるべき傾向を持つて居る」と観察している。これ以後の百貨店の発展は、消費文化の拡大だけでなく、商業労働にも変化をもたらすものであった。百貨店では、すでに幹部社員は子爵養成から高等商業学校出身者の採用へと移行していたが、同時に商業徒弟すなわち小店員の雇用のありかたにも変化が表れつつあった。

そのひとつは俸給制度の導入である。「大阪の有力なる小売商店」（組織形態から百貨店と推測される）の例では、幹部店員、普通店員、少年店員、女子店員という資格があり、さらに資格ごとに一～三級の等級が設けられていた。⁽⁵³⁾ 従来は徒弟見習い年期奉公期間は一人前とはみなされず、明確な賃金体系も存在しなかつたが、百貨店の雇用体系は商業徒弟をも「世間並一般労力報酬関係」に組み込んでいた。しかしどの商店においてもただちに見習期間の賃労働化が進行したわけではない。中小商店では依然として若干の小遣い錢を与えるのみといった状態が続いていた。

もうひとつは寄宿舎の設置である。通勤が主であった女子店員とは異なり、地方出身の男子商業徒弟は雇用者と同じする住み込みが一般的であった。⁽⁵⁴⁾ 住み込みという職住空間の分離していらない雇用形態は、労働市場でのミス・マッチを派生させる原因ともなっていた。⁽⁵⁵⁾ そうしたなかで、百貨店は店員増加への対応策として寄宿舎を設けるようにな

学校方式の時代

る。高島屋では一九一〇年代に京都・大阪・東京に本格的な寄宿舎を建設し、一〇年前後には新增設を行っている。大阪に新築された新寄宿舎には、講堂・教育室・娯楽室・病室などが設置されていた。一九〇八年に商業徒弟向けの寄宿舎を設置していた三越（商業徒弟を子供（店員）と呼んでいた）では、男子の子供を三越呉服店子供寄宿舎に収容し、「出勤前と毎朝一時間一週三時間乃至四時間の特別教授を試みて店員としての必須な知識教養を与え」ていた。寄宿舎は、

夜の外出を許さないことになつて居るから碁とか将棋と云ふやうな娯楽物を置いて各自の嗜好に応じて玩ぶことを許して居る。又一週間に一回娯楽会を開いてピンポンとかゴルフと云ふやうな運動をやらして居る。故に各自は之を愉快と思つて居るので、敢て外出の必要も感じてゐないのである。⁽⁵⁶⁾

というように、福利厚生施設としての性格をもっており、同時に学校方式の教育が行われる空間でもあった。こうした百貨店の新たな雇用形態は、それを提供できる百貨店と、旧来の徒弟制を維持していた中小商店との差異＝二重性を顕在化させるものであった。

2 労働市場における百貨店の魅力

商業徒弟の待遇の格差は、労働市場にも端的に反映された。商業徒弟の不人気は、労働時間・通学機会・休日といった面での会社・銀行の給仕との相違に基づくことが二〇年代にすでに指摘されていたが、⁽⁵⁷⁾ 百貨店は旧来の徒弟制とは異なる新たな商業労働として青少年の前に現れた。

青少年の就職斡旋を目的として一九二五年にスタートした少年職業紹介は、商業労働市場における需要と供給の不均衡、すなわち大幅な求人超過傾向に悩まされていた。⁽⁶³⁾ そうしたなかで百貨店員は「青少年少女就職希望者は都市住居者と地方住居者とを問はず其の就職を渴望する」⁽⁶⁴⁾ 職業であり、地方出身者を歓迎する傾向とも相まって少年職業紹介関係者からも注目を集めた。実際、百貨店は少年職業紹介にとっての「得意先」となり、『職業指導パンフレット』などの職業案内書においても百貨店店員を紹介したものが多くみられる。

東京地方職業紹介事務局が一九二七年に実施した『少年就労事情調査』では、一三一一人の対象者のうち二八%に相当する三六八人（男女の内訳は不詳）が三つの百貨店に勤務する商業徒弟となつており、男子を対象に寄宿舎が完備され、「乙種商業学校程度の教育」が施されていたことがわかる。同調査では百貨店以外の会社組織の商店では夜学への通学機会が与えられている場合があるものの、個人経営の商店ではそうしたケースはみられない。それだけに補習教育機会の提供は、百貨店と中小商店との差異を一層際立たせるものであったといえよう。先に述べた労働条件や福利施設とともに、補習教育の存在も青少年を引きつける魅力となっていたのではないだろうか。

百貨店の労働環境が青少年に与える影響は勤続という形でも表れている。同じく東京地方職業紹介事務局による『少年勤続者調査』（一九三二年）は、少年職業紹介経由で就職した者のうち勤続年数が満五年以上の二七四名（男子二六〇名、女子一四名）を対象にその労働条件等を調査したものであるが、これによれば百貨店（四店）の勤続者一四名は官営工場（横須賀海軍工廠）の九一名に次いで第二位となっている。ここでは教育訓練の状況についても調査が行われているが、勤続者数の多い官営工場と百貨店のみが職場に教育施設を設けており、他の職場は外部の教育機関を利用していた。したがって、学校方式の存在が勤続に一定の役割を果たしていたと考えられよう。企業内教育として行われる学校方式の意義は、就職先へ青少年の定着を図ることを目的としていた職業指導・少年職業紹介にとって

学校方式の時代

ても決して小さくなかったはずである。その意味で百貨店員は青少年のみならず、社会政策の側にあってもひとつの望ましい職業であったのである。

3 百貨店での補習教育の内容

商業徒弟の養成において、百貨店における学校方式の登場は旧来の徒弟制との違いを顕在化させ、人気職業＝百貨店店員と不人気職業＝中小商業徒弟といった商業労働市場の二重化をもたらすものであった。職業構造を分化させた一要因としての百貨店での補習教育の内容はどのようなものであったのか。以下では百貨店の補習教育について、普通教育・実業教育・公民教育の各側面を見ていくことにしたい。

企業内教育としての徒弟養成は、百貨店の前身である呉服店の時代から行われていたが、それが本格的な学校方式の形態を取るようになったのは近代的な寄宿舎の整備が契機であったと考えられる。日本の百貨店での学校方式の導入は、テーラーシステムやフォードシステムの影響下にあつたアメリカの百貨店の雇用管理法にならつたものであり、ワナメーカー、マーシャルフィールド、メーシーといった百貨店がトレーニングスクールという名称の店員養成学校や専門の夜学校を設置した事例が紹介されている。⁽⁶⁵⁾

こうしたアメリカの百貨店員養成学校に相応するものとしては、一九二八年開設の白木屋商業学校が嚆矢として挙げられているが、一九二〇年前後にはすでに寄宿舎や店内に設置された補習学校の存在を見ることができる。

寄宿舎を有する商店の例として紹介されている補習学校の学科は英語、商用文、国語、算術、珠算、歴史、地理、習字（第一～二学年）、に加え簿記、経済（第三学年）、代数、三角、法制、物理、国文（第四学年）といった形になっており、尋常小学校卒業生は第一学年、高等小学校卒業生は第一学年に入り、早朝に一週間七時間をもって習得さ

せていた。⁽⁶⁸⁾補習教育の内容や形態は百貨店によって異なつており、早朝に行うものもあれば、勤務時間終了後、夜間に一時間程度行うものもあつた。一九三〇年前後の松屋呉服店の店員教養所では、三ヶ月の普通科と一ヶ月の研究科（主に中等学校卒業者以上を対象）を設置し、普通科では修身公民／接客販売、国語・商業算術（筆算・珠算）、実用英語、商業作文、実用英語を、研究科では商業道德／接客販売、商業要項、商業簿記（以上必修科目）、商品学、商業英語、裁縫法、商業算術（以上選択科目）をそれぞれ週一～二時間教授していた。

この他にも当時「少年店員の養成に最も力を入れてゐる」といわれた松坂屋では入店者を半年間名古屋本店に収容して学校方式の教育を行つたうえ

で、各支店配属後も修身公民科・国語・地理・歴史・理科・数学（算術・代数・幾何の初步）・作文・習字・英語・唱歌・体操・教練・商事要項・商品学・接客法・裁縫・計算法・店務要項といった学科目の教授が、社員の中から選ばれた教育係（各店ごとに十数名程度）と外部から招聘した講師によつて四年間行われるシステムを取つていた。⁽⁶⁹⁾

松屋呉服店店員教養所の普通科と研究科の学科目構成を比較してみると、普通科では商業関係の科目だけではなく国語や筆算・珠算といった普通教育が行われているのに対し、研究科では実務上必要な高度な実業教育への特化がみられる。中等学校卒業者を対象とした研究科が純然たる実業教育であることを鑑みれば、普通科の学科目構成は授業時数の制約こそあれ、中等教育の補習的性格をもつものであつたといえるだろう。

このような学校方式が純然たる実業教育にのみ特化しなかつたのはなぜだらうか。そのひとつは、補習学校を設置するうえでの「商売に関する教育のみを詰め込むことは店員に食傷を起させるし、惨酷でもあるから、此の学校では商売以外の方面を教へ、店員の常識を豊富ならしめんとする方針」といったことに求められよう。また「その店独特の店是或ひは方針、色彩といふ風なものを店員個々に感得せしめる」ことが期されていた補習教育の中で、普通教育は、中等レベルの学校知識を求める徒弟からの要求への対応であると同時に、学科目構成の充実やカリキュラム

学校方式の時代

ムの工夫は「○○百貨店式教育」「○○屋風訓練」といったそれぞれの百貨店の個性を表すものでもあつたのである。

各百貨店の個性は実業教育にも反映されていた。各店の店員教育部では「サービス教本」といった独自の教材を作成していた。白木屋商業学校が作成した教材は、三十三項目にわたる商品管理・接客マニュアルとなつており、それだけ百貨店の徒弟に求められる知識が複雑・多様化したことが窺える。そこでは徒弟に必要な技能が明文化され、そしてその伝達は学校方式によることが必然となつていったのである。

さらに学校方式によつて伝達される知識や技能は、試験によつて考查され、その成績によつて進級や卒業が判定された。先に見た松屋呉服店店内教養所の規定では、各学期（四～八月、九～十一月、一～三月の三期制）末ごとに試験が実施され、優秀者は実務の成績と併せて臨時進級が行われることとなつていて。⁽⁷⁰⁾こうした試験は「店員をして四六時中緊張したる内に業務に精励せし」め、「向上心を適当に刺激し、期せずして販売能率の増進となり、店員の素質の改良」⁽⁷¹⁾を意図したものであつた。百貨店の補習教育は、到達度を評価し、卒業を判定することによつて制度化された学校により近い形になつたのである。

補習教育のもうひとつの要素である公民教育については、商業道德や修身公民科などのカリキュラムの他に修養講習会などが行われていた。また集団訓練を行う組織が編成されたケースもみられる。大阪の三笠百貨店にはボーリスカウトが設けられ、また白木屋には白木屋健児団といつた団体が存在した。⁽⁷²⁾松屋や松坂屋には青年訓練所が設置され、一七歳以上の者はそちらにも籍を置くこととなり、教練以外の普通学科（国語・数学・歴史・地理・理科）、職業学科（商業）、修身及公民科は店員教養所の学科目と重なつており、その延長上に位置づけられていた。私立松屋青年訓練所の場合、それは「勿論青年訓練令によるものだが、一般店員の教養といふ点からも考へられてゐるものである」と評価されている。百貨店補習教育が青年訓練所という形態をとつたことは、のちの私立青年学校化とも大きく関わつ

ていたと考えられる。

以上のように、百貨店の補習教育は、学校方式の浸透によって制度化された学校に近いものとなり、職業世界において教育機会を得られる者とそうでない者の格差を生み出していく。ここにおいて、大規模経営と中小経営という二重構造に対応する形で商業徒弟養成の一重性もよりはつきりとした形で構造化されるのである。

五 商店法と学校方式への注視

1 労働時間の制限と余暇

一九二〇年代の百貨店の発展は中小商業の経営を圧迫し、三〇年代にはいわゆる中小商業問題として両者の対立が噴出した。そこで百貨店の営業に一定の法的規制を加える百貨店法が一九三七年に制定されるが、それは商業内部の二重構造への政策的な介入であった。

一方、労働条件や徒弟養成における商工間格差については、工場法に相応するような労働時間の法的規制の検討が一九三〇年前後から行われるようになる。それが商店法制定を巡る議論⁽⁷⁹⁾であった。

商業労働に対する法的な保護の必要性については、一九二一年の第三回国際労働総会において「商店の週休制に関する勧告」が採択されたものの、日本国内において本格的な議論がされるのは一九三〇年になってからである。商店法制定の動きは、三〇年五月の東京呉服同業組合による「商店ニ於ケル営業時間短縮ノ法規制定ニ関スル意見書」ならびに三一年四月の東京の同業組合五九団体商店会三三団体による「商店営業時間短縮ノ法規制定ニ関スル陳情理由書」の内務大臣への提出が契機である。また同年三月一六日には衆議院（第五九議会）に「商店ノ閉店時刻限定ニ関スル建議案」（服部教一他二名）⁽⁸⁰⁾が提出された。以後、法案を巡っては（一）三一年六月・九月に社会局が當定二

学校方式の時代

業者団体に非公式に「商店法制定に関する諮問要綱」を示すも、東京・名古屋・大阪・横浜の商工団体の反対に遭い、同年末の法案提出を見送る、（二）三三年一月に社会局が第六四議会提出に向けて商店法案要綱を公式に発表。しかしここでも東京・名古屋・大阪の有力団体の反対によって提案を断念、（三）三五年七月に地方長官を通じて営業者に対して「小売商店の営業時間に関する諮問事項」を提示し、これに対しては六大都市のうち大阪、名古屋を除く商工会議所の賛成を得る、（四）三七年七月に新要綱を作成し、再度全国の商工会議所の意見を徴集したうえで三八年一月の第七三議会に法案提出、三月に原案通り可決し、同月一六日に法律第一八号をもって公布、という経過をたどっている。商店法の制定により、市部（市および主務大臣の指定する町村）の物品販売業と理容業に対して閉店時刻（午後十時）、休日（月一回以上）を定め、五十人以上雇用する大商店には女子及び一六歳未満の年少者の就業時間を十一時間以内、休日を月二回以上という規定がなされた。

商店法の制定理由は、吉武恵市（一九三八年当時厚生事務官）によれば、（一）従業員の保健上の必要、（二）従業員の修養、訓練の機会を与える上に必要、（三）商店に優秀なる従業員を求むるに必要、（四）営業費の節約を図り、経営を合理化ならしむる必要、（五）国民経済上の必要、の五つになる。⁽⁸¹⁾これらのうち徒弟養成に関わるのは（一）と（二）である。前者は、営業時間の長さによる補習学校等への通学の困難さの改善を、後者は労働条件の劣悪さが商業徒弟を不人気職業にしていることへの対応を、それぞれ意図していた。

商業徒弟の就業時間の制限や休日の規定は、工業における工場法を想定しており、適用範囲の違いは大きいが、工間の労働条件の格差を意識していたと考えられる。また、工場法をはじめとする青少年労働者の保護法制は、最低年齢や労働時間の規定に対して、そこから生じる就職までの期間や余暇を過ごす学校の存在をクローズアップさせる。一九三三年の工業労働者最低年齢法（改正工場法）では高等小学校への就学が意識されていたのと同様に、商店法の

制定によって注目されたのが青年学校であった。

2 学校方式の模索—補習教育から青年学校へ—

商店法の制定運動を契機とした商業徒弟保護の意識は、工業徒弟までも包括した新たな徒弟保護立法や教育立法の提起を促すことにもなった。⁽⁸⁵⁾ しかし商店法じたいその適用範囲や制限の内容から効果を疑問視する声もあり、実際中小商業徒弟の通学の困難さは依然として残っていた。それでもなお商業徒弟にとって実業補習学校や青年訓練所が向學心のひとつを受け皿であったことは、一九三〇年四月の時点で東京市内の実業補習学校、青年訓練所の在籍者たち彼らがそれぞれ三〇%、五四%を占めていたことからも窺うことができる。⁽⁸⁶⁾ また先にも見たように松屋・松坂屋・高島屋など多くの百貨店では店内補習学校を青年訓練所としていた。百貨店においては、学校方式による補習教育を学校制度的に位置づけるうえで青年訓練所という形態が意味をもつていたと考えられる。

こうした施設をもたない中小商店の場合には、公設の実業補習学校や青年訓練所を利用する形になるが、それらが内容面からも通学者数からも不振であったことはすでに見たとおりである。商工青年修養会などの開催も背景には既存の補習教育への不満があつたとされる。⁽⁸⁷⁾ また東京商工会議所が一九三六年に設置した商業実務員講習所（修業年限一年）など、各種商工団体によっていくつかの取り組みがなされたものの、それらが公式の学校制度や資格制度として形作られたわけではなかった。

商業補習教育に学校制度上の意味づけを与えたのは、青年学校、とりわけ私立青年学校であったと考えられる。一九三五年四月に青年学校令が公布され、同令第三条では商工会議所・農会その他これに準ずる公共団体や私人も青年学校を設置できるとされていたが、白木屋・松屋・東京高島屋・松坂屋・三越といった百貨店がいちはやく私立青年

学校を設置していることは注目に値する。これはすでに青年訓練所という基礎をもつていたことによると考えられるが、やがて武藏小山商店街（三八年六月）、高橋商店街（同年十月）、北沢通商業組合⁽⁸⁸⁾（三九年四月）といった商店街による私立青年学校も設置される。このように百貨店や同業団体、商店街における、学校方式による補習教育が収斂した形態として私立青年学校があつたと考えられる。そうした動きや構想の中に、都市教育の課題であった学校方式の発展形としての私立青年学校を捉えることができるのではないだろうか。商店法制定に際して主導的な役割を果たした井上貞蔵は、一九三九年四月に実施された青年学校の義務化にあたって、次のような期待を寄せている。

青年学校教育義務制実施によって、人は、職業教育に、「職業にまでの教育」と、「職業に於いての教育」との二義があり、従来は、「職業にまでの教育」のみを職業教育と思ひ込んでいたことの誤謬に気付き、「職業に於いての教育」が職業教育として如何に重要であるかを認識するに至るであらう。この職業教育の二意義については、青年学校に於ける職業教育は、「職業にまでの教育」ではなく、「職業においての教育」であることは明かである。⁽⁸⁹⁾

井上にとって、青年学校は理想の実業教育を具現するものとして捉えられていたのである。

3 都市青年学校を巡る課題

商店法の成立と青年学校の展開は、一九二〇年代から続く商業徒弟養成における学校方式の導入という課題への対応という側面をもっていた。しかしながら課題が解決したというわけでは決してない。義務制以前（一九三七年一二月現在）の六大都市の青年学校は、男子入学対象者のうち在籍率は一〇%程度であり、東京

市に至っては一%にとどまっていた。⁽⁹³⁾ 在籍率の低さは、これまでにみた労働条件等の制約に加え、徒弟の多くが地方からの流入者であるという大都市の青少年労働市場の性格にも起因するものでもあった。それは青年学校が義務化した後にも生徒の実態把握の困難さとしてしばしば論じられるものであった。

このような大都市の青年学校は、農村におけるそれとは異なった、都市青年学校という性格をもっていたと考えられる。都市青年学校は、生徒の実態の不確実性、生徒の移動の多さ、出席率の低さ、雇用者の認識不足、生徒の業種の多様性に対応できないカリキュラム、独自の校舎をもたないことによる愛校心や学校への執着心の薄さといった問題を抱えていたが、そこには商業徒弟独自の課題も含まれていた。以下では商業に関する部分に焦点を絞って、政策担当者、雇用者、商業徒弟が青年学校にいかなる課題をみいだし、そしてどのような意味づけを与えていたのか、それぞれの立場から概観したい。

政策担当者にとって、青年学校による商業徒弟養成には大きく分けて二つの課題があった。ひとつは職業科の内容に関する課題である。「商業地域の青年の業態を鳥瞰するも千差万別殆ど適従する所を知らずといふ事実」に対し、「各種類の商業に従事する生徒の要求に応じて徹底した職業的教育を施す為には細分したる職業科の施設經營が必要」とされていた。しかし多種多様な生徒を受け入れる青年学校の職業科の内容は、おのずと普遍的なものにならざるものではなく、高度な専門知識の伝達への指向性との間にジレンマが生じていた。もうひとつは、授業時間の問題である。「商店使用人はその営業時間の関係上、青年学校を利用する事が極めて困難な事情にある」なかで、商業徒弟を対象とした青年学校の多くは夜間授業を主とし、その他に例外的に就業時間前の早朝を利用するケースなどがあった。その一方で、義務制を見据えての青年学校教育は昼間に行うのが望ましいという議論が文部省内で出され、実態と施策との調整が課題となっていく。その解決策としては、授業時間を業態に応じてフレキシブルに設定することが挙げられる。⁽⁹⁴⁾

られている。⁽⁹⁵⁾

他方都市青年学校の義務化は、中小商店の経営者にとっては「痛し痒し」⁽⁹⁶⁾であった。店員難に悩まされていた中小商店にとって、青年学校の義務制は徒弟に通学機会を与える「孫の手」のようなものである。しかしそれは同時に繁忙な時間に人手を取られることもある。それゆえに通学への雇用者の理解は簡単に得られるものではなかった。

こうした都市青年学校の抱える問題に対して、私立青年学校は調整的な役割を期待されていた。公立青年学校は「課程のレベルの点からも、自ら限界を有」⁽⁹⁷⁾し、「一層高い教養を必要とする会社や工場に於ては、いきほひ自ら青年学校を経営せざるを得なくなる」状況のもとで、専門的な職業知識の伝達は私立青年学校に期待される。また授業時間についても、「商店一般に都合よくするには、協同で私立青年学校を設けて、最も商店として都合のよい時間を選んで、授業するに若くはない」のであって、「之を行ふ小売商団体としては商店会、同業組合又は商業組合に依るのが最善の方法」⁽⁹⁸⁾とされた。都市青年学校のひとつ望ましい形として、私立青年学校が想定されていたのである。

このような課題を抱えた都市青年学校は、商業徒弟の日にどのように映るものであったのか。徒弟自身の視点から検討は今後の課題とせざるを得ない。当時の社会調査に表れた徒弟の青年学校に対する評価はきわめて多義的であるが、学習機会を求める商業徒弟にとって、不十分ながらもひとつの対応策となつたのは事実であろう。そうした点をふまえて、戦間期の補習教育から青年学校義務化への流れを通学機会という観点から捉えると、概ね次のような構図であったと考えられる。当初は経営規模の相違によって通学機会の有無という格差が存在した。商店法の制定や青年学校の義務化はそうした格差の是正を指向するものであったと考えられる。やがて青年学校の普及拡大が緩やかならとも進行するなかで、実業教育を巡って公立青年学校と私立青年学校との差異が認識されるようになつていった。そうした差異は、「勤労者の側に於ても、左様な施設（私立青年学校—引用者）を有たぬところへは行きたがらぬであ

(西) 「らう」というように、商業徒弟自身にも見えていたことだろう。こうした問題の調整が私立青年学校の普及拡大に期待されていたといえる。

六 商業補習教育における学校方式の意味

戦間期における商業徒弟への補習教育の展開は、右に見てきたとおりであるが、そこから得られた知見を、冒頭に掲げた三つの課題に即してまとめてみよう。

第一に、商業徒弟への学校方式による補習教育の必要性は、徒弟制という既存の労働・養成システムの動搖から生まれたものであったということである。修業期間を経て独立するといったキャリア・パターンが成り立ちがたくなるなかで、徒弟制がもつていた家族主義は危機に瀕し、一九一〇年代には度重なる離職や転職、風儀の乱れといった徒弟制の「崩壊」が観察され、論じられるようになる。その結果、従来の徒弟制に代わって「新らしき丁稚制度」の確立が必要とされ、そのひとつ対応策として補習教育の充実、すなわち学校方式による徒弟教育が提唱されたのである。

第二に、商業徒弟の補習教育は、一九二〇年代の青少年の都市流入と、その教育側の対応としての都市教育論の中で注目を集めた。それまでの農村を中心とした実業補習教育を、都市労働に即した形に作り変えようとする動きのかか、そこには純粹な実業教育だけでなく、普通教育や公民教育という要素も組み込まれていた。それは都市教育論の意図に必ずしも沿うものではなかったが、多様性をもつた補習教育は、高等小学校までの教育に飽き足らない子どもたちを引きつける要素にもなっていたと考えられる。実際青少年労働市場における百貨店の人気は、近代的な雇用関係のうちに含まれた学習機会の提供にも負うところが少なくなかったといえる。その反面、このような学習機会の差

異は、青少年にとっての大規模商店と中小商店の差異を顕在化させることにもなった。つまり、商業内部の二重構造と重なり合う形で、徒弟養成にも企業内教育としての学校方式で養成される百貨店員と、教育機会を与えられない中小商業徒弟といった差異が存在していたのである。

第三に、中小商業徒弟の通学を阻んでいたのが、労働時間の制限などの保護法制の不備であった。社会政策担当者は、商店法の制定によって労働時間を制限し、実業教育の徹底と余暇の善用のための方途として青年学校への通学を促そうとしていく。そこには保護法制を巡る工業と商業との格差を是正し、通学機会を与えない中小商業徒弟を保護することによって、商業内部の格差を是正しようという意図が働いていたと考えられる。そして、百貨店や商工會議所、商店街などによって設置された私立青年学校は、商業徒弟養成における学校方式の普及拡大という役割を期待されたのである。

商業における徒弟制の崩壊は、それに代わる養成法としての学校方式に社会政策担当者や教育学者といった人々の目を向けさせる契機となった。しかし学校方式の導入や展開は必ずしもスムーズなものではなかった。社会政策担当者が考える徒弟の保護、中小商業の雇用者にとっての学校知識の必要性、商業徒弟の通学機会に対する希望といったそれぞの思惑は、複雑にからみ合い、学校方式の意味づけもそれぞれが異なった形で行っていたと考えられる。それゆえに労働時間の長さや通学機会の少なさといった労働条件の劣悪さが露呈し、工業との対比において、さらには百貨店と中小商店との間で徒弟教育を巡る二重性を生じさせていたのである。そうした二重構造を是正しようとする動き、商店法といった保護法制の整備が行われていく過程において注目されたのが都市青年学校であった。

このような過程において、青年学校の義務化は、二つの点で二〇年代以来の都市教育の課題の延長線上に位置づいていたと考えられる。それはひとつには補習教育を、職業知識の複雑化に対応した実業教育へと高めていこうとする

指向性であり、もうひとつは通学を巡る政策担当者、雇用者、商業徒弟それぞれの思惑を調整する、ないしは妥協を図る場としての役割である。なかでも私立青年学校にはこうした課題への具体的な対応策としての期待がなされたのである。このような私立青年学校が担った役割は、戦後企業社会における職業教育のありかたを考えるうえで示唆を含んでいるといえよう。義務化を軸機とした青年学校の拡大過程において、とりわけ都市における公立青年学校には様々な制約が存在していた。そうした制約を乗り越えるうえで、百貨店といった企業や同業組合によって設立された私立青年学校の存在意義は決して小さなものではなかった。そこには、職業能力の形成や、生活福祉の供給が企業を中心として行われるという、「戦後の構図」の端緒が見て取れるのではないだろうか。

註

- (1) 商業徒弟は「稚・小僧・小店員などと呼ばれた下級商業従業者・青少年労働者を指す。そこには百貨店の女子店員なども含まれるが、近世からの徒弟制との連続・非連続の位相を分析する本章では、男性従業者を主な対象とし、女性従業者への視点は限定的なものにとどまっている。
- (2) 天野郁夫『学歴の社会史』新潮選書、一九九一年などを参照。
- (3) 前掲『人口と教育の動態史』六章三節(高瀬雅弘)。
- (4) 隅谷三喜男『日本職業訓練発達史』日本労働協会、一九七〇年、前掲『企業内教育の時代』、前掲『人口と教育の動態史』六章四節(木村元)などを参照。
- (5) 若林幸男「使い走りの研究—双方向通信システムとしての電話と商業丁稚制度の相互関連性についての歴史的展望」『明大商学論叢』八三巻四号、一九七〇年、五五～五六頁。
- (6) 大山敷太郎「わが国都市労働における封建性と徒弟制度—大正末期の京都市における徒弟制度の実態に即してみたる—」『名古屋商科大学論集』一号、一九五六年などがある。

- (7) 山岸治男「都城商業学校の設立と展開」、羽田新「福島商業学校の設立と発展」(いづれも豊田俊雄編著『わが国産業化と実業教育』国際連合大学、一九八四年に所収)など。
- (8) 丸山侃堂・今村南史「丁稚制度の研究」政教社、一九一二年。
- (9) 井上貞蔵『商業使用人問題の研究』千倉書房、一九三七年。
- (10) 緑川、前掲論文。
- (11) 前掲『人口と教育の動態史』六章三節。
- (12) ここでは、国語、数学、歴史、地理、理科など、直接職業とは関連のないカリキュラムを指す。
- (13) 一九三五年時点の日本百貨店商業組合加盟六店の採用者は、男子二四三二名に対し女子七一〇一名であり、女子の多さがきわだっている(稻葉秀三「我国商業とその労力構成について(下)」『社会政策時報』一九七号、一九三七年一月)。
- (14) 国勢調査に基づく青少年労働人口の動向については、前掲『人口と教育の動態史』五章一節(富澤知佳子・高瀬雅弘)を参照。
- (15) 全国産業団体連合会事務局「商店法に関する調査」、一九三三年、一七一頁および稻葉秀三「我国商業とその労力構成について(上)」『社会政策時報』一九五号、一九三六年十一月、一四六頁による。
- (16) この数値は物品貿易業(対全国五一・三%)、娯楽工業に関する業(三一・八%)などと比べると相対的に低いものになっている。とはいえ、物品販売業の内容の多様性を鑑みれば、大都市への集中度は高いといえるだろう。
- (17) 丸山・今村、前掲書、六一頁。
- (18) 同上書、七八～七九頁。
- (19) 泉俊秀『現代店員制度の研究』文雅堂、一九一〇年、一一頁。
- (20) 同上書、一六頁。
- (21) 丸山・今村、前掲書、八三～八四頁。
- (22) 同上書、九一頁。

- (39) 前掲『都市教育の研究』、六五五～六五六頁。
- (40) 泉、前掲書、五一頁。
- (41) 清水正巳『店員の待遇法』商店叢書刊行会、一九二四年、一九八頁。
- (42) 丸山・今村、前掲書、八〇頁。
- (43) 倉本長治『店員の訓練と待遇』誠文堂・商店界社、一九三〇年、三七六頁。
- (44) 井上、前掲書、五三六頁。これら数値の原出典は東京府学務部学務課『実業補習学校に関する調査』(一九三〇年)、『京都市実業補習教育振興に関する特別委員会の意見並に建議案 京都市実業補習学校生徒数一覧表』(一九三〇年)。
- (45) 松野勝太郎『世界共通公休と我国店員待遇』(第一六版)、一九二一年。
- (46) 社会局労働部『商業労働ニ関スル調査概要』、一九一八年、一頁。
- (47) 東京市役所『住込小店員・少年工調査』、一九三八年。
- (48) 倉本、前掲書、三七六頁。
- (49) 同上書、三七七頁。
- (50) 前掲『住込小店員・少年工調査』によれば、工業徒弟の平均労働時間が十一時間四十分であるのに対し、商業徒弟は十二時間五十四分となっていた。
- (51) 前掲『人口と教育の動態史』六章三節を参照。
- (52) 石塚裕道『東京の社会経済史——資本主義と都市問題——』紀伊國屋書店、一九七七年、一九〇頁。
- (53) 福田徳三『現代の商業及商人』大鎧閣、一九一〇年。
- (54) 泉、前掲書、四〇～四二頁。
- (55) 岩瀬、前掲書、一〇〇頁。
- (56) 商業サービス産業における店住み込みから通勤制度へのシフトは、三井物産においては一九〇〇年前後に大きく展開したとされる(若林幸男「日本近代初期における商業サービス産業職員の店住み込みから通勤制度へのシフトに関する歴史的展

- (23) 岩瀬清助『店主と店員』岩田出版部、一九一六年、五〇〇頁。
- (24) 丸山・今村、前掲書、一〇四～一〇五頁。
- (25) 同上書、一三八頁。
- (26) 大阪綿糸商八木与三郎の投稿。同上書、一四七頁。
- (27) 泉、前掲書、五一頁。
- (28) 東京市政調査会『都市教育の研究』、一九一六年。本書とその執筆者川本宇之介については、三羽光彦「戦間期日本の都市教育行政に関する一考察」『岐阜経済大学論集』三一巻一号、一九九七年、中山弘之「川本宇之介における『都市教育』論・研究と社会教育」『社会教育研究年報』一五号、一九九〇年を参照。
- (29) 同上書、一一頁。
- (30) 同上書、三六六頁。
- (31) 同上書、六一九頁。
- (32) 東京市政調査会『東京市の実業補習教育』、一九一八年、一～一頁。いのでは括籠時代(明治一六～二四年)、実験時代(同二五～大正二年)、組織時代(同二年～)という区分がされている。
- (33) 同上書、一六一～八頁。
- (34) 同上書、三八頁。
- (35) 三羽、前掲論文、二二一頁。
- (36) 前掲『東京市の実業補習教育』、一七七～一七八頁。
- (37) 同上書、一七一～一七五頁。
- (38) 夜間中学における学びについては、菅原亮芳「昭和戦前期『夜間中学』史試論——基礎的資料の整理を手がかりに——」『日本の教育史学』二〇号、一九八七年、同「昭和戦前期『夜間中学』史試論」(一)～(結)『日本私學教育研究所紀要』一九九〇二一卷、一九九四～一九九六年、三上敦史『近代日本の夜間中学』北海道大学図書刊行会、一九九五年を参照。

望」『明治大学社会科学院所紀要』四二一巻一冊、一九〇〇四年）が、中小商店では一九三〇年代はもとより戦後に至るまで商業徒弟の住み込みは継続していたと著えられる。

(57) 前掲『人口と教育の動態史』六章三節、三七六頁。

(58) 高島屋一五〇年史編纂委員会『高島屋一五〇年史』高島屋、一九八一年、八六～八七頁。

(59) 同上書、九七頁。

(60) 新山虎治『歐米参考店員訓練及待遇法』日本評論社、一九二四年、一一〇～一一一頁。

(61) 同上書

一二六頁。

(62) 清水、前掲書、六四頁。

(63) 前掲『人口と教育の動態史』五章三節（高瀬雅弘）を参照。

(64) 大阪地方職業紹介事務局『百貨店小店員の適性に就いて』（職業の適性に関する調査（第一輯））、一九三一年、一頁。

(65) 大阪市役所社会部・大阪職業輔導会『百貨店と小店員』、一九二五年、東京地方職業紹介事務局『百貨店員 銀行員』（職業の解説及適性（第五輯））、一九三一年など。

(66) 新山、前掲書、一四九頁。

(67) 水野祐吉『百貨店論』日本評論社、一九三七年、三〇五頁。

泉、前掲書、六九頁。

(68) 倉本、前掲書、四六～四七頁。これらの授業時間以外に体操科が設けられ、そこでは毎朝三〇分隔日に教練と自由運動を交互に行うものとされていた。

(69) 水野、前掲書、三〇五頁。

(70) 同上書、七一～七二頁。

(71) 有賀謙吉『店員の採用と教育の実際』高山書院、一九三八年、八三頁。

(72) 倉本、前掲書、五〇頁。

学校方式の時代

(73) 倉本、前掲書、五〇頁。

- (74) 同上書、五八～六三頁。
- (75) 同上書、四八頁。
- (76) 同上書、五一頁。
- (77) 同上書、二八頁。
- (78) 同上書、三六八～三七〇頁。

(79) そのプロセスについては今後明らかにすべき点が多いが、ここでは紙幅の関係上、概略を述べるにとどめる。商店法の制定過程について比較的詳細にまとめたものとしては緑川、前掲論文を参照。

(80) 谷口吉彦・井上貞蔵『商店法に関する研究』同文館、一九三七年、一一～一一頁。

(81) 以下商店法制定の経過は、吉武恵市『商店法案の経過及制定の理由』『職業指導』九卷一一号、一九三六年一月および同『商店法に就て』『職業紹介』六卷五号、一九三八年五月による。

(82) 前掲『商店法案の経過及制定の理由』、一〇～一一頁。

(83) もっとも、徒弟に対する就業時間の制限は大商店しか想定されておらず、中小商店に関して同法の効果がどれほどのものであったのかについては今後の検討課題としている。

(84) 高瀬雅弘「一九二〇年代における少年労働保護政策の転換——工場法から少年職業紹介へ——」『東京大学大学院教育学研究科紀要』四一巻、一〇〇三年。

(85) 遊佐敏彦「商店法から徒弟法まで」「社会事業」一一巻四号、一九三七年七月、住田始男「徒弟教育立法の提唱」『産業と教育』三卷二号、一九三六年一月。

(86) 生江孝之「商店法案に依つて小店員は救ひ得るか」『児童』六卷九号、一九三七年九月。

(87) 国立教育研究所『産業教育』（日本近代教育百年史）教育研究振興会、一九七四年、五一三頁。

(88) 井上、前掲書、五三六～五三七頁。

(89) 商業実務員講習所については、緑川、前掲論文を参照。

(90) 佐々木尚毅「私立青年学校の沿革——その1 東京(一)——」『日本私学教育研究所 調査資料』一六三号、一九九一年。

(91) 同商業組合は、一九三七年四月に店員道場を設置している。これは総坪数二三二、読書談話室・応接室・浴室・食堂・厨房・店員寝室・休養室といった設備を備え、寄宿舎・教育・娯楽施設として利用された(三好、前掲書、一四一~一四七頁)。

青年学校はこの店員道場を基盤としている。

(92) 井上貞蔵・大森英治郎『店員の待遇と教育』同文館、一九四一年、一五四頁。

(93) 藤本幸太郎「都市青年学校と職業科(商業)との関係」『一橋論叢』一卷一号、一九三八年七月、七七~七八頁。

(94) 前掲「東京府(都)下の青年学校研究」(その1)、一一一~一四四頁。

(95) 同上論文、一四一~一五五頁。

(96) 宮本金七「商業地域青年団と青年学校義務制」(『青年教育時報』一九三八年七月) 文部省社会教育局編『青年学校教育義務制に関する論説』一九三九年三月、一〇四頁。

(97) 鈴木舜一「児童労働と青年学校義務制の実施——尋常小学校卒業生の労働状態調査報告——」(『教育』一九三八年五月) 前掲『青年学校教育義務制に関する論説』、四八五頁。

(98) 同上論文、一〇六頁。

(99) 同上。

(100) 井上貞蔵・土屋重隆『戦時戦後の中小商業』昭和図書株式会社、一九三九年、三一~三二頁。

(101) 田中今三『産業教育としての青年学校』青年教育普及会、一九三九年、一〇三頁。

(102) 井上・大森、前掲書、一五一~一五三頁。

(103) 工業徒弟からの青年学校の意味づけについては第四章を参照。

(104) 前掲「東京府(都)下の青年学校研究」(その1)、四五~一五五頁。

(105) 田中、前掲書、一〇四頁。

学校方式の時代

第四章 工場徒弟養成への学校方式の導入

——青少年の経験に注目して——

一 工場徒弟を巡る議論の諸相と徒弟養成の転換

産業振興、産業合理化が推進される一九三〇年代において、熟練工⁽¹⁾をどのように養成するかという問題が、一方で産業政策上の観点から、他方で、職工の雇用という点で労働・社会政策の観点から持ち上がっていた。さらに、職工の人間形成・陶冶において教育政策の重要課題としても登場することになった。しかしながら主導的な言説の空間では、教育政策、労働社会政策の熟練工問題は産業政策上の問題に「埋没」させられたとされている。

佐々木輝雄はそのような時代状況のなかで、「生きる」と「働く」との保障において「学ぶ」ことを如何に保障するかの側面を内在させていた議論を、桐原保見などに注目しながら拾い出すことでこの時代の人間形成や発達問題の独自な展開をみいだそうとしている。例えば、桐原が、熟練工養成制度は「全く間に合わせの、偏局せる技術」「結局技術者の人格を歪め、健康を損ぶ」と厳しく批判し、「熟練工の養成は畢竟人の養成である。それは経営の問題である。」としている⁽²⁾点に注目するなど、圧倒的な戦時動員体制のもと、「生きる」と「働く」との保障と「学ぶ」ことを繋げた言説の空間をつくりあげていたその事実を指摘したのである。

無論こうした戦時下の発達論的観点を巡る議論の評価は単純ではない。戦時体制の中で結果として果たした役割といいう観点からの桐原に対する近年の厳しい批判はその一端を表している。こうした動向を押さえた上で、産業政策に

立脚した熟練工養成の問題構制に解消されない新展開、すなわち青少年の発達論的な視点に立った展開については、よりトータルな視点で捉える必要があるようと思われる。新たな展開がどのような社会的機能を果たそうとも、そこを生きる当時の青少年が置かれた状況とそこで発達課題との繋がりを問わずにはその人間形成を巡る評価は与えられないからである。その意味で当事者としての青少年がどのように働く場にあったのかについての考察はかかせられない。確かに経済史（労務管理史）研究は二重構造のなかにおける徒弟養成研究を精力的に進めてきたといえる⁽⁶⁾が、先の学校化された社会の中に生まれてきていた新しい意識には視野が及んでいなかつた。ここでは学校方式とそのもとに構成される学校知識に注目し、青少年の経験も押さえながらアプローチしたい。

そもそも一九三〇年代においては徒弟制での熟練工養成が困難な現実が厳然としてあった。まず商業徒弟において述べたように、情義的な関係における前近代的な雇用形態、それに伴う長時間労働、住み込みなど居住形態といった生活の変動に伴う当時の青少年の生活感覚とのズレに基づく要因が存在した。その上に熟練工不足に連動した見習工不足への対応という工業徒弟固有の実状が存在していたのである。激しい熟練工の争奪戦のなかで⁽⁸⁾、大工業の下請けとして配置されていた中小工場においてはその確保は容易ではなかつた。一方で徒弟たちといえば、柔軟に機械に対応できる力が求められていたにもかかわらず、徒弟制の形骸化ということで技能養成（訓練）は考慮外におかれいた。学校方式による徒弟養成の受容の現実的な基盤は工場（國家）と徒弟の双方にあつたのであり、すでに触れた當時提唱されていた「新徒弟制」は両者を繋ぐ一つの対応でもあつたと捉えられる。

徒弟制に基づく熟練工養成の転換期にあって、工業徒弟のなかで「働く」と「学ぶ」はどのように繋がりをもつていたのか。本章では、徒弟養成と学校方式の関係史を押さえた上で、学校と職業世界の間に叢生していた諸学校、なかでも青年学校に注目して学校知識を介した文化伝達という方式をどのように青少年は受け止めていたかに留意し

て検討を進めたい。

二 工業と学校の接点

1 徒弟養成と学校方式の関係史

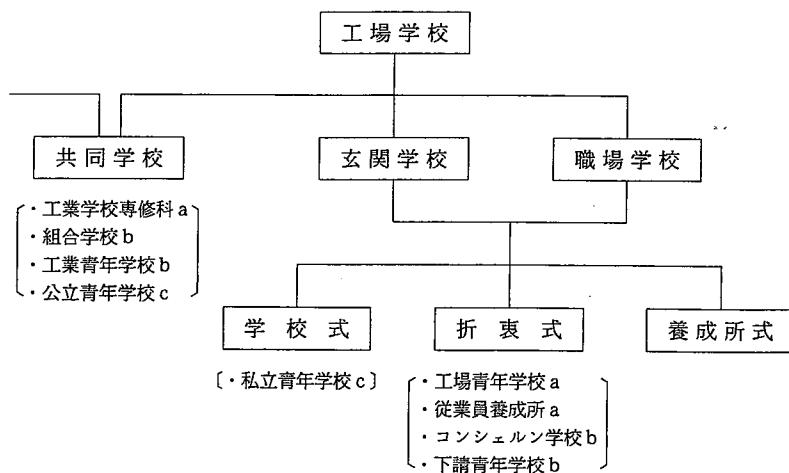
徒弟養成と学校との関連を考える上で大きく二つの側面が考慮される必要があろう。徒弟養成を学校制度の枠組みの中で行う側面（学校制度による徒弟養成）と実業現場のなかに学校方式を導入して行う側面（学校方式を導入した実業現場での徒弟養成）である。

学校制度による徒弟養成は、熟練労働者養成を目的とする低度実業学校として公教育内に組織化される⁽⁹⁾。

徒弟学校としては一八八一年創設の東京職工学校や一八八九年の東京高等商業学校附属商工徒弟講習所職工科などを前史としながら、一八九〇年代以降に全国的に創設されていく。一八九三年に「実業補習学校規程」（一八九三年）および「徒弟学校規程」（一八九四年）の制定がそれを促した。前者は、小学校の「普通教育の補習」と「実業ノ知識技能」の実業教育の授与を目的とした。後者は、「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所」を目的としたが、そこには年季奉公の弊への対応が意識されていた。その後、一八九九年の実業学校令の中では徒弟学校は工業学校の一種とされ、さらに、一九二〇年「実業学校令」の改正により、実業学校の甲乙の種別の撤廃と同時に徒弟学校は工業学校規程改正によって工業学校に解消されるのである。こうした変遷からも窺えるように、公教育制度としては、そのもとで果たされた技術者養成とは違い、徒弟方式に含まれるような技能の伝達自体を直接の対象にすることは困難であったのである⁽¹⁰⁾。

こうした状況の上に学校方式を導入した実業現場での徒弟養成の存在があった。工場（事業場）が徒弟教育（養

図 4・2・1 職工養成施設の類別（淡路圓治郎）



『工業ト経済』86号、1940年2月、4頁より作成。

「主トスルモノ」に準ずるもの、cは「公民教育ヲ主トスルモノ」を示す。

「工場学校」と訂正した。

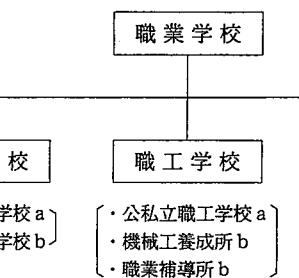
体制の構築が進められていく。そのなかで「学校卒業者使用制限令」（一九三八年八月）について、「従業者雇入制限令」（一九三九年三月）が制定された。それと同時に、新規就業者の軍需産業への優先的使用とその技能養成を促進するために一九三九年三月に学校などに対して技能者養成を義務づけた「学校技能者養成令」と工場や事業場に義務づけた「工場事業場技能者養成令」が公布された。後者は、一六歳以上の男子労働者を常時100人以上を使用する工場・事業場、または常時100人未満50人以上を使用する工場・事業場のうち厚生大臣が定める者を対象としている。実際には、大企業の多くはすでに青年学校を設置しているところが多く、厚生省の指導によるところもある。各工場は青年学校が養成令による教育を兼ねるかたちでこれを受けとめた。それもあって、青年学校（各種学校）と工場技能場徒弟養成所とは一体のシステムとして現実的には機能することになったと捉えられよう。

学校方式の時代

成）のために一定の教育課程を設け労働者養成に関わる方式がそれである。大企業においては、一九一〇年代以降労働力の新規採用は高小卒を前提とするようになつており、そうした状況に対応する熟練工養成システムの構築が課題となつていていた。熟練工養成の現状を調査してきた淡路圓治郎は「職工養成施設」の類別として以下のような図示を行つてゐる（図4・2・1）。

図では、乙種工業学校、職工学校、職工養成所などで教育をうけたものを事業主が雇入れる「職業学校」、工場内に養成施設を備え未経験者を採用して職工を養成する「工場学校」から分類している。ここにいう「玄関教育」とはVestible Schoolとして現場の仕事から距離をおいたフルタイム制の教育機関とされ、職場学校とは生産作業と教育を「併行」する機関の謂いである。乙種の工業学校が職工教育として位置づけられているが、「工業学校ハヤハリ技術者教育機關タルノ使命ニ帰リ（中略）将来ハ下級技術者ノ養成機關トシテ、独自ノ發展ヲ遂グベキデアツテ、二兎ヲ追ウノ愚ハ断然避クベキ」としてゐる。ここで注目すべきは青年学校が様々な形で工場学校の中核をしめるように配されている点である。「工場青年学校」⁽¹³⁾、「下請青年学校」⁽¹⁴⁾、「私立青年学校」などに独自にカテゴライズされているが、それぞれが後にみる私立青年学校の諸側面を表した機関である。因みに「私立青年学校」については「公民教育ヲ主トスルモノ」と表では位置づけられているが、「近頃デハ職工養成施設トシテ独自ノ形態を備エツツアル」として捉えられている。

青年学校とはいうまでもなく一九三五年に実業補習学校と青年訓練所が統合されて一九三五年に出発する学校⁽¹⁵⁾であるが、そのなかで私立青年学校は青年学校全体から見るならば僅かの数であった。しかし熟練工養成においては非常に重要な役割を担うことになる。すでに実業補習学校や青年訓練所というかたちで教育施設を設けていたところはもちろん、この機会に工場青年学校を設置する動きが増加することになる。一方、熟練工不足に対する一連の労務動員



出典：淡路圓治郎「我が國に於ける職工養成施設ノ現状」
 註1：aは「職工教育ヲ主トスルモノ」、bは「職工教育」
 註2：最上部の右の「工業学校」は上記論文の文脈から

(一) 青年期教育の〈二つの二重構造〉

近代日本の青年期教育は、そもそも上級学校に接続する選良層のための「中等教育」の体系と、それ以外の大多数を対象とした高等小学校—低度実業教育と壮丁準備教育を構造をもって形成してきた。本稿で注目した青年学校は後者について制度的一本化が目指された学校であった。

「青年教育」の体系は、実際には軍と実業という二つの要請の上に、さらなる二重構造を内包して構成されていた。⁽¹⁹⁾ 五年）につづいて作り上げられた青年訓練所（一九一六～三五年）と、「実業即職業に関する知識技能を授くるを本旨」とした実業補習学校とがそれぞれの要求を具現していたのであり、一九三五年度の青年学校の創設は、この二つの要求を一つの学校の中に内部化するものであった。一九三九年には男子に限って青年学校が義務化され、「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質（の）向上」を目的として、義務教育後（高等小学校卒後）から徴兵検査までを繋げる学校教育制度を構築することになる。しかし、そのことが実際ににおいて「訓練項目を兵役を中心にして組織」するというような軍事の要請と「産業或いは職業教育を基礎」とした産業の要請を整合的に調整しえたのではなく、むしろ「指導精神に統一」を図ることなく組み合わされ、結果として、両者の関係が往々にして「重複混乱」の場となつたとされている。⁽²⁰⁾

学校方式の時代

(1) 二つの青年学校—農村と都市

さらに制度化された青年学校は、農村と都市という設置場所、公立と私立という設置主体などの違いによって様々な様相を呈することになる。青年学校は圧倒的に農村に設置されていた。⁽²¹⁾ いわば小学校の併設された「物的的施設に寄生」した存在であったのである。

農村においては、小学校に付設されるかたちで実業補習学校（後期課程）や青年訓練所がもうけられることが圧倒的に多かった。農村青年にとっては小学校を卒業したものがそのまま地域の地続きの、しかも小学校教師が教える学校に入るわけであるから就学率は確保されやすかった。青年学校の創設においても同様な就学行動をとるのは自然であったと考えられる。

一方で都市部の青年学校は「少しも栄へな」かったとされる。都市部ではその地域の学校を出て地域内の青年学校に入るものが必ずしも多数を占めるわけではなく、農村のような地域的な連続性を前提にはしていかなかった。さらに農業の指導とは違って都市の商工業においては実際の職業に適切なように教育指導を行うことは困難だったのである。但し私立青年学校は状況が異なっていた。大工場や、すでに第三章で触れたような百貨店等の私立青年学校は職場内にそもそも拠点があった。公立青年学校の不振を補うように様々な優遇が認めらるなど設置奨励が施され、東京、大阪では大工場や百貨店の私立青年学校は相当な「成績」を上げていくことになる。もちろん私立青年学校を取り巻く個別の状況によりそれを受け止める論理は様々であったが、熟練工養成の需要のもと私立工業青年学校は大きな担い手となっていたのである。

表 4・2・1 職業科別青年学校数（全国「男子生徒ノ学校」）の変遷

| 年 度 | | | 農業ヲ課スルモノ | 工業ヲ課スルモノ | 商業ヲ課スルモノ | 計 |
|---------|--------|----|-----------------|----------------|---------------|-------|
| 1940 年度 | 学校数 | | 12068 [68.2] | 1532 [8.7] | 1149 [6.5] | 17687 |
| | 内 訳 | 公立 | 12050 [75.2] | 141 [0.9] | 973 [6.1] | 15924 |
| | | 私立 | 18 [1.0] | 1391 [78.9] | 176 [10.0] | 1763 |
| 1941 年度 | 学校数 | | 11797 [66.2] | 1893 [10.6] | 1107 [6.2] | 17810 |
| | 内 訳 | 公立 | 11774 [75.1] | 143 [0.9] | 966 [6.2] | 15675 |
| | | 私立 | 23 [1.1] | 1750 [82.0] | 141 [6.6] | 2135 |
| 1942 年度 | 学校数 | | 11280 [64.5] | 2169 [12.4] | 1117 [6.4] | 17472 |
| | 内 訳 | 公立 | 11260 [74.3] | 248 [1.6] | 972 [6.4] | 15150 |
| | | 私立 | 20 [0.9] | 1921 [82.7] | 145 [6.3] | 2322 |

出典：文部省社会教育局『青年学校青年学校教員養成ニ関スル調査』該当年度より作成。
註：全課程中の該当項目の割合 (%). 割合は表の 3 つ以外の項目もあり、合計は 100% にはならない。

表 4・2・2 1936・41 年度の青年学校の動勢（東京/全国）

| | 東京 | | | | 全国 | | | |
|--------|--------------|---------------|--------------|-----------------|-------|------|-------|--------|
| | 学校公立 | 学校私立 | 学校合計 | 生徒私立 | 学校公立 | 学校私立 | 学校合計 | 生徒私立 |
| 1936年 | 298 (1.8) | 35 (7.7) | 333 (2.0) | 4348 (6.8) | 16360 | 450 | 16810 | 63494 |
| 1941年 | 368 (2.2) | 456 (16.9) | 824 (4.3) | 70086 (17.4) | 16451 | 2699 | 19150 | 402127 |
| 増加率(%) | 1.2 | 13.0 | 2.5 | 16.1 | 1.0 | 6.0 | 1.1 | 6.3 |

出典：前掲「青年学校青年学校教員養成ニ関スル調査」該當年度より作成。

註1：括弧内は全国中の東京の割合（%）。

註1：括弧内は全国平均

学校方式の時代

(三) 東京の私立青年学校の拡大

（三）東京の私立青年学校の拡大

三 工業の一重構造と学校方式

1 大工業への学校方式の導入

(一) 学校方式の実態—技能者養成制度と青年学校

青年学校は技能者養成制度と併走するかたちで一九三九年に義務化されるが、その性格をより複雑にすることになる。⁽²⁸⁾

すでに触れたように、一九三九年三月に國家総動員法に基づいて学校技能者養成令と工場事業場技能者養成令が公布された。学校技能者養成令は技能者の養成を学校等に義務づけたものであり、青年学校も義務づけの枠内にあった。一方、工場事業場技能者養成令は工場や事業場に対しても養成を義務づけたものである。実際には、工場事業場技能養成令によって工場等が青年学校と共に養成施設を設置したり、工場等に設置されていた青年学校に学校技能者養成令によって養成施設を併設したりというように様々な対応がありえたわけであるが、いずれにしても私立青年学校が技能者養成のなかで重要な一角を担うことになった。

その点について、淡路圓治郎による各地の重工業方面の中堅工養成の実態を調査報告がある。それによると、工場に付設された私立青年学校は、本科と専修科をおいて、本科を二つに分け、第一本科では一般青年学校生を第二本科では養成工を、そして専修科では特技工や促成工の短期養成を行うのが「走跡」としている。さらに、これに限らず限らず「青年学校ヲ一元式トナシ、本科生ノ全部ニ対シ養成工ト同一ノ中堅工教育ヲ施シ」「三カ年ノ教育終了後ハ青年学校本科四年トシテ、一般青年教育ヲ続ケル仕組ミ」を取るものも挙げている。⁽²⁹⁾

前者の例として知られている東京芝浦電機芝浦支社⁽³⁰⁾では第一部は技能養成令による技能養成所であり高等小学校卒

の男子を選抜して一年間にのみ入学を許し、三カ年の養成課程を経た後も青年学校生として一年の教育を行いうものであった。第二部は青年学校の義務制実施を準備して対応するために設置されたもので、純然たる工業青年学校で当該男子青年を時期に構わず当該学年に転入学させるものとしている。

(二) 日本無線青年学校とそこで得た経験

以下に対象とする日本無線電信電話株式会社⁽³¹⁾付設の青年学校（以下、日本無線青年学校）は後者の例として押さえられるであろう。同社は一九一五年に匿名組合日本無線電信機製造所として創設、社名を変更せながら四二年には日本無線株式会社と改称する。主な業務の内容は、無線電信電話機械の付属品・材料の製作販売、飛行機用材料及部品の製作、電機諸計器通信並びに電機器具の製作、活動写真機・発声装置製造としている。日本初の民間無線通信士養成機関である無線技師学校を設立したということでも知られている。同社が青年学校を付設するのは、一九三七年に大崎に代わる本社工場として三鷹に移転した翌年（一九三八年）七月であった。校地は三〇〇〇坪、生徒規模六〇〇名、本科四年四〇〇人、研究科二年一〇〇人、専修科六ヶ月一〇〇人を内容として開校した。同年に第一期を迎える、その後毎年募集を続けた。⁽³²⁾

同校の教育課程は、学科と実習が組み合わされ、午前と午後の交代制で実施された。⁽³³⁾科目は「教練科」（各個教練、部隊教練、陣中勤務、軍事講話、体操、競技、武道）を中心とした軍事教練に相当数の時間を割いたほか、「修身及公民科」（國民道德ノ要旨、公民心得）、「普通学科」（國語、国史、地理、数学、理科、音樂等日常生活ニ須要ナル事項）、「職業科」（工業ニ関スル須要ナル事項）から構成されている。⁽³⁴⁾「普通学科」の理科では、化学、物理さらに電気、無線工学の初步が中心で、工業英語なども含んでいた。軍事教練では士官学校出の退役軍人が担当し、日程表以外に

行軍訓練が春と夏にあった。

青年学校の公定のカリキュラムでは、軍事教練〔教練科〕がリジッドに運用されていたことはいうまでもないが、修身と公民科とを合わせて一科をなし「修身及公民科」、国語、数学、国史などを合わせて総合化した「普通学科」、そして実習に力点がおかれた「職業科」からなっている。日本無線青年学校の配当時間に関しては表4・3・1に示したとおりである。但し、例えば「普通学科」の実施時間は個人の青年学校手帳に示された数値では一三九（一年次）、一八（二年次）と大幅に届け出の時数を上回って記載されているように教育課程がそのまま実施されたわけではないことが窺える。⁽³⁷⁾

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | [時数合計] |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 修身及公民科 | 40 (20) | 40 (20) | 40 (20) | 40 (20) | 160 (80) |
| 普通学科 | 80 (50) | 80 (50) | 50 (90) | 50 (90) | 260 (280) |
| 職業科 | 165 (70) | 120 (70) | 120 | 120 | 525 (140) |
| 教練科 | 100 (70) | 100 (70) | 120 (70) | 120 (70) | 440 (280) |
| [時数合計] | 385 (210) | 340 (210) | 330 (180) | 330 (180) | 1385 (780) |

出典：「私立日本無線青年学校設置ノ件認可」（寅学7189）「昭和一三年 青年学校冊六」（東京都公文書館蔵）より作成。

註：括弧内は固定の最低時間数。

そもそも青年学校では、関口泰が指摘するように、各種の知識経験を持つ生徒を対象とすることが想定され、school to schoolを前提としたカリキュラム原理ではない、各教授及訓練科目を「相互に連絡補益」せしめ、「実際生活に即して知識を啓発」するということに力点がおかれたものであった。但しこうした特徴は青年学校のみ求められたわけではない。教科統合をコアとしたカリキュラム編成原理に根ざした国民学校制度の展開と符合するものでもあった。「学科細別教育」の捉え返しとその総合化というコンセプトは当時の潮流でもあったのである。

ところでここでの教育を担う教員は三八年七月の段階で一七人が採用されて

いる。⁽³⁹⁾ 表4・3・2から見る限り担当科目を担うために、学理の裏付けを必要とするものは高等教育機関を中心にそれぞの専門領域で学識を習得した者を、実習を担うものは実務経験を積んだ者が充てられている。科目の担当者の内訳は表4・3・2の通り。教練担当者以外は、専門は帝大、中等学校卒業者（東北帝国大学、京都帝国大学、日本大学、長岡高等工業、米沢高等工業、長野師範学校等）で、教職経験があるものもいる。専門の科目の教育に社員があたるというのは、当時の勤労青年調査を行っていた鈴木舜一の報告⁽⁴⁰⁾にあるように一般的なものであったといつていいだろう。

制度的にも実習は学理と関連づけられて配置されることになっていた。但し、生徒の受け止めは（四）で見るように一様ではない。

実習では、本科三年までに仕上げ、組み立て、配線、板金、ミーリング、セーバー、旋盤、真空管などを一通りこなし、三年において適性検査が実施され、それに応じてそれぞれの専門部に配置された。当時同社工場の生産体制は、第一工場は陸軍用無線機、第二は海軍艦船用無線機、第三は海軍航空機用機器さらに真空部からなっており、基本的な技能の取得のうちに特定職種に配属されることになっていたといふ。⁽⁴¹⁾ 学理、実習を踏まえたうえで「古参」や先輩の徒弟工に導かれたながら生産工程に配属されるというシステムを想定していたと考えられる。⁽⁴²⁾ このように実習と生産工程は極めて連続的に組織化されているが、徒弟養成においては学理に支えられた判断力と実際の作業にあたって職人的なコツとカンに支えられた要領であり、それを踏まえた自らの作業課題の全体を見据えた段取りの力量形成であった。いうまでもないが、後に見る総合技術教育がいう作業行程の全体を把握を前提とする総合的多能工のそれとは異なった限定された作業内での力量であった。

表 4・3・2 教育担当内訳一覧

| 担当 | 担当科目 | 担当時数 | 出身学校等 | 経歴等 | 誕生年 | 入社 |
|---------|-------|------|------------------|--------------|------|------|
| 1 | 修身及公民 | 40 | 飯山中学校 | 樺太中学校教諭等 | 1890 | 1938 |
| 1 | 国史、地理 | 20 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 2 | 国語、漢文 | 30 | 日本大学法文学部 | 東京市社会局職業科等 | 1903 | 1938 |
| 2 | 教練 | 10 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 | 英語 | 15 | 米沢高等工業 | 日本無線 | 1913 | 1935 |
| 3 | 図学 | 15 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 4 | 物理学 | 25 | 京都帝国大学理学部 | 滋賀県立神崎商業学校 | 1905 | 1937 |
| 5 | 化学 | 25 | 長岡高等工業 | 日本無線 | 1913 | 1935 |
| 6 | 電気学 | 15 | 京都帝国大学理学部 | 同大学助手 | 1909 | 1937 |
| 7 | 電気学 | 10 | 京都帝国大学理学部 | 京都第一高等女学校等 | 1904 | 1935 |
| 8 | 機械学 | 25 | 東北帝国大学工学部 | 自宅で電機工業に従事 | 1903 | 1935 |
| 8 | 材料学 | 20 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 9 | 無線大意 | 25 | 東北帝国大学工学部 | 日本無線 | 1907 | 1933 |
| 10 | 修身及公民 | 40 | 海軍兵学校 | 海軍機関学校教官等 | 1889 | 1936 |
| 11 | 数学 | 30 | 陸軍士官学校、砲工学校 | 陸軍工兵中佐 | 1908 | 1936 |
| 11 | 教練 | 100 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 12 | 職業科実習 | 80 | 築地私立工手学校 | 横須賀海軍工廠電氣工員等 | 1892 | 1938 |
| 13 | 実習機械科 | 30 | 福島県高等小学校 | 仕上げ工(7カ所)等 | 1901 | 1937 |
| 14 | 実習仕上科 | 30 | 千葉中学校退学 | 旋盤工(5カ所)等 | 1900 | 1935 |
| 15 | 実習調整科 | 20 | 東京高等工芸学校附属工芸実習学校 | 日本無線 | 1910 | 1926 |
| 16 | 教練 | 70 | 高等科 | 歩兵伍長等 | 1906 | 1938 |
| 17 | 剣道 | 30 | 早稲田実業学校退学 | 青年学校剣道指導員等 | 1900 | 1938 |
| (時間数合計) | | 805 | | | | |

出典：前掲「私立日本無線青年学校設置ノ件認可」より作成。

註：担当欄の同一番号は同一人物を表す。

(二) 生徒としての経験

こうした青年学校はどのように当事者には経験されたのであろうか。一九四一年四月入学の第四期の入学者、一六〇人弱で四組編成で学科を受けた修了生を中心におこなった聞き書きをもとに押さえておこう。

当事者たちは東京を含む全国から高小卒、中学校退学者を中心に入校している。⁽⁴⁵⁾ 基本的には寄宿舎に入所することになるが、東京や近郊のものは通いの選択もあった。その動機はさまざまである。無線産業が当時の新興産業であり最先端産業として魅力、上京できるという東京への憧憬、就学の保障という共通の理由に加え、軍需工場にいけば兄が徴用を免れるといった長男の家業継承の援助など家族戦略を根拠に挙げている。情報源は親戚、近所や学校の関係者、さらに新聞の宣伝広告というものであった。

いずれにしても「同じ服が着れることに憧れた」(O.Y.)⁽⁴⁶⁾ というように共通には貧困ということがあった。さらに人によってその度合いには違いがあるが、上京して無線電機など最先端の産業に関わりながら自分で生きるために力を養おうという目標が窺える。

こうして集まった青少年の「学び」の経験とはどのようなものであったか。証言から読みとれる点を掲げておきたい。

「学び」への期待は様々であったがにはいろいろな思いが連ねられている。そこではよくあつたとされる「高邁な理論」を諄々と説くといったものではなかったというが、それでも専門の科目の内容の習得は、個人差はあるものの必ずしも容易ではなかったようである。⁽⁴⁷⁾ 高等小学校までとは全く違った科目にとまどいがあったという。とはいえば新しい学問に接せられるというよろこびが学校知識へのアクセスを支える面があった。生徒にとっては、学校であるから勉強をするのだという外在的で規範的な構えで対した者から、将来のために勉強していると自覚を持つ者まで様々

な学理へのスタンスがあつた。但し先にも見たように、すべての実際の作業とそのまま関連づけて捉えられたわけではなかつた。⁽⁴⁸⁾ 作業過程が基本的な指導の上に職人的な工夫（段取り）に任せられることが大きかつたからである。

このように学校方式による学理や技能の初步の習得とその応用としての職的な技の習得の組み合わせという形で実際には養成がなされており、学理が実際の作業と直接結びつくものとしての自覚はともかく、図面の読み方などの習得に加え、その仔細に入り込むと経験的な判断と対象への構えとは異なった認識を介した理解を媒介している。⁽⁴⁹⁾

それは無線という材質や電気関係といった基礎的な学理を重視する対象領域の性格にも規定されていたと考えられる。

とはいって、生徒のトータルの生活のなかでの学科が持つ意味は多様で、一つには「これは本当の学校ではない」と神田の夜学に通つたという例や、講習録を独学したという例があり、学理的なものへの要求を喚起することになつた（T.S.）。それは、多くの場合、将来の展望を持つうとすることと繋がつていた。実際に、より高度の技能獲得を果たすために技術教習所（一九三九年一月設立）に進む者もあり（S.T.）、戦後、無線産業やその関連領域に携わる人々を生み出した。そうした人にとって学理的な意味の重要性が意識され続けることになったのである。⁽⁵⁰⁾

実習や学理と同時に重視されたのが教練であった。軍の要請を直接反映した青年学校の中でもっともリジッドな対応を求められたもので、すでに触れたように基本的な鍛錬に加えてさまざまな内容が組み込まれていた。しかしその経験は一樣ではなく、回想のなかには、学校体育のような印象として振り返えられたこともあった（O.Y.）。一方でほぼすべてにおいて寄宿生活にこそ軍隊的なものであったという共通認識があつた。宿舎は原則一二人で構成されていたが、そこでは必ず上級生が入り「指導」されることになつていて、上下間の関係は強く、体罰も日常的であったといふ。生活型鍛成の実感はこゝにあり、共通の経験として強く刻印されることになる。⁽⁵¹⁾

学校方式の時代

2 中小工場での学校方式の導入

（一）大森機械工業徒弟学校の位置

前項では、無線産業という新しい産業領域の大工場に関する事例を見てきた。二重構造を担うもう一方の中小企業においては大いに様相が異なる。多くの場合、徒弟を一人前に育てることなく専ら低賃金の労働力の確保を目的として徒弟方式が用いられ、公立青年学校への就学もままならない状況があつた。⁽⁵²⁾

そのなかで「工業組合ノ共同施設」として「附近ノ同業工場ガ共同」するなどして青年学校の設置が促されていった。⁽⁵³⁾ 財團法人協調会の『労働年鑑』には、工業組合が共同施設を設け組織的な職工養成にあつた例について触れられていて、ここに取り上げる大森徒弟学校は、工場事業場技能者養成令と青年学校令を組み合わせて設置された学校で、重工業生産を支えるための中小工場レベルでの学校方式を導入した例として知られている。⁽⁵⁴⁾

大森徒弟学校は、日本技術教育協会（以下、協会）の主導のもとで東京市大森、蒲田の中小機械工場によって設けられた熟練工の共同養成施設である。この徒弟学校の成立には、総合技術教育理論に基づいて生産の全行程を見通して生産に携われる総合的多能工の形成を目指そうとしていた協会の役割が強調されてきた。⁽⁵⁵⁾ その点には異存はないが、ここで注目したのはその前提にあつた徒弟確保もまことに、中小工場がおかれている状況である。熟練工の養成を中小工場が共同で担う動きが各所で見られるのはその現れである。一九三八年の東京市大森機械工業徒弟委員会の結成もそのような状況への対応であり、徒弟委員会によつて学校が設置（一九三九年四月開校）運営されることになる。大森機械工業徒弟委員会の参加工場は当初五四工場であった（表4・3・3）。ここに見られるように、規模や職種もまあちまちである中小工場の組合組織で委員会は構成されていた。そのなかでも規模の大きなものは陸軍の管轄下もしくは関係系列となつており、影響力の大きさという点から見ても特に徒弟の確保が欠かせない状況にあつたことが

窺われる。⁽⁵⁸⁾ここに設けられた徒弟学校はプロレタリア教育関係者に主導されながら、軍需産業の中核を担うという不安定なバランスの上に成立、存在した学校であった。募集は三九年の二月から三月にかけてなされた。募集人員七五〇名に対し、「予想に反して」一一〇〇名の応募があり、七六〇人の合格者のうち五〇〇人の入学者を得たとされている。⁽⁵⁹⁾

(二) 学校方式の構成

同校は、協定された徒弟年限に応じた五年制をとり、最初の三カ年は技能者養成令によって、後の二カ年は青年学校によって組織された。授業時間は三九年一〇月時点では午前三時間で隔日の週九時間である。教育課程は、「専門学科」、「基礎学科」、「普通学科」(音楽、德育、教練、体操等)から構成されていた。⁽⁶⁰⁾そこでは、専門学科の内容が基本となって他の内容を規定する関係にあるが、全体を通して通して生産技術、文化技術、生活技術が獲得されることになっていた。「専門学科」は生産現場の作業過程を分析することでそこから基本内容を選定して組織される。その際、実習を通して関連する技術や知識の習得がなされることになっていたが、実際の教育活動においては、実習の多くはそれぞれの勤務工場で実施され、学校においては専ら学科が中心となつた。⁽⁶¹⁾

その内容は使用テキストから窺うことができる。同校で用いられたテキストは日本技術教育協会によって作り上げられたものである。協会は業種別にテキストを出版しており、同校では一般機械工業用のものを用いた。「専門学科」では「旋盤」「フライス盤」「仕上」、基礎学科では「機械の要素」「力学」「材料」「電気工学」「製図」「数学」などが上梓されている。⁽⁶²⁾いすれも高等小学校生への指導経験や徒弟学校の教育実践をもとにつくりあげられ、「産業的のみならず、教育的見地」に立つということで、「小学校に於ける教育の延長として、之と有機的に連絡し之を有

学校方式の時代

表 4・3・3 大森機械工業徒弟委員会の參加工場（1939年4月現在）

| 工 場 名 | 人 数 | 種類 | 工 場 名 | 人 数 | 種類 |
|------------|-----|----|----------|------|----|
| 石原酵素工業所 | 20 | | 鹿野機械製作所 | 17 | |
| 流体研究所 | 30 | | 川島製作所 | 140 | ab |
| 城南製作所 | 80 | b | 一元製作所 | 33 | |
| 東京研磨精工所 | 60 | a | 和井田製作所 | 78 | a |
| 渡辺精機製作所 | 20 | | 東興プレス工業所 | 10 | |
| 富士見機械製作 | 60 | | 博電機製作所 | 14 | |
| 吉富工業所 | 30 | | 宇田川製作所 | 7 | |
| 吉田工場(吉田栄蔵) | 18 | d | 松竹製作所 | 5 | |
| 田畠製作所 | 15 | | 日進製作所 | 21 | |
| 武井工業所 | 50 | | 外川製作所 | 97 | a |
| 中沖機械工作所 | 10 | | 陸王製作所 | 31 | |
| 福田製作所 | 5 | | 宮内製作所 | 25 | |
| 藤井製作所 | 8 | | 汗製作所 | 46 | |
| 大塚鉄工所 | 53 | | 大森精機所 | 59 | |
| ダット工業 | 130 | ab | 極東製作所 | 30 | b |
| 田中工具製作所 | 42 | | 大河原鉄工所 | 50 | |
| 日本光測機製作所 | 180 | ab | 和田電機製作所 | 45 | |
| 山崎工業所 | 8 | | 辻製作所 | 10 | |
| 後藤合金鋳工所 | 150 | ab | 車電機製作所 | 15 | |
| 鬼頭製作所 | 60 | b | 山本製作所 | 15 | |
| 清水工業 | 24 | | 深見プレス工業所 | 25 | |
| 吉田鉄工所 | 20 | | 幸田製作所 | 68 | |
| 長井工業所 | 22 | c | 木村製作所 | 29 | d |
| 中村機械製作所 | 20 | | 菊池精機製作所 | 23 | |
| 熊谷製作所 | 22 | | 平賀製作所 | 24 | |
| 山口製作所 | 25 | | 元木製作所 | 17 | |
| 矢島機械製作所 | 6 | | 合 計 | 2312 | |
| 富士川製作所 | 210 | ab | | | |

出典：「大森機械工業徒弟委員会員名簿(附業務概要)」「大森工業学校設置」「昭和16年3月至昭21年3月工業学校設置廃止認可(東京府)第10冊(東京府30冊)」(国立公文書館蔵)より作成。

註：「種類」の内訳は以下の通り、「技能者養成工場」をa、「軍監督工業」をb、「軍管理工場」をc、「軍指定工場」をdとした。工場数は、aが8、bが5、cが1、dが5である。

効に生かす工夫」に配慮している。実際には、「工場内に於ける現場の仕事そのもの」に即しながら、「技術の第一歩から正しく教へ」ことが目指されたのである。⁽⁶⁵⁾

学校方式による熟練工の養成をシステムとして果たしていくためには、いうまでもなくテキストが要の役割を担う。大工場の見習制度の単純拡大ではない新しい新しい方式の導入はテキストによるところが大きい。事実、この時期短期間に陸続として出版されていくことになった。⁽⁶⁶⁾しかし多くは「実用」「実地指導」など冠されているが、内容的に「現場において徒弟達の要求するものに答へ」るものではなかったとされる。機械の構造や概念を与える場合に機械の種類と分類に終始するなど、徒弟の「注意関心を收めつゝ、彼等にメカニズムを理解させ、實際の運用に役立たせる」ものにはなっていない状況があったのである。⁽⁶⁷⁾そうしたなかで、大森では先のテキストが用いられるなど総合技術教育に基づく徒弟養成の環境を作り上げようとしたが、次第に目指された教育が産業の生産主義の論理の中に解体され、軍需工場の要請がストレートに反映していったと考えられる。

学校方式の時代

(三) 大森徒弟学校を選択させたもの

こうした大森徒弟学校の教育は日本技術教育協会の総合技術教育理論に基づく技術教育論を支柱にしたものであった。その意味でそこに進んだ少年たちは特殊な学校という印象を持つ場合もあったが、同校出身の人々への筆者による調査からは、⁽⁶⁸⁾学校の特殊性を超えた農村（地方）の少年たちが重化学工業に参入していくときに共通にもつた選択の根拠がみいだせる。以下、その点を浮かび挙げるために観点を絞って整理しておきたい。

(1) 働きながら「学ぶ」ことへの志向

工業労働者への道と「学び」の機会

大森徒弟学校に通うことになる東京出身者を除く新規高等学校の殆どが、早い段階から高等小学校卒後新規学卒労働力として大都市部へ向かうことを自然なことと受け止めた次三男であった。そこには家を出ねばならなかつたことと同時に工業労働への憧れがあった。さらに上京への憧れ（都市熱）も存在した。その際、象徴的であったのは、選択の決め手としてすべてが「学校」を挙げていることである。「徒弟学校の生徒募集」という大森徒弟委員会の募集要項の中に「学校」の文字をみいだしている。経済的な条件など高等小学校卒で社会に出ることを余儀なくされたいたかれらにとって、働く場と共に学ぶ機会が保障されていることは何よりも魅力であったと考えられる。

「学び」への渴望と「学校」への憧憬

大森行きを様々な選択肢の中から選びとつたかれらの選択行為に如実に示されている。地域によって違いがあるとはいうものの、大森徒弟委員会の募集案内は三九年段階で中島飛行機、鶴見造船、三菱重工などの大企業の募集要項やパンフレットと肩をならべて教室に掲示されるなり、その内容について教師が情報として持つなりしていたという。その上で当時の「好条件づくしの募集項目」を掲ぐる大規模工場⁽⁷⁰⁾ではなく、大森徒弟委員会の募集要項に強く惹かれ大森行きを選択しているのである（KY）。大手企業に採用の通知を受けながら、あるいはそこに合格しながら、大森行きを選択するという行為からその魅力の強さが窺われる（TM）。

その前提に、「学校」で様々な技術や知識を学んでそれを土台としたいという願望があった。学校で学ぶことはいろんな仕事の基礎を与え、自らで生きていく「一生の技術」（知識）を得ることができるという思いがあつたのである（AJ）。

中等教育の意味——学歴と教養

一方で、中等学校進学への願望がある。「中学校などへ夢にも進学できると思っていたいなかつた」者にとって「働きながらでも夜間でも中等教育を受けられる学校」の存在を通して、「私は中学校に行きたかったのです」といわしめている(NK)。その場合、学歴取得(EM)と同時に中等学校の教養に触れたいという教養自体の内容とが混在している。ここにいう教養とは学歴そのものと分かちがたく用いられる場合もあれば、それからはなれて内容そのものをいう場合など幅を持つ。また普通教育の内容範囲から技術教育的なものまで想定するように内容にも広がりがあり、さらにその受け止めも知識を得るだけではなく修養的な意味合いを持つものなどさまざまである。そうした多義的な内容をもちらながら中等教育の経験とそこで得た知識見を一般常識として捉える発想があった(KH、AJ)。さらに、大森への進路を一つのステップに、上級学校に進学しようとする者もあった(FK、KH)。

こうしてみると、少なくとも大森での「学校」教育を求めた当時の高等小学校卒の少年たちは、大都市の重化学工業のなかで自立して生きるために、漠然としてではあれ働く場とは相対的に離れた学校で学ぶ知識・技術が必要であると考えており、しかもそれらと微妙な重なりを見せながら、一方で中等教育レベルの教養と学歴を強く望んだことが窺える。

(2) 中小工場の親方・機械工としての一人前像
徒弟たちがもつた一人前像は、中小工場ではあれ工場の親方や独立した機械工になることを共通に目指している⁽⁷⁾。そこには「たたきあげ」の熟練形成⁽⁷⁾を支えた心性が窺える⁽⁷⁾。

甲府郊外の農村出身者(TM)の場合を見てみよう。当人にとっては、勉強しながら働けるということが重要な用

件であった。当時は高等科を出て軍需工業に入るというルートが漠然としてではあれ選択肢としてあったといふ。⁽⁷⁾ 実際には、近所の人々に相談して大工場であった中島飛行機や鶴見造船などに合格するも、大森を選ぶことになる。その選択は独自であった。「中島飛行機、というのは大きな企業ですから、例えば二五になつたときに独立して出来るかどうか」「一〇年たつたらどんな小さい工場でもいいから自分でやりたいという希望」があつたとする。学べる内容については以下のように述懐している。「全部基本をやるんです。図面も描かなければならぬ。全部、国語、それから数学もしなきゃいけない、機械工作のこと、それから工具のこと、そういうことを一通り勉強」できると思った。ただしそれらは「大企業でも教えてくれる。だけど教えて貰つたことを実際自分がそこの所へ行って、例えばグラインダーを使って、バイトだとかそういう刃物を研げるかどうか」ということが難しい」ものであったとする。このように目標とするものとして持っていた具体的な一人前像は、中小工場の親方、熟練工であった。さらに特徴的のこととして、高小卒の大工場での労働の現実は、「工場の歯車」としてさだめられた工程のみを担当する単能工として捉えられていたことがあった。職域・職種が学歴階層秩序の中で固定的に定まっていた大企業の学歴階層的な秩序からの忌避的な意識が窺える⁽⁷⁾。

そうした将来像(目標像)をもちらながら、大森徒弟学校に参集した工業徒弟は過渡期を生きる新しい経験⁽⁷⁾と葛藤を同時に重ねていったと思われる。就学を保障された新しい徒弟の参入に伴う既存の徒弟集団との葛藤⁽⁷⁾、実際の就学と思い描いたものとの落差への戸惑い(FK、KH)が示されている。これらは個別の事情によって、また与えられた環境によって異なったであろうし、さらに受け止め方の強弱もあつたのはいうまでもないが、新しい技能と知見を獲得することで独り立ちできる力量を獲得しようとすると点では、日本無線に就労した青少年も含めて共通性が窺える⁽⁷⁾。

(四) 大森のその後

大森徒弟学校はその後、日本技術教育協会の中心人物が学校を去ることになり、それと符合するように工場の業務を優先させることができ強まり、夜間に授業を移すなど次第に教育の内実が失われていくことになる。一方で、徒弟の募集の困難などから設置形態を甲種の工業学校に移すことになった。⁽⁷⁸⁾ 校舎、実習実験設備などの不備のまま一九四二年から大森工業学校となつたのである。当事者の述懐からも窺えるように「青年学校としては稍整備して居たと思われる学校であったが、其儘の施設々備であつて、甲種工業学校としては、校地、校舎、実習実験設備等、何一つ合格と思う事の出来ない学校」が何故甲種工業学校になりえたのかについては訝しがつている。⁽⁷⁹⁾ その背景には、軍需生産への動員体制の構築という課題から工業学校への昇格の垣根を低くすることことが求められる状況があつたのである。そのもとで学校と職業社会を繋ぐ既述の傍系の学校群が正系の学校システムに包摂されるのであるが、一九四〇年代前半の怒濤の如く進む工業学校の設置の内実を物語るものであつた。⁽⁸⁰⁾

学校方式の時代
四 青少年にとっての学校方式の意味

一九三〇年代後半は工業徒弟の確保が困難な状況のなかで、工業徒弟養成制度としての学校方式が注目されることになる。徒弟方式がその基盤を失なうなかで、一方で軍需産業からの要請のもと熟練工の計画的養成という課題への対応が求められていたのである。いうまでもないがそこには前提として機械化への本格的対応というこれまでとは違った状況が存在した。学校方式はこうした状況のなかで求められたものであったといえ、新しい文化伝達の導入という意味をもつていた。

本章では、工業徒弟養成制度のなかへの学校方式の導入について、特に生徒にとってのその意味に注目してきた。学校方式の導入は新たな徒弟養成という国家、社会の側の要請に基づくものであるが、同時に生徒にとっても受容基盤があつた。最後に、その点について初等教育後の就学行動との関連で考察を加えておく。

行論で対象とした事例では職場選択の根拠として「学校に行きたかった」というふうに就学機会の保障を共通に挙げている。高等小学校修了後もなお就学を望んでいるわけである。その場合、働きながら学ぶことが前提にあり、また何を「学校」と呼ぶかの前提があつた。主として経済上の理由から上級学校進学の道を閉じられていたものにとって、就労しながら就学を保障してくれる場は重要であった。三五年以降は青年学校がそうした青少年を対象にした学校として設置されたのであり、三九年から男子のみとはいえ義務化され、就学が強制されることになる。しかしかれらにとってはそれは「学校」とはみなされていない。とするならば、彼らのなかで「学校」とはなにであつたのか。それは学校のなにが魅力となっていたのか。その点について学校知識という観点も手がかりにしながらみておこう。

学校知識とは先に触れたように学校で構成される知識であるが、その内容だけではなく内容がどのような社会的な文脈で受け止められるか、受け止め手の意味づけが重要であった。近年の教育社会学研究は学校知識の魅力に関して、①実際の生活と職業・労働能力への効用、②社会的・職業的な地位獲得の競争手段、③文化・教養世界への参入、④アカデミズムの神秘性とそれを背後に持つ光彩から整理を行っている。⁽⁸¹⁾ これを参考にすると、まず学校知識の魅力として、実際の工場労働に従事するための基本の習得が前提としてあつたことが挙げられる。高等小学校を出ることが工場勤務の前提となってきたが、実際には労働のための知識・技能が必要であった。その場合、学校方式で基礎の習得をなすことがその応用性や汎用性を担保していると考えている点にも特徴がある。しかしそうした効用にとどまらず、あるいはそれ以上に、学校でものを学ぶということの価値が窺える。小学校では学ばなかつた「物理」

や「英語」⁽⁸²⁾を学ぶということに意味を与えている。それは①と③にまたがるような性格として捉えられようが、さらに、④のアカデミズムの光彩と深く結びついている。ここでの「アカデミズムの光彩」は個別の学問原理により分割・順序づけられた知識の秩序を背景に形成されるものである。そこには中等学校を始めとする上級学校での「学び」そのものへの憧憬を含んでいた。閉じられた中等学校の知識世界への憧れとでもいうべきものであった。一方、青年学校の制度構想が持つそこでの学校知識観は、「実践性」「総合性」に基づいたものであった。「具体的な生活の中に生きて働いてる知識をそのままの総合的な形に於て生徒に与へんとする」として捉えられることがあった。これは青年学校に止まらず、国民学校への移行を背景にした初等教育改革においても重視されていたものであったが、工業青年学校に進んだ青少年の求めようとした学校知識への心意とは必ずしも重なるものではなかった。個人差には留意しなければならないが、高等小学校を修了してからも就学を継続したいと考えるなかには、新しい就学の意味づけが生まれていた事が窺われる。

就学が価値とされていく社会のなかで、そこで力量を表す「学力」に対しても「実力」を対置するという対応の仕方は、学校化される社会の進展のなかで作り出される、それまでの人がつくりの価値の側からの一種の防衛機制ともいえる。こうした機制は農民や職人の家族の行う教育の論理のなかにみられた。さらに一九三〇年代に高等小学校を出て社会にでる子どもの卒業前の次の綴方の例のように、中等学校進学を阻まれた青少年の論理の中にも窺える。「同じ級から出て向ふは、女学校へ、私は高等へ、でも今はその人をさし置いて、職につこうとしている。其の人よりも一步先に社会人となるのだと思つた」⁽⁸³⁾。この時期には、東京ではすでに男女とも高等小学校と中等学校への進学者はほぼ同数となっているなど少なくとも都市部の義務教育修了者にとっては、中等学校の進学がはつきりとした進路選択の対象として捉えられていた。綴方はこうした状況を背景としたものである。新しい意味を持ちつつあつた高小

卒の（本章でみたような）実務青年は、学校経験を価値としながら、就学期間の延長を求め、さらにそれを職業世界への参入の条件とするなど正規の中等教育に限らない初等教育後の学校知識の獲得を志向していた。少なくとも一九五〇年代までは日本の社会のなかで学校教育に対して家族のおこなう教育を対置させる社会層が確固として存在していたことを考えると、この新たな就学行動はいわゆる「実力」の対置という対応と併存しながら存在していたと思われる。

一九三〇年代は、就学が強制される機関としての尋常小学校に入學し卒業する就学パターンがようやくほぼ定着した時期とされ、さらにその後も学校経験を積もうとする就学行動が著しく展開した時期でもある。こうした就学を前提とした社会の定着は新たな職業世界との繋ぎのかたちを実務青年の心の中に準備したものといえる。私立青年学校は、行論してきたように、軍と産業双方の要求の受けた矛盾的な所産として、とりわけ皇国民鍛成の実践的な場として捉えられてきたが、同時にこうした青少年の就学行動の受け皿としての役割も担うことになったのである。そこには工業の二重構造に伴う経済的な支配的な価値から相対的な位置にあつた、学校を介して職業世界に参入すること自体を価値とする心意が実務青年を動かしていた事実が認められるのである。

註

- (1) ここにいう熟練工は、職務を単独で遂行し得る技能と判断力を有し、「新規の工夫考案を生産」でき、あるいは「設計図に表し得ぬ微妙な加減をよくし得る」「多面的経験と総合力」のある職工として捉えられている（徒弟問題研究会「基幹的熟練工の重要性とその要請に就て」『産業と教育』五巻九号、一九三八年）。なお、熟練工の定義については当時において微妙な差異（徒弟問題研究会「基幹的熟練工の重要性とその要請に就て」前掲『産業と教育』を持ちつつも多能工、熟練工、基幹的熟練工を同義として用いられている（大内經雄「基幹的熟練工と徒弟制度の再検討」前掲『産業と教育』五巻九号））よう、

い」でも同義語として捉えておきたい。

- (2) 佐々木輝雄「熟練工論争の背景と過程」「職業訓練の課題」(佐々木輝雄職業教育論集第三巻、一九八七年)。前掲『人口と教育の動態史』においては、「解消」という言葉を強調して用いたが佐々木は「埋没」という表現をあてている点を確認しておきたい。表現についても修正しておきたい。

(3) 同上論文、一三一页。

(4) 同上参照。

(5) 例えば、裴富吉『労働科学の理論と実際』批評社、一〇〇〇〇年。

(6) 豊谷三喜男『日本職業指導発達史』下巻、日本労働協会、一九七〇年、兵藤創『日本における労使関係の展開』東京大学出版会、一九七一年など。

(7) 大内経雄「熟練工養成とその対策」『産業と教育』三巻四号、一九二六年。

(8) 本章四を参照。

(9) 以下の記載は文部省実業学務局『実業教育五十年』正編、一九三四四年、続編、三六年、豊田、前掲編書などを参照。

(10) 「実業青年」を対象としての職業教育は、実業補習学校がその役割を担ったが、徒弟教育とは性質が異なるものであった(東京市の実業補習学校の「学科及編制一覧表」(一九二六年)など参照(前掲『東京市の実業補習教育』一章))。

(11) 淡路圓治郎「我が國ニ於ケル職工養成施設ノ現情」日本工業協会『工業ト経済』八六号、一九四〇年一月、四頁(奥田健二・佐々木聰編『日本科学的管理資料集』(第一集雑誌編)一九九七年、所収)。

(12) 同上論文、五頁。

(13) 工業地区に存在する公立青年学である「工業青年学校」を含まない。

(14) 親子工場が下請工場と共同の利益のために自発的に独立養成の施設を設置し、専ら下請工場の見習工を収容して養成を施すもの。

(15) 淡路、前掲論文、四頁。

学校方式の時代

- (16) 以下の叙述は前掲『日本近代教育百年史』第一〇巻、一編五章三節、前掲『教育審議会の研究 青年学校』三章四節、を参考している。

(17) 前掲『日本近代教育百年史』第一〇巻、一九七頁。

(18) 例えば、施設や教育内容を合体させる可能性を示しながら、一方で学務部と警察部などの分掌を定めなければならないことが示されている(厚生・文部次官通牒(各地方長官および各鉱山監督局長宛)「工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者ノ養成ト青年学校教育トノ関係ニ關スル件」(一九三九年四月)(前掲『教育審議会の研究 青年学校』三八三~三八四頁))よう

に、実際には諸制約があり複雑な対応と混亂があつたものと思われる。

(19) 前掲『東京市実業補習教育』、一九二八年、四五頁。

(20) 前掲『徒弟制度と技術教育』、三一二頁。別々の制度が工場に対して重複適用されるなかで、工場の方で工夫して両者を「結合」させたとするのである。」のことも含めて、大橋基博「青年学校教育男子義務化の検討」(名古屋大学教育学部紀要(教育学科)二八巻、一九八二年)などの成果を踏まえながら前掲『教育審議会の研究 青年学校』が示しているように、青年学校教育義務化は軍事教育の「保障」という側面が強く意識され、かつそのことが義務化によって「量的拡大」をもたらしつつ「質的拡大」を阻害したという評価がなされている(一一~一二頁)。

(21) ほとんどが農業を中心としたもの(例えば、一九四〇年の「職業科別学校数調」で農業を中心とする編成をとるものは八割を越える)が基本であった。普及も農村を中心とし、都市においては停滞していたのである。

(22) 関口泰「青年学校義務制の波紋」「理想」一九三八年四月(前掲『青年学校教育義務制に関する論説』、四六一頁)。

(23) 佐々木尚毅「戦時統制経済が私立青年学校の運営に与えた影響について」『立教大学教育学科研究年報』三八号、一九九五年を参照。

(24) 『産業と教育』誌では(関連行政部局も交え)様々な業種による座談会(懇談会)がしきりに企画され掲載されている(「中小企業者懇談会」(五巻五号、一九三八年)、「職工養成座談会」(四巻三号、一九三七年)、「少年工問題座談会」(三巻一号、一九三六年)など)。「徒弟教育は会社の為に能率の良い職工を次代の良い職工を養成する」ことが目的であり、そもそも

義務化はそぐわないといふものから、業界内での教える内容の規格化の必要を要請するものまで様々である。同雑誌は全国実業教育会、実業教育振興中央会が発行主体であるが、文部省実業学務局の「別働隊として国家的見地に立つて実業教育の振興発展に資」〔雑誌「産業教育」とは何ぞや〕『産業と教育』六巻二号、一九三九年)す目的で刊行されたとされるように、実業教育政策のための情報の収集とオピニオンの形成にあつたとされる(創刊号)。

- (25) 文部省社会教育局『青年学校青年学校教員養成ニ関スル調査』該当年度の数値。
- (26) 前掲『人口と教育の動態史』第四章(高瀬雅弘)。
- (27) 東京では七四・一%、大阪では六一・五%に止まっている(前掲「青年学校に関する総合的研究(V)」、九頁)。
- (28) 前掲『日本近代教育百年史』第一〇巻、二編五章三節を参照。
- (29) 「中堅工養成ノ実情ニ就テ」日本工業協会編『工業ト経済』八七号、一九四〇年三月、一三頁。同上書、一九七頁参照。
- (30) 伊藤昇『中堅工ノ養成ニ就テ』『工業ト経済』八六号、一九四〇年一月。同上書、一九八〇一九九頁。
- (31) 日本無線株式会社『五十五年のあゆみ』ダイヤモンド社、一九七一年)。當時においては無線産業の大手である。たとえば真空管の生産を見ると東芝、日本電気、川西機械(現富士通)、日立に次ぐ生産高を上げている(日本電子機械工業会電子管史研究会編『真空管の歴史』ビジネス社、一九八七年、三八頁)。
- (32) 小金井義『各種学校の歴史⑧』『各種学校教育』九号、一九六一年、一一一頁。
- (33) 「私立日本無線青年学校設置ノ件認可」(寅学七一八九)「昭和一三年 青年学校冊六」東京都公文書館蔵。以下「設置認可書類」。
- (34) 教授・訓練時間は一時から六時(前掲「設置認可書類」)とされているが、実際には教室の関係で運用は柔軟になされていた(T.S、Y.A、表記などを含め註45を参照)と考えられる。
- (35) 前掲「設置認可書類」。
- (36) 社会教育官解説「青年学校教授及訓練要目の実施に就て」『文部時報』六七〇号(近代日本教育制度史料編纂会、『近代日本教育制度史料』四巻、講談社、一九五六)。
- 学校方式の時代
- (37) 青年学校手帳(T.S氏所蔵)の記載。
- (38) 関口、前掲論文、四六五頁。
- (39) 「教員採用ノ件申請」(一九三八年六月、同六月一〇日)「私立日本無線青年学校設置ノ件認可」(寅学七一八九)「昭和一三年青年学校冊六」東京都公文書館蔵)。前掲『人口と教育の動態史』では八人としている(四三五頁)が、その後の調査で一七人と訂正しておきたい。
- (40) 「勤労青少年と夜間中等学校」『教育』四巻九号、一九三六年、「都市に於ける児童労働の現状(一)(1)」『教育』六巻六・七号、一九三八年。
- (41) 聞き書き(O.Y.、真空部に關しては第四期ならびに第二期の聞き書き)。因みに一九四一年卒業者の内訳は、仕上科(一人)、電気通信機組立科(一〇人)、真空科(六人)、旋盤科(七人)、となつてゐる(『昭和一七年卒業記念』(日本無線青年学校))。ミーリング、セーバー、旋盤に力点がおかれていた(第二期の聞き書き)。
- (42) 徒弟養成令との関連も含めて職業科の時間数、実習時間数などどのように運用されていたかについては不明である。実際の実習時間の位置づけは、作業労働と重なつて運用されていたことが推察される。学校方式が導入される前の徒弟工との関連について「学校出」であるからと教えを請われることがあった(B.K、T.T)ように、新しい関係が形成されることを窺わせる言説がある。
- (43) きさげ(スクレイパー)の扱いはそれを代表する(T.T)。
- (44) 小野征夫「労働社会と学校の関係史」中内敏夫・小野「人間形成論の視野」大月書店、一九〇〇四年、一三四頁。
- (45) 生徒数は年度によつてばらつきがあった(四期生への聞き書き。一九〇三年一二月から一九〇五年八月にかけて一九四一年入学の六人を対象に実施した(木村元編『社会変動と教育実践・教育学構造に関する社会史的研究』(日本学術振興会研究費補助金研究、一九〇四年二七六頁)に加え、T.T(一九五年八月八日実施)の六氏と第一期の入学一九三九年の三名(同上)。以下、括弧内では敬称を外して記号として表記する)。
- (46) 集団で上京を組織した場合もあった。長野県出身者が比較的多數であるが、飯山など各地から長野駅に一同に会して、そ

これから一緒に東京にでたという証言がある。「集団就職」のはしりとして捉えられている(OY)。

(47) 歴史や英語といった普通科目をそれとの対比で印象的に振り返るものもあった。

(48) とはいえ、それを繋げて考えようとしていた述懐もある(BK)。雑誌『無線と実践』『ラジオ科学』などを独自に購入し

そのもとに自覚的に作業工程を考えようとしていた。ただし工場全体の構造が分からず、不本意な対応もあったという。

(49) 磁力線とコルクの巻き線の関係を捉える時にはどうしても電気に関する基礎的な認識が前提となる(OY)。こうした学校方式の導入における日常的な作業での経験を越えた認識の形成は農業についても示されている(前掲「道南地域における青年学校の技術教育に関する調査研究」「北海道教育大学紀要 教育科学編」五一巻一号、一〇〇一年)。

(50) 二期生の聞き書きから戦後、図面の解説や基本的な数理に対する理解など、こじでの学習の意味を振り返り帰る当事者の述懐がいくつもある(OY、BKなど)。

(51) 井澤直也「労働者」前掲『総力戦体制と教育』参照。

(52) 最たる場合には人身売買の対象として扱われる状況が問題化されていた(前掲「青少年問題座談会」四二一~四三三頁)。

(53) 商工省生産管理委員会『工業教育運動史』三巻(三一書房、一九六〇年)、前掲『日本近代教育百年史』一〇巻一編五章三節、「中小企業に於ける教育」『労働年鑑』(一九四〇年版)一七五一~一七七頁。

(55) 大森徒弟学校について、教育史研究のなかで玉城肇が『日本教育発達史』(三一書房、一九五四年)で言及したのをはじめ、管忠道・海老原治善『日本教育運動史』三巻(三一書房、一九六〇年)、前掲『日本近代教育百年史』一〇巻一編五章三節で原正敏が触れるなどしている。但し、原もすでに触れているように、一方で戦時体制のなかで組織された学校ということがあり戦時共同訓練の強調など戦時期の教育の鍛成主義を強調し、一方で総合的教育の初期の実践校といふその進歩性を強調するなど徒弟学校自体の検討するにはいたっていなかった。その後、原が徒弟学校自体の実態を検討し(「戦時下、技術員、技能工養成の諸局面(一)(二)」「千葉大学教育学部紀要」三六、三七巻(一九八八年、八九年)、木村がそれを踏まえながらそこで卒業生に聞き書きなど)で検討を進めてきた(「北方教育と教育科学運動」「一橋論叢」一四巻一号、一九九五年八月)。本章は、それらを踏まえて叙述される。

(56) 一九三七年一月から翌年四月の間に『生活教育』誌上に連載された北村孫盛「国民教育と技術教育」(一~四)など参考。

(57) 清原道寿・山口富造「技術教育運動」前掲『日本教育運動史』三巻など。

(58) そこにはプロレタリア教育との組み合わせというユニークな現実を生み出す根拠があつたと考えられる。軍の要請と総合技術教育の実践の開拓という枠組の交点に子どもの経験があった。

(59) 前掲「戦時下、技術員、技能工養成の諸局面(一)」一四四頁。秋田県が圧倒的に多く、岩手など東北さらに千葉や山梨など東京近県といったような出身者構成となっている。

(60) 前掲「北方教育と教育科学運動」を参照。

(61) 大内經雄「大森機会工業徒弟委員会とその事業」『社会政策時報』一一〇号、一九三九年一月、一頁。

(62) 午前中に授業、給食後、午後から実習というふうに当初実施されていた(TK)という。

(63) 「凡例」日本技術教育協会編『技能者養成テキスト・旋盤』改訂版一巻。協会では業種別にテキストを出版しており、同校では一般機械工業用のものを用いた。他に、鋳物、電機、造船、自動車、航空機などの業種に対応したものをつくりている。技能者養成テキストは育生社から出版。技術教育協会は技能者養成出版社を創設して出版社へシフトする(小田真一「記録技術教育協会と徒弟学校」前掲『日本教育運動史』三巻)。

(64) 清原・山口、前掲論文、一八一~一三頁。

(65) 関口八重吉「序」前掲『技能者養成テキスト・旋盤』。テキストはいずれも少年たちに興味を持たるために比喩や絵図を多用し、実際的な場面を想定しながらそれぞれのポイントを強調する記載となっている。しかも実践的な問題点を提示してその対処を考えさせるなど確実な知識と技術の習得が求められていた。

(66) 例えば、吉原鐵夫『実地工作法――見習から機械師になるまで』知進社、一九三六年、山口次郎『実習旋盤工作法』(京文社、一九三八年、木村豊治『実地指導機械工作手仕上法』淀屋書店、一九三九年、小島国太郎ほか『機械熟練工になるまで』工学図書、一九三九年など。

- (67) 木内賛治「徒弟教育とテキストの問題（一）」『産業と教育』六巻一号、一九三九年。
- (68) 東北、信越に生徒募集に駆けめぐったことが述懐されたことが示されている（前掲小田「記録」）。
- (69) 筆者は九四年七月から大森工業高等学校の協力を得て、同徒弟学校、一九三九年から四一年入学者の一一名に直接の聞き書きを行った（一九四四年八月より九五年五月、前掲「北方教育と教育科学運動」参照）。出典など詳細は同論文参照。新しい展開など必要に応じて注記した）。
- (70) 前掲「大森機会工業徒弟委員会とその事業」、六頁。
- (71) 昭和の初期において「侮るべからざる」存在としてあった「職人的職工」へのイメージと重なって捉えられる（尾高煌之助『職人の世界・工場の世界』リブロポート、一九九三年、二七一～二七二頁）。
- (72) 小野征夫「労働社会と学校の関係史」中内敏夫・小野編『人間形成論の視野』大月書店、一〇〇四年。
- (73) さらに軍隊にはいることを前提としたライフコース設計という点でも共通点がある。それまでの間をどのように過ごすのかという課題を設定している（H.Kなど）。
- (74) 前掲「北方教育と教育科学運動」、四八頁。
- (75) 例えば、T.M氏は上の世代と比較して働きながら学ぶ場を求めて都市に出るという経験をモデル不在の決断として捉えている。
- (76) 「私より一つか二つくらいの方の人はそういう家庭のお手伝いから初めて、弟子入りした人なんですよ。私より一級上と私達は学校の企画によって応募されていったものだから五時なら五時っていうとばっと学校に行くことで、残された既存の徒弟は不満を持つことになることになる（S.M）。但し、大森徒弟学校においては既存の徒弟も二百人を収容することとしていた（前掲「大森機会工業徒弟委員会とその事業」、一〇頁）。それがどのような境遇にあったのかについては不明である。
- (77) 機屋の次男に育ったB.K氏がいわれ続けてきた「一生人に使われるな」という言説はそれを代表するが、「町工場ではなぐ大きい会社」として日本無線を親戚に紹介され、電気の勉強に邁進し、戦後電気屋を起すことになる。起業できたかどうかはともかくそのように述懐されることがしばしばある。

五章 小括——青少年労働における学校方式の意味

一九三〇年代の産業の一重構造のなかでの青少年の学校から職業世界への移行に焦点をあて、なかでも当時その連

結のために広範に取り入れられた学校方式に着目することで検討を加えてきた。日本経済を二重構造として捉える見方は、青年期教育を二重構造として把握する教育研究にも少なからず影響を及ぼしてきた。その意義は決して小さくはないが、中等教育と青年教育という構造把握のもとだけでは、両者の関係は、前者が都市、後者が農村にそれぞれ対応したスタティックなものとして捉えられるにちがい。そのことを踏え、本稿は、一九一〇～三〇年代の青少年の学校から職業世界への移行という課題とそれへの対応が、それまでの青年期教育の構造を揺るがすものであったことを、教育人口動態史的な視野をもって捉えようとしたのである。

学校方式への着目は、実業教育よりも鍛成・教化という側面に重きを置いて蓄積されてきた青年教育研究と、相対的に中等レベルを中心に展開してきた実業教育研究とを、初等後教育というロウ・アングルのレベルで架橋しようとするものである。

その際、女子青少年労働、商業徒弟、工業徒弟という二つの分析対象を設定して、学校方式の導入に着目しながら当時の青少年労働者養成について考察を行った。すなわち、それぞれ、学校方式を要請する（一）新たな職業世界の広がり、（二）都市社会の発展と社会政策、（三）青少年の心的な構造、に注目して検討を進めた。これらを通して明らかになつたのは、学校方式の導入が青少年労働者養成に関わる新たな問題解決のための重要な役割を担っていることであり、その際に焦点となつたのは学校と職業社会との間に学校方式による低度の実業教育をいかに組織するかという問題であった。上記の各側面についてその展開をまとめるに次ぎになる。（一）急激な近代化とともに女性の職域と労働力需要の拡大の中で、一部の産業では求人と人材育成を巡る問題に直面することで、問題解決の方策として待遇や労働条件の改善だけでなく、学校方式の導入が行われた。働きながら学ぶ環境を職業世界内部に整備することは、労働者のスキルアップだけでなく、上級学校への進学が叶わない子どもに対し、職業世界をより魅

力のあるものに見せる役割も果たすものであつたと捉えられる。（一）青少年の大規模な都市流入は、都市教育という新たな教育課題の領域を形作る契機となつた。そこには実業補習教育の充実に加えて、多くの流入青少年を都市社会生活に適応させるための配慮や、そうした青少年の向学心への対応といった課題が埋め込まれ、学校方式の拡大は、具体的な対応策としての意味をもつていていた。都市青年学校の展開は、一九一〇年代に派生した都市教育への課題意識の延長線上に位置づく側面をもつており、例えばこの時期の都市文化の所産である百貨店の補習教育を参照しながら、学校方式への接近が試みられていた。（二）青少年の広義の青年学校の受け止めの前提にあつたのは、学校が社会に定着していくなかで蓄積される就学行為への価値意識の形成があつた。そこには、職業世界への参入のための知識・技能の習得、中等学校進学への代替、さらに、職業社会に出るにあたつて高等小学校後の学校を介するということ自体が積極的な意味を持つという状況が生まれていたのである。それは社会の一人前像が初等後学校を介して保持されるというメンタリティーの表出としても捉えられよう。

女子青少年労働・商業徒弟・工業徒弟という三つの分析対象を巡る学校方式に通底していたのは、中等教育への意識である。この場合の中等教育とは学歴の制度化の相も含むが、小学校（初等教育）の上にある中等教育の内容そのものを示す。この段階の教育内容を一般的な教養として捉える背景が生まれていたのである。一九一〇年代までの女性を対象とした企業内教育などは、小学校教育の補習といった性格が強く⁽¹⁾、中等レベルの教育が意識されていたわけではなかつた。しかし一九一〇～三〇年代には大都市部の接客・サービス業、通信産業が発達・拡大する中で、新しい職業世界はより高い学歴や知識を要求するようになつた。実際、電話交換手や百貨店員といった職業では、一九二〇年前後からすでに学校方式の導入が行われるようになる。これらの職業においては、すでに述べたように、学校方式の存在が近代的職業の象徴としての意味をもつっていた。一九一〇年代の半ばには労働力の主体が女子から男子へと

シフトしていく工業においても、企業内教育という形で行われた学校方式は、これまでとは違ったかたちで知識、技能を伝達する方式を用いて新しい状況に対応しようとしていた。実際にはこれまでの徒弟方式と合わさった過渡的な性格を持ったとはいえ、経験的な伝達とは異なった学校知識というかたちで知識や関連技能を伝達することになる。そのなかで学校方式は高等小学校卒業者たちを中心に、「働きながら学ぶ」機会を提供することで中等教育とのギャップを埋め合わせようとする性格を帯びていったのである。実際には、「働きながら学ぶ」学校方式による中等教育へのキヤッチ・アップは、授業時数やカリキュラムといった面から見ても決して容易ではなかったこともまた事実である。行論に見られるように三つの分析対象において学校方式の普及拡大が同じようにスムーズに進んだわけではなく、そこにはそれぞれ異なった葛藤の位相が存在した。しかも三〇年代前半までの学校方式は、その形態も多様であり、とりわけ企業内教育の形態を取るものとそうでないものとの格差も顕著であった。

多様性をもつた学校方式による低度の実業教育に制度的位置づけを与えたのが青年学校であった。この場合の低度実業教育は、行論で対象にしてきた初等教育修了後の少年が社会に出るために必要な実業的な教養を対象にした教育の謂いである。確かに外延を広くもって制度化された青年学校は周知のように軍の要請を強く受けた学校であったが、都市部における青年学校には、それのみならず独自の役割を担うことが期待されていた。それは様々な形で存在した低度の実業教育を学校知識として組織化することにより、青少年の新しいライフコースの受け皿としての意味も伴うことになっていたのである。

一九三〇年代は就学をライフコースの中に明確に位置づけるようになった時期であり、それを前提に義務教育後の進学や職業社会との連結が大衆レベルで問題とされた。教育改革構想の中核的問題として存在していた中等教育一元化問題もそのようななかで存在していたのである。本稿での都市青年学校に至る学校方式の経緯の検討を通して、現

実的基盤との関係でこれまで中心的に論じられてきた⁽²⁾中等学校—青年学校、中学校・高等学校—実業学校という構図のみならず、実業学校—都市（私立）青年学校という構図を視野に入れて捉える必要を指摘したい。それは三〇年代の中等教育機会の拡大とも相まつた学校方式＝実業教育の普及拡大の動きのなかで捉えられよう。もちろん、本稿で検討された事例が容易に一般化できるわけではなく、この間のプロセスにおいても依然として存在した男子と女子の就学機会の格差といったことも考慮されなければならない。また学校方式の多様性を巡っては、中等学校と各種学校の関係性といった枠組みのもとで、より詳細な実態を明らかにしていく必要がある。

これまで見てきたような学校方式の経験が戦後においてどのような意味をもったのかを検討することは、今後に残された大きな課題であるが、戦後的新制中学校や高等学校との関連において学校と職業世界の連結が学校知識に基づいて行われる基盤は、一九三〇年代に大きく展開した学校方式によって用意されたと考えられる。その意味において三〇年代は、現代にまで連なる学校方式の時代の幕開けとしても位置づけられよう。

(1) 花井信『製糸女工の教育史』大月書店、一九九九年。

(2) 一九三〇年代の中等教育一元化構想については、米田俊彦「兩大戦間期における中等教育の実相——中等教育一元化の現実的基盤の検討——」〔『日本教育史研究』一〇号、一九九一年九月〕などを参照。

**The Age of Schooling for Youth Laborers: Various Aspects
of the Conversion of Youth Laborers from the 1920s to 40s**

Hajime Kimura, Masahiro Takase and Chikako Tomizawa

Abstract

This paper describes the transition of youths from school to work in the dual structure of the industry of the 1930s, especially focusing on the schooling extensively provided at that time. In those days, youth laborers consisted of woman youth laborers, commercial apprentices and industrial apprentices, and we examined youth laborer training by focusing on the introduction of the schooling. The following was clarified through this research.

48

(1) While the women labor markets expanded between W. W. I and W. W. II, the relation of school to the working world was strengthened especially in the modern sector. The introduction of schooling for young women laborers enabled a good labor force to be maintained. This corresponds simultaneously with women's demand for learning continuity.

(2) The increase in the inflow of many youths to large-scale cities required "urban education" with a different structure from that offered in rural areas in the 1920s. "Urban education" aimed to dissolve the duality of vocational training in commerce and to reorganize apprenticeships into the school system.

(3) In order for youth laborers to understand the need for private youth schools, formation of a consciousness and attitude to accept the school itself was a valuable premise. It led to acquisition of the knowledge and skill required for entry to the working world, and the formation of the consciousness for further learning after graduating from a higher elementary school.

た。それぞれ相互の議論を踏まえながら稿をなしている。